

平成30年第6回小山町議会9月定例会会議録

平成30年8月29日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	2番	佐藤 省三君	3番	鈴木 豊君
	4番	池谷 弘君	5番	藺田 豊造君
	6番	阿部 司君	7番	高畑 博行君
	8番	渡辺 悦郎君	9番	込山 恒広君
	11番	池谷 洋子君	12番	米山 千晴君

欠席議員 1番 遠藤 豪君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	杉本 昌一君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長	野木 雄次君	未来創造部長	遠藤 正樹君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	シティプロモーション推進課長	勝又 徳之君
総務課長	大庭 和広君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
介護長寿課長	山本 智春君	建設課長	山口 幸治君
農林課長	前田 修君	商工観光課長	湯山 浩二君
未来拠点課長	清水 良久君	おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君
都市整備課長	高村 良文君	危機管理監兼防災課長	岩田 和夫君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長	岩田 芳和君	議会事務局書記	小野 利幸君
会議録署名議員	8番 渡辺 悦郎君	11番 池谷 洋子君	

散 会 午後1時16分

(議 事 日 程)

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 町長提案説明 |
| 日程第 4 | 報告第13号 平成29年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について |
| 日程第 5 | 報告第14号 平成29年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について |
| 日程第 6 | 報告第15号 平成29年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について |
| 日程第 7 | 同意第 4 号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 8 | 同意第 5 号 小山町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議案第80号 工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第81号 土地の取得について |
| 日程第11 | 議案第82号 小山町認可地縁団体印鑑登録条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第83号 小山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第84号 町道路線の認定について |
| 日程第14 | 議案第85号 平成30年度小山町一般会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第15 | 議案第86号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第16 | 議案第87号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第17 | 議案第88号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第18 | 議案第89号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第19 | 議案第90号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第20 | 議案第91号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第21 | 議案第92号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第22 | 議案第93号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第23 | 議案第94号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第24 | 議案第95号 平成30年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算 (第 1 号) |

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。遠藤 豪君は、本日の会議を欠席する旨、届けが不出されておりますので、御報告いたします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は10人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成30年第6回小山町議会9月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

ここで御報告いたします。阿部 司君の表決の方法は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、8番 渡辺悦郎君、11番 池谷洋子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの24日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月21日までの24日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第13号から議案第96号までの33議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成30年第6回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、報告3件、同意2件、工事請負契約の締結1件、土地の取得1件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、町道路線の認定1件、補正予算11件、決算の認定11件、水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計33件であります。

はじめに、報告第13号 平成29年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

平成29年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第14号 平成29年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について及び報告第15号 平成29年度小山町特別会計等資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第80号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成30・31年度豊門会館改修工事の請負契約の締結について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第81号 土地の取得についてであります。

本案は、足柄サービスエリア周辺開発事業における事業用地の取得について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第82号 小山町認可地縁団体印鑑登録条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法の規定に基づく認可を受けた地縁による団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第83号 小山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、公用車等を利用した場合の旅行における旅行諸費の額を減額するため、小山町職員の旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第84号 町道路線の認定についてであります。

本案は、小山湯船原工業団地内に静岡県企業局が整備し完成後に小山町に帰属する道路について、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第85号から議案第95号までについては、一般会計のほか、10の特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第85号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,807万5,000円を追加し、歳入歳出総額を126億7,586万円とするとともに、地方債を補正するものであります。

次に、議案第86号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,106万1,000円を追加し、歳入歳出総額を21億1,106万1,000円とするものであります。

次に、議案第87号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成29年度決算により、歳入の繰越金を5万7,000円増額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を629万6,000円とするものであります。

次に、議案第88号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ138万3,000円を追加し、歳入歳出総額を2億3,154万1,000円とするものであります。

次に、議案第89号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成29年度決算により、歳入の繰越金を75万8,000円減額し、一般会計繰入金を75万8,000円増額するものであります。

次に、議案第90号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成29年度決算により、歳入の繰越金を3万3,000円増額するとともに、同額を土地開発基金繰出金とするもので、歳入歳出総額を1億2,928万4,000円とするものであります。

次に、議案第91号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,614万4,000円を追加し、歳入歳出総額を19億3,814万4,000円とするものであります。

次に、議案第92号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成29年度決算により、歳入の繰越金を129万円増額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を4億3,729万円とするものであります。

次に、議案第93号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）

についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、歳入歳出総額を7億5,857万5,000円とするものであります。

次に、議案第94号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出総額を22億2,800万円とするとともに、地方債を補正するものであります。

次に、議案第95号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出総額を13億5,300万円とするものであります。

次に、認定第1号から認定第11号までと、議案第96号の平成29年度一般会計、10の特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算について、御説明を申し上げます。

はじめに、認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の「主要な施策の成果と予算執行状況報告書」の2ページをお開きください。

平成29年度一般会計の決算額は、歳入総額136億5,498万6,000円で、前年度対比18.6%の増、歳出総額127億1,414万8,000円で、17.1%の増となり、歳入歳出差し引き額は9億4,083万8,000円となりました。この差し引き額には、足柄SA周辺地区開発道路整備事業ほか4件の通次繰越の充当財源、庁舎別棟建設事業ほか17件の繰越明許費の充当財源、町道1207号線道路改良舗装工事ほか2件の事故繰越の充当財源、合わせて4億4,735万3,000円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると、4億9,348万5,000円が実質収支額となり、純繰越金となりました。これから前年度の実質収支額3億7,233万3,000円を差し引いた単年度収支額では、1億2,115万2,000円の黒字となりました。また、実質収支額を標準財政規模の53億5,533万7,000円で除した実質収支比率は、2.3%となりました。歳入、歳出増額の主な要因は、ふるさと寄附金による歳入の増と、ふるさと寄附をしていただいた方への返礼品に係るふるさと振興事業費の増によるものであります。

歳入について、前年度と比較すると、全体で21億3,996万9,000円増額しました。増額したものは、ふるさと寄附の増額による寄附金が10億5,768万7,000円の増、総合計画推進基金や文化財保護基金の繰り入れによる繰入金3億5,848万4,000円の増、金時公園整備に伴う防衛補助金により国庫支出金が2億5,334万円の増が主なものであります。一方、減少したものは、地域産業立地事業費補助金がなくなったことから、県支出金が9,777万8,000円の減が主なものであります。

歳出について、前年度と比較すると、全体で18億5,570万4,000円の増加となりました。目的別の主なものは、総務費が町のPRを行うふるさと振興事業により4億1,960万6,000円、衛生費がRDFセンター解体やそれに伴う広域行政組合清掃費負担金により2億437万2,000円、商工労働

費が企業立地推進費を総務費から商工費に移しかえたことにより3億6,326万8,000円、土木費が豊門公園及び金時公園整備事業や南藤曲団地建設事業により6億4,468万4,000円、教育費が総合体育館アリーナ床改修やパークゴルフ場事務所・休憩所等の建築により1億4,878万3,000円の増となりました。

また、性質別に見ると、義務的経費が36億5,807万円で全体の28.8%、投資的経費が27億4,797万9,000円で全体の21.6%となりました。なお、義務的経費のうち人件費は、18億1,676万2,000円で、前年度対比で2,856万6,000円の増、扶助費が9億5,150万円で、前年度対比4,625万4,000円の増、公債費は8億8,980万8,000円で、前年度対比61万3,000円の減となりました。投資的経費では、災害復旧事業費が198万8,000円で、前年度対比60万2,000円の増となり、普通建設事業費は27億4,599万1,000円で、前年度対比10億381万円の増となりました。

日本経済は、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある中、政府では、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置づけ、アベノミクス「三本の矢」を強化した「新・三本の矢」を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいます。

小山町においては、歳入の根幹である町税が増収に転じ、ふるさと寄附金も好調に推移しており、豊門公園及び金時公園整備や子育て支援センター建築に取り組むとともに、財政調整基金をはじめ基金への積み立てを行うなど、持続可能な財政運営に取り組んできました。また、小山町版内陸のフロンティアを拓く取組として、三来拠点地区の足柄スマートインターチェンジアクセス道路整備や、新しいまちづくりの都市計画道路整備事業を推進し、「金太郎のような元気なまち」を目指すとともに、財源の有効的な活用、効率的な事業の執行にも努めてまいりました。

以上、平成29年度一般会計の決算の概要を説明いたしましたが、その細部につきましては、お手元の「主要な施策の成果」を御参照ください。

次に、認定第2号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は、22億9,940万9,000円で、前年度に比べ895万9,000円の減であります。歳出総額は、20億7,302万7,000円で、前年度に比べ4,311万7,000円の減であります。本会計の実質収支額は、2億2,638万2,000円であります。

次に、認定第3号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は623万8,000円、歳出総額は468万円となりました。

次に、認定第4号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億1,715万2,000円で、前年度に比べ1,333万9,000円の増、歳出総額は2億1,546万8,000円で、前年度に比べ1,646万円の増、実質収支額は168万4,000円であります。

次に、認定第5号 平成29年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億1,824万円、歳出総額は2億1,599万8,000円で、実質収支額は224万2,000円であります。

次に、認定第6号 平成29年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は3万4,020円、歳出総額は20円で、実質収支額は3万4,000円であります。

次に、認定第7号 平成29年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は18億4,376万2,000円で、前年度に比べ6,615万8,000円の増、歳出総額は17億3,879万7,000円で、前年度に比べ1,404万7,000円の増、実質収支額は1億496万5,000円であります。

次に、認定第8号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は3億4,664万円、歳出総額は3億935万円で、実質収支額は3,729万円であります。

次に、認定第9号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億2,459万4,000円、歳出総額は1億1,699万4,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源2万4,000円を差し引いた、実質収支額は757万6,000円であります。

次に、認定第10号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億1,816万6,000円、歳出総額は1億1,809万円で、これから翌年度に繰り越すべき財源7万6,000円を差し引いた、実質収支額はゼロ円であります。

次に、認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億886万5,000円、歳出総額は2億883万5,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源3万円を差し引いた、実質収支額はゼロ円であります。

次に、別冊になっております決算書の議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出の水道事業収益3億2,832万8,000円に対し、水道事業費用は2億5,918万4,000円となり、当年度の純利益は3,997万7,000円であります。また、資本的収入及び支出は、収入額3億6,144万1,000円に対し、支出額は6億7,396万9,000円となりました。なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました33件につきまして、提案説明を終わります。

なお、この後、人事案件については私から説明し、議案第87号、議案第89号、議案第90号及び議案第92号を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

また、認定第1号から認定第11号までの平成29年度歳入歳出決算及び議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、8月30日の決算補足説明において、関係部長等からそれぞれ説明いたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

日程第4 報告第13号 平成29年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長（米山千晴君） 日程第4 報告第13号 平成29年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第13号 平成29年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

本件は、平成28年度から平成29年度までの2カ年にわたる継続費を設定し、実施をいたしました南藤曲団地建設事業についての報告であります。

総額2億2,140万円を支出して継続事業が終了し、決算をしましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調製をいたしました報告書を提出するものであります。

説明は以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 報告第14号 平成29年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第5 報告第14号 平成29年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第14号 平成29年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

平成29年度の小山町の健全化判断比率についてであります。算定した基礎数値及び四つの指標について、7月30日に監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。後ほど、代表監査委員から平成29年度決算審査の意見とあわせて報告がございますので、御承知おきをお願いいたします。

それでは、議案書の4ページを御覧ください。

財政指標のうち、はじめに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが「実質赤字比率」であります。

平成29年度の小山町の標準財政規模は53億5,533万7,000円で、平成29年度の実質収支額は、育

英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて4億9,507万7,000円の黒字でありましたので、実質赤字比率は算定をされないということになります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計をはじめ、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

平成29年度の実質収支額等の合計は9億2,998万9,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定をされないということになります。

次に、実質公債費比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、平成27年度から平成29年度まで年度ごとに算出し、その3年間の平均値をあらわしたものであります。

この実質的な公債費相当額とは、各年度ごと支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、特別会計及び事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに出資金のうち、公債費に準ずるものと、債務負担行為のうち、土地の購入費用などの公債費に準ずるものや、御殿場市・小山町広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち公債費に準ずるものなども含めた合計額から、それらに充てた特定財源等の額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は、昨年度から0.1ポイント減の9.0%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高81億5,385万3,000円や、公営企業債等繰入見込額6億3,194万9,000円のほかに、御殿場市・小山町広域行政組合などの一部事務組合や御殿場市小山町土地開発公社などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高25億1,567万円や交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

本町の将来負担比率は、昨年度から9.1ポイント減の68.2%で、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告を申し上げます。

説明は以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第15号 平成29年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第6 報告第15号 平成29年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第15号 平成29年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

本件は、先の報告第14号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、その年度の決算数値をもとに算定をし、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表することが義務づけられたことによるものであります。この資金不足比率は、公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかをあらわす指標であります。

それでは、議案書の6ページを御覧ください。

「本町の比率」欄のとおり、対象となる6会計とも資金不足比率は算定されませんでした。

個々の会計の状況であります。はじめに、下水道事業特別会計の実質収支額は、224万2,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないということになります。

次に、宅地造成事業特別会計の実質収支額は、3,729万円の黒字となり、土地の売払い収入見込額と地方債残高の差し引きも黒字でありますので、下水道事業特別会計と同様に、資金不足比率は算定をされないということになります。

次に、新産業集積エリア造成事業特別会計の実質収支額は、757万6,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定をされないことになります。

次に、上野工業団地造成事業特別会計及び木質バイオマス発電事業特別会計の実質収支額はゼロ円となっておりますので、資金不足比率は算定をされないということになります。

最後に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計の資金不足比率は、貸借対照表の流動資産総額から貸倒引当金を加えたものから、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものから流動負債総額から建設改良費等の財源に充てるための企業債及び引当金を差し引きすると、9,206万3,000円の黒字でありますので、同様に資金不足比率は算定をされないということになります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告を申し上げます。

説明は以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（米山千晴君） 日程第7 同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置しております。

この委員のうち、平成27年10月1日から委員をお願いしております藤曲弘幸さんが、9月30日で任期満了となります。

藤曲弘幸さんは、固定資産の知識が豊富であり、人格、識見ともにすぐれた方であり、再度選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年間であります。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

日程第8 同意第5号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長（米山千晴君） 日程第8 同意第5号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第5号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

小山町教育委員会は、教育長と4名の委員で組織しております。その中で稲 恵子さんが、本

年9月30日をもって任期満了となります。稲さんは、平成23年7月3日に就任され、以来7年2カ月にわたり、小山町の教育行政の推進に御尽力いただいております。

稲さんは、人格高潔で地域からの信望も厚く、教育、学術及び文化について、高い識見を有しておられ、教育委員に適任の方でありますので、引き続き教育委員に任命したいため、法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から平成34年9月30日までの4年間であります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

日程第9 議案第80号 工事請負契約の締結について

○議長（米山千晴君） 日程第9 議案第80号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第80号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書7ページを御覧ください。

本案は、平成30年・平成31年度豊門会館改修工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、藤曲地内の豊門公園内にある豊門会館の老朽化に伴い改修するものであります。建築物の概要ですが、木造2階建て、1階部分の床面積が387.04平方メートル、2階部分の床面積が140.03平方メートル、延べ床面積は527.07平方メートルであります。

本契約の締結に当たり、公募型プロポーザル方式によりまして、昨年10月17日に優先交渉権者選定審査委員会を開催し、技術提案書に基づくプレゼンテーション、ヒアリング及び審査を行い、清水建設株式会社名古屋支店を優先交渉権者として選定いたしました。

今回、見積金額1億5,600万円に消費税相当額1,248万円を加え、1億6,848万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、平成31年5月31日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第80号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第81号 土地の取得について

○議長（米山千晴君） 日程第10 議案第81号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第81号 土地の取得についてであります。

議案書は11ページを御覧ください。また、12ページには、土地の案内図を添付してあります。

今回取得しようとする土地は、小山町桑木字上ノ原428番2ほか9筆の「旧RDFセンター敷地」で、足柄サービスエリア周辺開発事業用地等として取得するものであります。土地の現況地目は雑種地、面積は実測で2万1,709.42平方メートルであります。

契約の相手方は御殿場市・小山町広域行政組合1者で、取得価格は1億7,693万1,000円であります。

説明は以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第82号 小山町認可地縁団体印鑑登録条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第11 議案第82号 小山町認可地縁団体印鑑登録条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第82号 小山町認可地縁団体印鑑登録条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、認可を受けた地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関する条例を制定するものであります。

議案書は13ページからであります。

現在、本町では九つの区が認可地縁団体として認められております。将来にわたりそれぞれの区が所有する不動産等につきまして、所有権移転や賃貸借等などの必要性が生じたとき、この条例を定めることにより手続が容易になり、地縁団体がより活動しやすくなることが期待されます。

それでは、条例案につきまして詳しく説明をいたします。

本条例は16カ条からなっており、第1条では目的を、第2条及び第3条では、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者とその申請方法を規定しております。

第4条では認可地縁団体印鑑を登録する場合の確認事項等についてを、第5条では登録できる認可地縁団体印鑑について規定をしています。

第6条では認可地縁団体印鑑を登録するときは認可地縁団体印鑑登録原票を作成することと、その登録原票に記載する事項について規定をしています。

第7条では認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請手続についてを、第8条では認可地縁団体印鑑登録証明書の証明事項について規定しております。

第9条から第12条では、認可地縁団体印鑑の登録の廃止、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項の修正、認可地縁団体印鑑の登録の抹消、認可地縁団体の代表者等に代理人を置いている場合の申請手続についてを、第13条から第15条では、認可地縁団体印鑑の登録に関する書類の閲覧の禁止、関係者への質問調査、小山町行政手続条例の適用除外を、最後に、第16条で委任について、それぞれ定めております。

なお、この条例は、平成30年10月1日から施行することとしております。

説明は以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総

務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第83号 小山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第12 議案第83号 小山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第83号 小山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員等が出張等をした場合に支給される旅行諸費に関し、公用車等による出張等の場合は、旅行諸費の構成要素中の交通費に相当する部分について支給する必要性が低く、旅行諸費を見直すこととしたため、小山町職員の旅費に関する条例について一部改正するものです。

それでは、条例改正資料新旧対照表の2ページ、それから4ページを御覧ください。

今回の一部改正の主な内容ですが、第18条に公用車または公務のため借り上げた自動車による出張等における旅行諸費の額を2分の1減額する規定を加えるものであります。また、あわせて文言の整理を行っております。

なお、公用車または公務のため借り上げた自動車により有料駐車場を利用した場合の駐車場料金については、旅行諸費とは別に支給をしております。

最後に、附則において、本条例の施行日を平成30年10月1日からとし、同日以後の出張等について改正後の旅行諸費を適用することを規定しております。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第84号 町道路線の認定について

○議長(米山千晴君) 日程第13 議案第84号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○**経済建設部長（野木雄次君）** 議案第84号 町道路線の認定についてであります。

議案書は21ページをお開きください。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づく町道の認定であります。

静岡県企業局が湯船地内で施工中の湯船原工業団地造成工事において、新たに整備し工事完了後に小山町に帰属する4路線について、町道認定をするものであります。

認定いたします町道の延長は、町道1681号線が865.5メートル、町道1682号線が876.5メートル、町道1683号線が339.4メートル、町道1684号線が209.9メートルであります。

以上であります。

○**議長（米山千晴君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（米山千晴君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで10分間休憩といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再開

○**議長（米山千晴君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第85号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第4号）

○**議長（米山千晴君）** 日程第14 議案第85号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○**企画総務部長（湯山博一君）** 議案第85号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,807万5,000円を追加し、予算の総額を126億7,586万円とするとともに、地方債の補正をするものであります。

はじめに、6ページをお開きください。

地方債の補正についてであります。

中山間地域総合整備事業及び経営体育成基盤整備事業は、県営事業費の確定に伴う負担金の減

額に合わせて限度額の変更をするものであります。

公共道路整備事業及び都市計画道路整備事業は、社会資本整備総合交付金等の国庫補助金の交付額に合わせて事業費を減額することに伴い、限度額の変更をするものであります。

臨時財政対策債につきましては、7月に決定いたしました発行可能額に合わせて、限度額を増額するものであります。

次に、7ページの小学校施設整備事業と中学校施設整備事業は、国庫補助事業として計画をしていたトイレ改修事業の補助採択が見送られ、起債対象事業とならなくなったことから、起債の廃止を行うものであります。なお、事業につきましては、基金等を活用して実施をしております。

次に、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

はじめに、10款1項1目地方特例交付金を351万4,000円、また11款1項1目地方交付税を5,019万7,000円それぞれ増額いたしますのは、7月24日に平成30年度普通交付税大綱が閣議報告され、地方特例交付金と普通交付税の交付額が決定されたことによるものであります。

なお、基準財政収入額を基準財政需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度の0.910から0.009ポイント増加し、0.919になったところであります。

次に、13款1項1目農林水産業費分担金を1,670万7,000円減額しますのは、静岡県で実施しております中山間地域総合整備事業と畑地帯総合整備事業の事業費に合わせて分担金を減額するものであります。

次に、10ページの同じく2目商工労働費分担金を529万8,000円増額しますのは、湯船原地区の南北幹線道路流末排水路整備に対する静岡県からの分担金を計上するものであります。

次に、同じく2項3目土木費負担金を684万円減額しますのは、対象事業の町道3628号線付帯施設整備の進捗に合わせて減額をするものであります。

次に、11ページにかけまして15款2項5目土木費国庫補助金を4億1,904万円減額しますのは、町道3975号線道路整備事業や都市計画道路大胡田用沢線整備事業等の社会資本整備総合交付金の交付額の決定に合わせて減額するものと、道路構造物長寿命化事業の防災安全交付金の交付額の決定に合わせて減額するものが主なものであります。

次に、同じく7目教育費国庫補助金を2,964万1,000円減額しますのは、小中学校のトイレ改修事業に対する学校施設環境改善交付金の対象事業に採択されなかったことから減額をするものであります。

次に、同じく9目特定防衛施設周辺整備調整交付金を1億1,691万円増額しますのは、今年度実施されました沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練分散実施に伴うSACO分を含む二次配分額に合わせて増額をするものであります。

次に、12ページの16款2項7目消費費補助金を286万円増額しますのは、保育園の耐震診断及び

災害対策本部映像装置整備に対する緊急地震・津波対策等交付金を増額するものであります。

次に、13ページにかけまして17款1項1目財産貸付収入を256万2,000円増額しますのは、東富士演習場貸付料が決まったことから、契約額に合わせて増額するものであります。

次に、同じく2項1目不動産売払収入を520万円増額しますのは、足柄スマートインターアクセス道路の町道2316号線付け替えにより生じた旧道路敷地を売り払うものであります。

次に、18款1項2目ふるさと寄附金を2億円増額しますのは、今年度の見込額に合わせて増額するものであります。

次に、同じく3目総務費寄附金を3,000万円増額しますのは、民間事業者から新柴区の地域振興を目的とする御寄附をいただいたことによるものであります。

次に、14ページの19款2項2目須走地域振興事業基金繰入金を400万円減額しますのは、充当事業の変更に伴う減額であります。

次に、同じく6目教育振興基金繰入金を9,900万円計上いたしますのは、小中学校トイレ改修事業の財源に充てるため、繰り入れをするものであります。

次に、15ページの20款1項1目繰越金を3億5,348万5,000円増額しますのは、平成29年度の決算が確定したことによるものであります。なお、実質収支額は、4億9,348万5,000円となりました。

次に、21款4項1目商工費元利収入を287万6,000円減額しますのは、勤労者住宅建設資金貸付制度の預託金額の決定によるものであります。

次に、22款1項1目農林水産業債を1,500万円減額しますのは、県営事業負担金の減額によるものであります。

次に、16ページにかけまして同じく2目土木債を3億3,370万円減額しますのは、社会資本整備総合交付金等の交付額が大幅に減少し、事業費が減額したことによるものであります。

次に、同じく4目教育債を5,200万円減額しますのは、小中学校トイレ改修事業の補助採択が見送られたことにより、起債を廃止することによるものであります。

次に、同じく6目臨時財政対策債を4,600万円増額しますのは、普通交付税の交付額とともに決定されました発行可能額に合わせて増額をするものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。

はじめに、4月以降の人事異動等に伴い生じる職員人件費の補正につきましては、通常、給与改定等と同時に12月補正において一括、提案をしているところでありますが、12月補正前までに予算に不足が生じる科目があるため、議会費のほか22の科目において調整をするものであります。

それでは、19ページを御覧ください。

2款1項4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を5億2,811万円増額しますのは、災害や不測の事態に備えるため、財政調整基金に積み立てる1億1,000万円、防衛9条交付金を保育園の運営に関する事業などのソフト事業に充てるため、東富士演習場関連特定事業基金へ積み立て

る8,811万円、ふるさと寄附の使い道として「登録有形文化財等の保全・活用のため」と「生きる力を育む教育の充実」を選択した寄附金額の見込額を、それぞれ文化財保護基金に2,000万円、教育振興基金に1,000万円、総合計画を推進するために総合計画推進基金に2億5,000万円、庁舎建設基金に5,000万円をそれぞれ積み立てるものであります。

次に、同じく説明欄（5）公用車管理費を235万円増額しますのは、公用車1台を買いかえるものであります。

次に、20ページの同じく6目自治振興費のうち説明欄（2）自治振興費を3,000万円増額しますのは、新柴区公民館建設のための補助金であります。

次に、21ページにかけまして同じく7目電算管理費のうち説明欄（2）電算管理費を463万3,000円増額しますのは、町内小中学校電算システムのセキュリティ対策を強化する委託料であります。

次に、23ページの同じく7項4目広域行政組合管理費のうち説明欄（2）広域行政組合管理費を842万9,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算（第1号）に伴うものであり、その内容は平成29年度決算に伴う負担金の精算と退職手当基金への積み立てであります。

次に、24ページの同じく8項1目広報広聴費のうち説明欄（3）東京オリンピック・パラリンピック推進事業費を587万4,000円減額しますのは、地域おこし協力隊の活用が見込めないことから、その経費を減額するものが主なものであります。

次に、25ページにかけまして同じく説明欄（5）ふるさと振興事業費を1億4,043万2,000円増額しますのは、本町へふるさと寄附をしていただいた方へのお礼の品を送るために係る経費を見込んだものであります。

次に、26ページの3款1項1目社会福祉総務費のうち説明欄（2）社会福祉総務費を493万6,000円増額しますのは、平成28、29年度分の臨時福祉給付金に対する国庫補助金を精算により還付するものであります。

次に、同じく4目国民健康保険費のうち説明欄（2）国民健康保険特別会計繰出金を376万9,000円増額しますのは、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に伴うもので、その内容は人事異動による人件費であります。

次に、27ページの同じく2項2目介護保険費のうち説明欄（2）介護保険特別会計繰出金を248万1,000円増額しますのは、介護保険特別会計補正予算（第1号）に伴うもので、その内容は人事異動による人件費であります。

次に、28ページの同じく3項3目保育園費のうち説明欄（3）保育園維持管理費を385万円増額しますのは、すばしり保育園の耐震診断委託料であります。

次に、30ページの4款2項1目環境保全総務費のうち説明欄（8）広域行政組合衛生センター負担金を189万7,000円、31ページの同じく3項2目塵芥処理費のうち説明欄（3）広域行政組合富士山エコパーク負担金を512万4,000円それぞれ減額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組

合の補正予算（第1号）に伴うものであり、その内容は平成29年度決算に伴う負担金の精算であります。

次に、32ページにかけまして5款1項5目土地改良事業費のうち説明欄（4）町単土地改良事業費を250万円増額しますのは、7月の降雨による路肩の崩壊等が確認された沼子堰取水口ほか3件の修繕費であります。

次に、同じく7目中山間地域総合整備事業費のうち説明欄（2）中山間地域総合整備事業費を375万円減額しますのは、県営事業費の確定から負担金を減額するものであります。

次に、同じく8目経営体育成基盤整備事業費のうち説明欄（2）経営体育成基盤整備事業費を2,963万6,000円減額しますのは、県営畑地帯総合整備事業費の確定から負担金を減額するものが主なものであります。

次に、33ページの同じく2項2目林道費のうち説明欄（2）林道維持管理費を200万円増額しますのは、7月の降雨により土砂崩落や路肩崩壊があった林道中島線及び生土不老山線の修繕費であります。

次に、34ページの6款1項2目企業立地推進費のうち説明欄（3）未来拠点事業費を8,242万3,000円増額しますのは、湯船原地区の南北幹線道路流末排水路整備の700万円、南北幹線道路整備事業に支障となる調整池の移設費7,000万円と、湯船原地区の視察対応のための駐車場施設等整備費の500万円が主なものであります。

次に、同じく2項2目町民いこいの家管理費のうち説明欄（2）町民いこいの家管理費を200万円増額しますのは、あしがら温泉内のボイラー周辺の配管修繕料であります。

次に、35ページにかけまして同じく3項1目労働諸費のうち説明欄（2）勤労者支援費を287万6,000円減額しますのは、勤労者住宅建設資金貸付制度の預託金額の決定に伴い減額をするものであります。

次に、7款1項1目土木総務費のうち説明欄（2）土木総務費を300万円増額しますのは、工事完了図面を電子化する委託料であります。

同じく説明欄（3）公共用地測量登記事業費を160万円増額しますのは、桑木地内の国土調査結果に現状と乖離があり、町道改修事業に支障をきたすため、地図訂正をするための測量調査費用であります。

次に、36ページの同じく2項1目道路橋梁総務費のうち説明欄（2）道路橋梁総務費を680万円増額しますのは、県道沼津小山線及び農道橋梁補修に対する負担金確定に合わせて増額をするものであります。

次に、同じく3目町道整備事業費のうち説明欄（2）町道整備事業費を1,000万円増額しますのは、南藤曲区内の町道1288号線待避所整備の工事費670万円と、須走地区内の町道4050号線及び足柄スマートインターチェンジアkses道路の町道2316号線の用地費330万円であります。

次に、37ページにかけまして同じく4目公共道路整備事業費のうち説明欄（2）公共道路整備事

業費を4億3,123万6,000円減額しますのは、社会資本整備総合交付金の交付決定額に合わせて事業費を減額するものが主なものであります。

次に、同じく説明欄（4）道路構造物長寿命化事業費を4,090万円減額しますのは、防災安全交付金の決定に合わせて事業費を減額するものであります。

同じく説明欄（5）東名足柄関連町道整備事業費を500万円増額しますのは、足柄スマートインターチェンジ開通に向けてその整備効果を検証する委託料であります。

次に、38ページの同じく4項2目都市計画費のうち説明欄（3）都市計画道路整備事業費を3億5,918万1,000円減額しますのは、社会資本整備総合交付金の交付決定額に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、39ページの同じく5項1目住宅管理費のうち説明欄（2）町営住宅維持管理費を2,450万円減額しますのも、社会資本整備総合交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、8款1項1目常備消防費のうち説明欄（2）広域行政組合常備消防負担金を232万9,000円減額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算（第1号）に伴うものであり、その内容は前年度決算に伴う負担金の精算であります。

次に、40ページにかけまして同じく5目災害対策費のうち説明欄（2）地震対策費を280万8,000円増額しますのは、災害対策本部の映像設備を増設するものであります。

次に、41ページの9款2項1目学校管理費のうち説明欄（5）小学校施設整備費を250万円増額しますのは、小学校施設内のブロック塀改修等の修繕料を増額するものであります。

最後に、42ページの12款1項1目予備費を9,394万6,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（高畑博行君） 補助金の大幅な減額のために、あちこちの事業で見直し、または取りやめなければならない点が出てきているのは非常に残念に思うわけですが、歳出に関して3点ほど質問をさせていただきます。

最初に、20ページ、2款1項6目19節負担金補助及び交付金、説明欄（2）の自治振興費の公民館建設費補助金に3,000万円計上されております。新柴の公民館との説明がございました。町からの補助率はどのくらいなのかお伺いしたいと思います。

次に、34ページ、6款1項2目15節工事請負費の説明欄（3）未来拠点事業費の調整池移設工事に7,000万円計上してあります。どの場所に移設するのか御説明を願いたいと思います。また、湯船原地区視察展望台駐車場整備に500万円計上されています。これもどの場所に整備するのかお伺いしたいと思います。

最後に、37ページ、7款2項4目15節工事請負費の説明欄（2）公共道路整備事業費の町道整備費が3億7,500万円の大幅減額です。これも交付金減額のためのお話があったわけですが、対象となる主な町道整備、主な町道がどこなのか説明していただければと思います。

以上、3点質問をいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 高畑議員の1点目の御質問にお答えをいたします。

2款1項6目自治振興費、19節公民館建設費補助金について町からの補助率ですが、こちらは一般寄附として自治振興費の寄附金を新柴区の地域振興のために寄附をいただきましたので、町からの補助率はございません。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 高畑議員の御質問にお答えします。

6款1項2目15節の調整池移設工事7,000万円の移設する場所はどこかという御質問です。

この調整池の現在ある場所が、町道3078号線、先ほどの臨時会で議決をいただきました道路改良工事の新産業集積エリアから上野工業団地へ向かう約500メートルの道路ですが、徳風園から上野工業団地側へ行った右手にございます。そこで道路に支障となるということで、道路を改良して広げた後にアグリーンドアストリーエリア側、道路の西側へ移設する計画でございます。

2点目の質問ですが、同じく15節になります。湯船原地区の視察展望台駐車場整備ほどの場所かという質問でございます。

まず、現在この湯船原地区の視察展望台というのが、大和リース株式会社の太陽光発電所を視察するために設けております展望台がございます。ウッドデッキ仕様の展望台なんですけれども、今回のこの工事におきましては、その展望台へ行くまでの景観や利便性を向上させようということで、県道山中湖小山線から展望台へ向かうところの少し広がったところを駐車場として活用できるように整備していくと。それと、展望台へ行くまでの道路も足元が悪いということで敷砂利等で整備して、あわせて展望台からの眺望の阻害となっております立木の伐採等を今計画している状況であり、場所の移設ではございません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

7款2項4目15節町道整備事業において3億7,500万円の減額の影響を受ける路線ですが、計画路線が幾つかある中で全体的に事業縮小の必要が出ております。その中でも主なものとして、用沢地内の用沢大御神線、それから菅沼の足柄三保線の計画事業を取りやめております。

説明は以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○5番（**菌田豊造君**） 1点だけ御質問します。

28ページ、保育園の維持管理費について御質問します。

すばしり保育園の耐震診断と申しておりましたけれども、なぜ今頃この耐震診断の計画が上がったのか。これは何のために今頃になったのか。

それから、もう一つは、耐震診断を民間人がやるともう少し低いような金額でもって出てくるのが普通なんですけれども、これは当局がやるとこのように高くなる。これについて御説明願います。

以上。

○議長（**米山千晴君**） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（**長田忠典君**） 菌田議員の御質問にお答えします。

予算書28ページ、3款3項3目保育園費の（3）保育園維持管理費の耐震診断についてですが、こちらにつきましては、昨年度から教育委員会でも各地区にこども園化を進めていきたいということをお説明しているところですが、その中で須走地区におきましても、須走幼稚園、それからすばしり保育園のこども園化を進めていきたいと考えております。すばしり保育園の施設については、現在の建築基準法以前の構造となっております。また、すばしり保育園は、防衛の補助金を使って建設しております。

今後のすばしり保育園のあり方について、建物の取り壊し等も含めて、先ほど言いましたとおり、防衛の補助金をいただいておりますので、耐震診断を行う必要性が出てきました。

次に、耐震診断の金額についてですが、これについては、業者から見積をいただいた金額でございます。したがって、この見積の金額に合わせて補正をさせていただきました。

以上であります。

○議長（**米山千晴君**） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**米山千晴君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会及び文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第86号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（**米山千晴君**） 日程第15 議案第86号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第86号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,106万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億1,106万1,000円とするものであります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

5 ページをお開きください。

4款1項1目保険給付費等交付金の27万円の増額は、本年度から静岡県国保へ移行したことに伴い、各種報告に係るシステムを改修するため、県の交付金の内示額に合わせ増額するものであります。

次に、6款1項1目一般会計繰入金金の376万9,000円の増額は、平成30年4月1日付人事異動による職員配置に伴い不足する職員給与等を増額するものであります。

7款1項2目その他繰越金の1億7,702万2,000円の増額は、平成29年度の決算剰余金として確定した2億2,638万2,000円と当初予算で見込んでおりました4,935万9,000円との差額を増額するものであります。

6 ページを御覧ください。

次に、歳出について御説明いたします。

1款1項1目一般管理費、説明欄（1）職員人件費を376万9,000円増額しますのは、人事異動による増額でございます。

その下、説明欄（2）一般管理費の13節国保制度改正システム改修を27万円増額しますのは、先ほど御説明いたしました、システム改修による所要額が確定したため補正するものであります。

7 ページを御覧ください。

6款2項1目保健衛生普及費の説明欄（2）保健衛生普及費、11節印刷製本費14万円、12節通信運搬費26万7,000円、13節ジェネリック通知作成等16万2,000円をそれぞれ増額しますのは、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品を利用した場合、自己負担額がどれだけ安くなるかを示したジェネリック差額通知を発送するためのものであります。

次に、同じページ下段から次の8ページにかけまして、9款1項3目償還金の説明欄（2）償還金、23節療養給付費等負担金精算返納金を3,920万2,000円増額しますのは、一般被保険者に係る保険給付に対する、平成29年度療養給付費等負担金等の実績報告に伴う精算で、国に返還する額について前年度繰越金を財源として増額するものであります。

その下、特定健康診査等負担金精算返納金を70万9,000円増額しますのは、特定健診及び特定保健指導事業の精算により超過分となった交付金を国及び県へ返還するためのものであります。

10款1項1目予備費を1億3,654万2,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第87号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第16 議案第87号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第88号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第17 議案第88号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第88号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ138万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,154万1,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。

3款1項1目繰越金を138万3,000円増額いたしますのは、平成29年度決算に伴い、前年度繰越

金が確定したことにより増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

6 ページの 1 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金を138万3,000円増額いたしますのは、出納整理期間中に納付された普通徴収保険料を広域連合に納付するために増額するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第89号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第18 議案第89号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時02分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第90号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第19 議案第90号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算（第

1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第91号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(米山千晴君) 日程第20 議案第91号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第91号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,614万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億3,814万4,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。

上段の6款1項5目その他一般会計繰入金の1節の説明欄1、事務費繰入金の248万1,000円増額しますのは、職員人件費の増額に伴う一般会計からの繰入金であります。

次に、その下、7款1項1目繰越金の1節の説明欄1、前年度繰越金を2,366万3,000円増額しますのは、平成29年度決算に伴う前年度繰越金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の説明欄(1)職員人件費を248万1,000円増額しますのは、人事異動による職員配置により生じる不足分を増額補正するものであります。

次に、下段から次の7ページにかけて、4款3項5目在宅医療・介護連携推進事業費の説明欄(2)在宅医療・介護連携推進事業費を1万2,000円増額いたしますのは、新たに導入するシステムの回線使用料であります。

最後に、6款1項1目予備費を2,365万1,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第92号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第21 議案第92号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第93号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第22 議案第93号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第93号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書5ページをお開き願います。

はじめに、歳入についてであります。

3款1項1目1節繰越金を57万5,000円増額いたしますのは、平成29年度決算が確定したことによるものであります。

次に、歳出についてであります。

6ページを御覧ください。

4款1項1目予備費を32万9,000円減額いたしますのは、先ほどの歳入で御説明いたしました、繰越金57万5,000円とあわせて、1款1項1目3節の職員手当等の増額分90万4,000円に充当するためであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第94号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第23 議案第94号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第94号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書7ページをお開き願います。

はじめに、歳出について御説明いたします。

2款1項1目13節委託料を3,500万円増額いたしますのは、工業団地造成区域内におきまして、過去に地形が改変された形跡のある区域を対象に、試掘調査をするものであります。

次に、歳入についてであります。

予算書6ページに戻って御覧ください。

先ほど歳出で御説明をいたしました、委託料3,500万円の増額分に充当するため、2款1項1目1節用地取得事業債を同額増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第95号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第24 議案第95号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第95号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補足説明に入る前に、先頃、今週の月曜日、27日でございますが、無事に小山PA周辺地区におきまして開発事業の事業協力者となります東和不動産と開発に関する基本協定を締結いたしましたことを御報告申し上げます。また、詳しい説明は、後日、席を設けて御報告させていただきたいと考えております。御承知おき願います。

それでは、補足説明に戻らせていただきます。

補正予算書6ページをお開き願います。

はじめに、歳出について御説明いたします。

1款1項1目17節公有財産購入費を5,000万円増額いたしますのは、小山パーキングエリア周辺開発事業及び町道拡幅改良工事に伴い、区域外へ移転される既存事業所の移転先となる用地を、本町が先行取得するためのものであります。

次に、歳入についてであります。

予算書、戻って5ページを御覧ください。

3款1項1目1節土地売払金5,000万円を計上いたしますのは、先ほど歳出で御説明をいたしました、本町が先行取得いたしました土地を、事業者の移転のために、同額で売り払うためのものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、8月30日木曜日 午前10時開議

認定第1号から認定11号までの平成29年度会計決算11件と議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計12件を順次議題として、決算の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時16分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

署 名 議 員 池 谷 洋 子

平成30年第6回小山町議会9月定例会会議録

平成30年8月30日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君
5番 藺田 豊造君 6番 阿部 司君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 込山 恒広君 11番 池谷 洋子君
12番 米山 千晴君
欠席議員 なし
説明のために出席した者
町 長 込山 正秀君 副 町 長 室伏 博行君
副 町 長 杉本 昌一君 教 育 長 天野 文子君
企画総務部長 湯山 博一君 住 民 福 祉 部 長 小野 一彦君
経 済 建 設 部 長 野木 雄次君 未 来 創 造 部 長 遠藤 正樹君
オリンピック・パラリンピック推進 池谷 精市君 教育次長兼こども育成課長 長田 忠典君
町長戦略課長 後藤 喜昭君 総 務 課 長 大庭 和広君
住 民 福 祉 課 長 渡邊 啓貢君 建 設 課 長 山口 幸治君
未 来 拠 点 課 長 清水 良久君 危 機 管 理 監 兼 防 災 課 長 岩田 和夫君
代表監査委員 池谷 浩君 総 務 課 副 参 事 米山 仁君
職務のために出席した者
議 会 事 務 局 長 岩田 芳和君 議 会 事 務 局 書 記 小野 利幸君
会議録署名議員 8番 渡辺 悦郎君 11番 池谷 洋子君
散 会 午後2時52分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成29年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成29年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成29年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成29年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第12 | 議案第96号 | 平成29年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

議 事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第2 認定第2号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第3 認定第3号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第4 認定第4号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第5 認定第5号 平成29年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第6 認定第6号 平成29年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第7 認定第7号 平成29年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第8 認定第8号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第9 認定第9号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第10 認定第10号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第11 認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第12 議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（米山千晴君） 日程第1 認定第1号から日程第11 認定第11号までの平成29年度会計決算11件と、日程第12 議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計12件を一括議題とします。

この際、あらかじめ御了承願います。平成29年度会計決算関係については、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員からの決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月4日の本会議において行いますので御承知願います。

補足説明は、はじめに一般会計を行い、終了後、特別会計及び水道事業会計を行います。

なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので御了承ください。

それでは、順次、各部長等から一般会計の補足説明を求めます。

はじめに、企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 平成29年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。

なお、これからの補足説明におきまして、決算額は1,000円未満を切り捨てて読み上げをいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに、歳入から御説明を申し上げます。

お手元の決算書の12ページ、13ページをお開き願います。1款町税であります。平成29年度の町税全体の収入済額は39億7,597万5,000円で、収納率は98.9%、歳入に占める割合は29.1%となりました。平成28年度と比較してみますと、町税全体で2億313万2,000円、率にいたしまして5.4%の増額となりました。

項目ごとに見ますと、1項の町民税につきましては、個人、法人を合わせました現年と滞納繰越分の収入済額は14億4,529万6,000円で、前年度に比べ8.9%、金額にいたしまして1億1,771万7,000円の増額となりました。そのうち、個人分は1,631万9,000円の増額、法人分につきましては1億139万7,000円と大幅な増額となりました。

個人及び法人町民税は、昨今の緩やかな景気回復により、雇用・所得環境の改善が続き、増額傾向にあります。特に法人町民税につきましては、町内の主要企業の前年度までの設備投資等による生産性の向上が増額の大きな要因であったと考えております。

なお、個人町民税の収入済額のうち、滞納繰越分の徴収件数は184件で、1,063万円となりました。

次に、2項1目の固定資産税の1節現年課税分であります。収入済額は22億9,883万9,000円で、前年度と比べますと9,700万6,000円の増額となりました。

収入調定ベースで見ますと、土地につきましては最近は下げ止まり傾向にあり、時点修正による標準宅地の修正価格は前年に比べ下落をしましたが、新規の宅地供給事業等の成果もあり、全体で0.7%、金額にいたしまして454万6,000円の増額となりました。家屋につきましては、据え置き年度であることや大規模家屋の建築により3.1%、金額にいたしまして2,427万4,000円の増額となりました。また、償却資産につきましては、新規企業の進出や町内主要企業の設備投資により、既存資産の価格の減少にもかかわらず8.0%、金額にいたしまして5,941万9,000円の増額となりました。

固定資産税の滞納繰越分の徴収件数は361件で、収入済額は2,499万5,000円となりました。

3項の軽自動車税の現年課税収入済額は5,128万9,000円で、前年度に比べ4.4%、金額にいたしまして214万6,000円の増額となりました。増額の要因は、平成28年度の税制改正による、13年を経過した車両に対する重課によるものであります。前年度と比べますと、収入調定ベースで軽四輪乗用車が62台の増加となっております。また、滞納繰越分の徴収件数は19件で、収入済額は11万9,000円であります。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。4項の町たばこ税であります。収入済額は1億3,821万9,000円で、前年度に比べ4.2%、金額にいたしまして604万7,000円の減額となっております。従来からの健康意識の高まりや喫煙を取り巻く環境の変化により、喫煙者が減少傾向にあり、販売本数の減少が続いております。

次に、5項の入湯税であります。収入済額は303万円で、前年度に比べ6.3%、金額にいたしまして18万円の増額となっております。

次に、2款地方譲与税の収入済額9,900万1,000円ではありますが、前年度に比べ0.9%の減額となっております。

次に、16ページ、17ページにかけまして、3款利子割交付金は543万5,000円で、前年度に比べ66.1%の増額となりました。増額の要因は、県民税利子割額の上昇によるものであります。

次に、4款配当割交付金は1,354万6,000円で、前年度に比べ38.8%の増額となりました。増額の要因は、民間企業の業績の上昇によるものと考えられます。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金は1,582万2,000円で、前年度に比べ114.4%の大幅な増額となりました。増額の要因は、株価の上昇によるものと考えられます。

次に、18ページ、19ページにかけまして、6款地方消費税交付金は3億8,821万1,000円で、前年度に比べ2.6%の増額となっております。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金2億1,404万円は、前年度に比べ3.3%の減額で、利用者は1万3,285人減り、36万5,198人でありました。

その下の8款自動車取得税交付金3,650万3,000円は、前年度に比べ34.4%の増額となっております。

次に、20ページ、21ページにかけまして、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金の3,571万円ではありますが、国が所有する固定資産のうち、演習場内の施設、弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるものであり、前年度に比べ2.5%の減額であります。

その下の、10款地方特例交付金の1,211万円ではありますが、前年度に比べ13.3%の増額であります。これは恒久的な減税による地方税の減収を補填するために措置をされた国からの交付金であります。

次に、その下の11款地方交付税4億8,527万円ではありますが、前年度に比べ0.2%の減額となりました。そのうち普通交付税は3億4,971万1,000円で、単年度財政力指数は0.910となり、前年度から0.004ポイント減少し、8年連続で普通交付税の交付団体となりました。

次に、24ページ、25ページ中ほどの14款1項1目使用料及び手数料の1節、備考欄最下段の小山フィルムファクトリー使用料156万円は、2月に指定管理に移行するまでの10カ月分の使用料であります。

次に、34ページの15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金の3億4,869万円は、いわゆる9条交付金と呼ぶもので、実弾演習を行う東富士演習場が存在することにより交付をされるものです。昨年度は、保育園の運営に関する事業などの基金を通じた特定事業と、町道下小林1号線道路改良事業など2件の事業に充当いたしました。

その下の10目地方創生交付金のうち、備考欄の地方創生推進交付金1,399万5,000円は、福祉理美容による地域活性化事業など3事業に、その下の繰越明許分を含めた地方創生拠点整備交付金は、スタジオタウン小山映像文化拠点整備事業など、5事業に対する交付金であります。

次に、44ページ、45ページの17款1項1目財産貸付収入3億3,496万円の主なものは、1節土地

貸付収入、備考欄上段の東富士演習場貸付料3億1,266万6,000円で、約252ヘクタールの町有地を東富士演習場用地として国に貸し付けをしているものであります。

次に、46ページ、47ページの17款2項1目不動産売払収入2億2,471万5,000円の主なものは、1節土地売払収入、備考欄町有地売払収入で、医療法人社団に貸していた介護老人保健施設の敷地の売り払いなど、10件の町有地売払収入で、合計で3万932平方メートルを売却いたしました。

次に、48ページ、49ページにかけまして、18款1項2目ふるさと寄附金27億9,733万8,000円は、ふるさと納税による寄附金であり、その件数は8万4,000件余りでございました。

次に、52ページ、53ページをお開きください。19款2項1目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億3,320万円でございますが、これは、先ほど説明いたしました特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業執行の手法として、基金を通じて保育園の運営に関する事業など5つの特定事業を執行するための繰入金であります。

同じく4目財政調整基金繰入金9,929万7,000円、5目総合計画推進基金繰入金1億6,000万円は、事業の財源調整のために繰り入れをしたものであります。

次に、58ページ、59ページを御覧ください。21款5項5目衛生費受託事業収入9,287万円は、御殿場市・小山町広域行政組合から委託を受けて小山町が行っておりますRDFセンター解体事業の平成29年度執行分相当の受託事業収入であります。

引き続きまして、歳出について説明をいたします。

はじめに、72ページ、73ページをお開きください。2款1項2目財政管理費のうち備考欄(3)行財政改革推進事業費の決算額は457万8,000円で、執行率は96%であります。8節行政アドバイザー謝礼166万円は、研修の講師、審査委員会の委員など、延べ58人のアドバイザーへの謝礼であります。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。2款1項4目財産管理費のうち、備考欄(2)財産管理費の決算額は2,511万4,000円で、執行率は99%であります。主なものは、23節過年度貸付料還付金2,250万円で、歳入で説明をいたしました売り払った介護老人保健施設の貸付料を返還したものであります。

次に、その下の備考欄(3)基金管理費の決算額は15億1,662万9,000円で、執行率は96%であります。主なものは、財政調整基金積立金1億4,000万円、9条交付金を充てる特定事業を実施するための東富士演習場関連特定事業基金積立金3億1,119万円、ふるさと納税寄附金を積み立てた文化財保護基金積立金3億4,000万円と、次のページの総合計画推進基金積立金4億8,000万円です。

これらの積み立てにより、平成29年度末時点の町の積立基金の合計は、平成28年度末から8億1,000万円ほど増えて25億1,567万円となりました。

次に、その下の備考欄(4)庁舎管理費の決算額は4,051万6,000円で、執行率は53%であります。主なものは、17節庁舎用敷地購入費800万円で、庁舎別棟の敷地を購入したものであります。

次に、84ページ、85ページを御覧ください。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄（2）自治振興費の決算額は2,464万円で、執行率は99%であります。主なものは、11節修繕料270万円で11カ所の区掲示板を修繕したものと、19節の区長交付金649万1,000円と、区運営交付金1,446万2,000円であります。

同じページの最下段、備考欄（4）協働推進費の決算額は342万3,000円で、執行率は99%であります。主なものは、19節金太郎計画2020事業交付金125万円と、次のページの須走まちづくり推進協議会補助金170万円で、交付金は各地区に同額を、須走の補助金は須走振興基金を財源に補助をしたものであります。

次に、2款1項7目電算管理費の決算額は7,867万2,000円で、執行率は99%でありました。主なものは備考欄（2）電算管理費の14節総合行政システム機器使用料ほか12件の機器及びシステムの使用料5,332万6,000円と、13節のLAN環境再構築事業688万7,000円で、これは庁舎内のネットワーク環境が古く業務に支障をきたすことが多くなったことから、一般事務に使用するパソコン等を全て無線化したものであります。

次に、90ページ、91ページの9目諸費のうち、備考欄（2）臨時職員福利厚生費の決算額は3,891万8,000円で、執行率は99%でありました。主なものは、社会保険に加入する臨時職員月平均101人の社会保険料である4節臨時職員社会保険料3,304万5,000円であります。

続いて、92ページ、93ページを御覧ください。中ほどの2款2項2目賦課徴収費のうち、備考欄（2）課税事務費の決算額は4,897万4,000円で、執行率は98%でありました。主なものは、町民税、固定資産税及び軽自動車税の課税事務に要する13節委託料の電算処理費2,983万8,000円と、次のページの23節償還金利子及び割引料の過年度町税過誤納金還付金1,402万2,000円であります。この還付金の主なものは、個人町民税や固定資産税の税額変更によるものや、法人町民税の確定申告に伴う予定納税分の還付であります。

続いて、108ページ、109ページをお開きください。2款7項1目企画渉外総務費のうち備考欄（2）企画調査費の決算額は526万円で、執行率は99%であります。主なものは、地方創生推進交付金による19節福祉理美容による地域活性化事業補助金500万円であります。

その下段の備考欄（3）地域公共交通活性化事業費の決算額は7,109万3,000円で、執行率は97%であります。主なものは、19節自主運行バス負担金6,241万7,000円で、有料コミュニティバスの運行を行っている事業者への負担金であります。

次に、110ページにかけて、備考欄（5）広域連携推進費の決算額は142万1,000円で、執行率は96%であります。主なものは、19節御殿場小山ヒーローフェスティバル実行委員会負担金100万円で、昨年9月に開催されました同フェスティバルへの負担金であります。

次に、114ページ、115ページを御覧ください。5目地方創生拠点整備交付金事業費のうち、備考欄（2）スタジオタウン小山映像文化拠点整備事業費の決算額は6,987万6,000円で、執行率は99%であります。これは平成28年度からの繰越明許事業で、拠点整備交付金を活用して小山フィ

ルムファクトリーの整備を行ったものであります。

次に、116ページ、117ページを御覧ください。2款8項1目広報広聴費のうち、備考欄（2）広報広聴費の決算額は、1,768万円で、執行率は99%であります。主なものは、11節の印刷製本費971万9,000円で、広報おやま等の発行事業の経費であります。

なお、13節オリンピック横断幕等製作187万2,000円や、次のページの18節オリンピックカウンタダウンボード68万円など、昨年度は、東京オリンピック・パラリンピックに関する経費はこの事業費で執行いたしました。

同じく備考欄（3）国際交流・姉妹都市交流費の決算額は781万6,000円で、執行率は98%であります。主なものは、19節国際友好交流都市派遣交付金250万円で、ミッション市との姉妹都市提携20周年記念事業の一貫として、カナダのミッション市を訪れた公式訪問団に要する経費であります。

その下の備考欄（4）ふるさと振興事業費の決算額は12億6,016万2,000円で、執行率は98%であります。これは、ふるさと納税の返礼品等に要する経費で、主なものは、13節ふるさと振興事業11億6,053万4,000円で、返礼品購入や発送等の委託料であります。

次のページの備考欄（5）スタジオタウン小山構築事業費の決算額は5,243万4,000円で、執行率は98%であります。主なものは、15節旧町立体育館等解体3,733万7,000円で、貸しスタジオとして利用しておりました旧町立体育館等の解体経費であります。

最後に、272ページ、273ページをお開きください。11款1項公債費のうち1目元金の決算額は8億2,465万7,000円で、執行率は100%であります。これは223本の借入れに対する償還金であります。

その下、2目利子の決算額は6,515万円で、執行率は99%であります。23節町債償還金利子6,510万円は、241本の借入れに対する利子の償還分であります。

以上で、平成29年度一般会計歳入歳出決算の企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

決算書の26、27ページをお開きください。下段の14款2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料、備考欄戸籍住民票関係手数料の844万5,000円は、戸籍や住民票等の交付手数料で2万1,903件分であります。

次に、28、29ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄中段やや下の障害者自立支援給付費負担金の1億4,602万円ですが、歳出3款1項2目障害福祉費の（5）自立支援給付費2億9,051万4,000円の約2分の1を国の負担分として収入したものであります。

続いて、備考欄その下の障害者自立支援医療費負担金726万円は、自立支援医療費扶助等7人分

の2分の1を、備考欄その下の国民健康保険基盤安定負担金の1,425万8,000円は、低所得者を多く抱える保険者支援分の2分の1を国庫負担金としてそれぞれ収入したものであります。

次に、30、31ページをお開きください。中段やや上の15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、備考欄一番上の地域生活支援事業補助金803万5,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金であります。

続いて、備考欄その下の臨時福祉給付金給付事業費補助金の334万5,000円と、同補助金繰越明許の3,265万5,000円、そしてその下の同事務費補助金繰越明許の442万円については、消費税率引き上げに伴い、低所得者の負担緩和として国の100%補助事業として実施した臨時福祉給付金とその事務費相当額で、支給決定見込み者数に、1人につき1万5,000円を乗じた金額及び事務費に対し補助を受けたものであります。

次に、36、37ページをお開きください。16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、備考欄上から2番目の障害者自立支援給付費負担金7,301万円は、先ほど御説明をした自立支援給付費に対し、県が負担する4分の1の分であります。

備考欄その下の障害者自立支援医療費負担金363万円は、自立支援医療扶助等7人分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

続いて、備考欄その下の国民健康保険基盤安定負担金3,928万円は、国保税の低所得者に対する軽減分の4分の3と、低所得者を多く抱える保険者支援分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

次に、その下2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金2,182万6,000円は、後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減分の4分の3を県負担金として収入したものであります。

次に、38、39ページをお開きください。上段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、備考欄一番上の地域生活支援事業補助金380万9,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金で、備考欄2つ下の重度障害者（児）医療費補助金2,054万9,000円は、重度障害者（児）医療費助成金の2分の1を県補助金として収入したものであります。

次に、その下2節の老人福祉費補助金の備考欄在宅福祉事業費補助金300万3,000円は、シニアクラブ活動運営交付金等に対する県補助金として収入したものです。

次にその下、16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち、備考欄一番上のこども医療費補助金1,672万5,000円は、中学生以下の児童生徒の入院、通院に係る医療費に対し、県補助金として収入したものであります。

次に、56、57ページをお開きください。上段の21款3項1目1節老人福祉費納付金、備考欄、老人施設入所者納付金523万5,000円は、養護老人ホーム2施設の入所者13人のうち9人からの費用徴収分であります。

次の58、59ページをお開きください。一番上の21款5項2目1節老人福祉費受託事業収入、備

考欄健康診査受託事業998万1,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合から健康診査の委託料として受け入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

84、85ページをお開きください。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄(3)防犯推進費の決算額は650万円で、執行率は98%であります。主なものとして、14節LED防犯灯等リース料341万8,000円は、LED防犯灯2,065灯分のリース料であります。

次に、94、95ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の決算額は5,521万3,000円で、執行率は94%であります。主なものは、次の96、97ページの備考欄(2)戸籍住民基本台帳事務費の13節電算処理の394万6,000円で、住民情報業務処理及び印鑑登録管理業務を委託したものと、2つ下の住民基本台帳システム改修の276万円は、既存システムを旧姓併記へ対応させるために改修をしたもの、そしてその下の14節の戸籍総合システム使用料745万4,000円と、その下住基ネットワークシステム機器等借上料234万1,000円で、それぞれのシステム使用料と機器借上料です。

その下(3)個人番号カード関連事務費396万9,000円と、同じく(3)個人番号カード関連事務費繰越明許147万9,000円につきましては、7節臨時職員賃金206万2,000円及び14節総合端末使用料134万2,000円によりマイナンバーカードの発行を推進し、次の98、99ページ、19節通知カード・番号カード事務交付金繰越明許147万9,000円は、カードの作成等に要する経費を国の指示額に基づき地方公共団体情報システム機構に納めたものであります。

次に、120、121ページをお開きください。2款9項1目交通安全対策費の決算額は1,762万3,000円で、執行率は99%であります。主なものは、次の122、123ページの備考欄(2)交通安全推進費の19節交通安全指導員設置費負担金の329万3,000円で、静岡県交通安全協会御殿場地区支部に在籍する4人の交通安全指導員の人件費などを御殿場市と小山町で負担するものです。

その下(3)交通指導員活動費の1節交通指導員報酬の240万円ですが、町内で活動いただいております交通指導員25人に対する報酬であります。

次に、同じページの最下段、3款1項1目社会福祉総務費の決算額は6,675万1,000円で、執行率は99%であります。主なものは、次の124、125ページ、備考欄(2)社会福祉総務費の13節地域生活支援業務292万8,000円で、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導、助言、手続、調査などについて、民生委員・児童委員協議会へ委託をしたものであります。

その他では、その下備考欄(3)の社会福祉協議会運営補助費19節社会福祉協議会職員費交付金2,640万円で、社会福祉協議会の職員に対する人件費4人分の交付金であります。

次の126、127ページをお開きください。3款1項2目障害者福祉費の決算額は3億7,929万1,000円で、執行率は95%であります。主なものは、備考欄中段やや下の(3)重度心身障害者(児)援護費の20節重度障害者(児)医療費扶助の4,078万9,000円で、重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成するもので、扶助者は315人でありました。

備考欄最下段の（５）自立支援給付費では、20節障害介護給付費の2億8,627万5,000円が主なもので、身体障害者及び知的障害者の入所支援、居宅介護支援、就労継続支援などの扶助費であります。

次の128、129ページの備考欄（７）地域生活支援事業費では、13節地域活動支援センター事業の1,103万2,000円は、障害者相互支援法の規定により町が実施する障害者の活動機会や社会との交流を促進していくための事業費であり、その下障害者相談事業の506万4,000円は、障害者の相談に応じ、必要な情報の提供を行う事業を4つの社会福祉法人などに委託しているものが主なものであります。

次に、3款1項3目健康福祉会館管理費の決算額は3,035万8,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄（２）健康福祉会館管理運営費13節健康福祉会館指定管理料の2,936万7,000円であります。健康福祉会館につきましては、平成29年度から指定管理者に施設の管理運営をお願いし、町民に対するサービスの向上及び利用者数の増大を図っております。

次に、130、131ページをお開きください。3款1項6目臨時福祉給付金等給付事業費の決算額は3,967万7,000円で、執行率は97%であります。主なものは、備考欄（２）臨時福祉給付金給付事業費363万3,000円と、同繰越明許3,604万4,000円で、19節経済対策分の給付金の123万円と、同繰越明許の3,265万5,000円、これは2,259人に1万5,000円を給付いたしました。

次に、132、133ページをお開きください。3款2項1目老人福祉総務費の決算額は8,253万4,000円で、執行率は98%であります。主なものは、備考欄（２）高齢者福祉推進費の19節、次の134、135ページの2市1町共通無料入浴券負担金674万1,000円、その下のシルバー人材センター運営助成金1,000万円、2つ下の単位老人クラブ活動運営交付金316万6,000円を交付したものであります。更に4つ下の養護老人ホーム建設事業交付金の920万円は、養護老人ホーム「平成の杜」の建設に伴う元金・利子に対する交付金であります。

次に、備考欄（４）老人保護措置費の20節老人措置費3,084万2,000円は、県内の養護老人ホーム2施設へ入所している町民13人に係る措置費であります。

次に、136、137ページをお開きください。3款2項3目後期高齢者医療費の決算額は2億1,494万8,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄中段の（２）後期高齢者医療事業費の13節の健康診査業務1,505万4,000円で、受診者は1,201人、受診率は49.4%でありました。

その下（３）後期高齢者医療負担金につきましては、19節静岡県後期高齢者医療広域連合負担金749万9,000円と、静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金1億5,498万7,000円であります。

次に、148、149ページをお開きください。最下段の4款1項1目保健衛生総務費の決算額は2億3,475万3,000円で、執行率は99%であります。主なものは、次の150、151ページになりますが、備考欄中段の（２）保健衛生管理費につきましては、19節の5番目の看護学校運営費等負担金の676万3,000円と、20節精神障害者医療費扶助の411万9,000円であります。

次の152、153ページの最下段の（３）救急医療対策事業費の主なものは、19節の御殿場市救急

医療センター負担金5,243万6,000円で、昨年度中にセンターを利用された方1万6,405人のうち、小山町民の利用者は2,338人で利用者全体の14.3%でありました。

その下、御殿場市医師会2次救急医療業務負担金934万5,000円は、御殿場市医師会にお願いしている2次救急業務の小山町負担分を御殿場市へ支払ったものであります。

次に、備考欄3段下の公的病院等運営費補助金の6,581万7,000円につきましては、過疎地等不採算地区に立地する公的病院の運営に対する市町村からの助成に対し特別交付税措置がされるため、公益社団法人有隣厚生会富士小山病院へ運営費助成し、地域医療の充実を図ったものであります。

次に、4款1項2目予防費の決算額は5,134万4,000円で、執行率は95%であります。主なものは備考欄(2)感染症予防費の13節個別接種4,769万円で、乳幼児や高齢者の予防接種費で、接種者は延べ6,912人でした。

次に、154、155ページをお開きください。4款1項3目健康づくり推進費の決算額は4,890万8,000円で、執行率は96%であります。主なものは備考欄下段の(3)生活習慣病予防費の13節保健事業の3,402万1,000円で、そのうちがん検診に要した費用が3,235万4,000円、受診者数は延べ8,293人でありました。

次に、156、157ページをお開きください。上段の4款1項4目母子保健事業費の決算額は1億29万9,000円で、執行率は96%であります。主なものは備考欄(2)母子保健事業費の13節保健事業1,276万5,000円で、妊婦健康診査や乳児健康診査に要した経費であります。

次に、その下の備考欄(3)こども医療費助成費の20節こども医療費助成7,496万4,000円、こちらは中学3年生までの通院、入院、全ての医療費に係る自己負担分、延べ3万5,188件を助成したものであります。

同じページ下段の4款2項1目環境保全総務費のうち、次の158、159ページの中段、備考欄(3)環境美化事業費の決算額は500万3,000円で、執行率は97%であります。主なものは、7節臨時職員賃金の445万8,000円で、臨時職員を2名雇用し、不法投棄廃棄物の巡回パトロールや回収を実施したものであります。

その下(4)ごみ減量リサイクル推進事業費の決算額は413万8,000円で、執行率は97%であります。主なものは、次の160、161ページの19節資源リサイクル活動奨励交付金186万6,000円で、子ども会や婦人会など30団体が回収した新聞紙、段ボール、アルミ缶などの資源物233トンに対し活動奨励費として交付したものであります。

備考欄中段の(7)広域行政組合斎場負担金1,431万4,000円と、(8)広域行政組合衛生センター負担金6,274万3,000円につきましては、広域行政組合が運営している施設に係る小山町の負担分です。

次に、162、163ページをお開きください。4款3項1目清掃総務費の決算額は5,832万3,000円で、執行率は99%であります。主なものは、(2)塵芥収集事業費の13節塵芥収集運搬4,903万8,000

円で、家庭から出されるごみについて、町内を4地区に分けて収集運搬を実施している経費であります。

ちなみに、平成29年度の家庭ごみの収集量は3,701トン、町民1人当たりの収集経費は2,590円、町民1人1日当たりの排出量は534グラムでありました。

その下2目塵芥処理費の備考欄(2)塵芥処理費の決算額は1,576万3,000円で、執行率は98%であります。主なものは13節一般廃棄物中間処理626万7,000円で、収集した廃棄物のうち、資源物を中間処理業者において破碎及び選別処理に要した経費であります。

また、次の164、165ページの備考欄の14節一般廃棄物最終処分場用地賃借料363万5,000円は、最終処分場の敷地の土地所有者に支払った賃借料であります。

次に、その下(3)広域行政組合富士山エコパーク負担金1億2,414万3,000円と、(4)広域行政組合再資源化施設建設事業負担金4,765万7,000円については、広域行政組合が管理する施設に係る小山町の負担分です。

最後に、186、187ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費の備考欄(4)消費者行政費の決算額は284万5,000円で、執行率は99%であります。主なものは、7節消費生活相談員賃金268万8,000円であり、消費生活センターに有資格者の相談員を配置し、住民からの相談業務の処理及び消費者教育を専任で担当しております。

以上で、住民福祉部関係の決算補足説明を終わります。

○議長(米山千晴君) それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時07分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告します。池谷オリンピック・パラリンピック推進局長は公務のため会議を欠席しておりますので、御報告いたします。

次に、経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長(野木雄次君) 経済建設部関係の一般会計決算について補足説明を行います。

はじめに、歳入関係の主な内容について御説明いたします。

決算書の22、23ページをお開きください。13款1項1目1節農業費分担金、収入済額4,001万2,000円の内訳の主なものは、県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区及び北郷南西部地区と、県営畑地帯総合整備事業アグリふじおやま地区の分担金で、受益者から徴収したものであります。

次に、24、25ページをお開きください。13款2項3目1節道路橋梁費負担金866万5,000円は、棚頭須川支線隧道改修設計業務委託に伴う中日本高速道路株式会社からの負担金であります。

次に、32、33ページをお開きください。15款2項5目1節道路橋梁費補助金3億7,551万2,000円の主なものは、町道1065号線道路改良舗装工事と、(仮称)小山PAスマートインターチェンジ

アクセス整備に関連する町道3628号線の用地補償費及び道路改良工事などに対する社会資本整備総合交付金であります。

次に、38、39ページをお開きください。16款2項4目1節農業費補助金2,260万3,000円の主なものとしまして、備考欄一番下、ため池耐震対策事業補助金は、棚頭用水池改修に伴う調査測量設計業務及び仮設道路の設置工事に対する県補助金であります。

次に、40、41ページをお開きください。最上段2節林業費補助金423万7,000円の主なものは、備考欄上から2行目、県単林道開設改良事業補助金360万円で、林道中島線及び林道竹之下金時線の路面改良に係る県補助金であります。

次に、16款2項5目2節観光費補助金8,248万2,000円の主なものは、備考欄2行目の観光施設整備事業費補助金8,010万円で、豊門公園修景事業、金時公園整備事業及び足柄ふれあい公園バーベキューガーデン整備事業に対する県補助金であります。

次に、46、47ページをお開きください。17款2項1目2節立木売払収入534万5,000円は、町有林の間伐や皆伐などの森林整備で発生した原木の販売収入であります。

次に、50、51ページをお開きください。18款1項7目1節観光費寄附金2,500万円は、株式会社ふじおやまから収納したものであります。

次に、56、57ページをお開きください。21款4項1目1節勤労者住宅建設資金元利収入2,358万9,000円は、年度当初に静岡県労働金庫へ預託しました平成20年度から平成23年度までの貸し付け7件分の償還金を収納したものであります。

次に、58、59ページをお開きください。21款5項4目1節観光費受託事業費収入553万9,000円は、県からの受託事業で富士山須走口5合目において、登山者から富士山保全協力金を徴収する業務の事業費として収納したものであります。

次に、60、61ページをお開きください。21款6項1目2節雑入のうち、備考欄中ほど、道の駅地域振興センター利用料2,679万3,000円と道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、各施設の総販売額の5%を指定管理者から施設利用料として収納したものであります。

以上が、歳入関係であります。

次に、歳出関係を御説明いたします。

168、169ページをお開きください。5款1項3目農業振興費は、決算額1,039万9,000円で、執行率は96%であります。主なものとしまして、備考欄(2)農業振興費の8節謝礼144万円で、集落支援員を新たに委嘱し、農村活性化センターにおいて学校給食における地域特産物活用支援などを実施しました費用であります。

次に、170、171ページをお開きください。5款1項5目土地改良事業費は、決算額1,965万2,000円で、執行率は97%であります。主なものとしまして、次のページ備考欄(3)土地改良施設維持管理費の13節棚頭用水池実施設計809万2,000円と、15節棚頭用水池仮設道路設置工事91万8,000円は、棚頭用水池の耐震対策として測量設計及び仮設道路の設置工事を実施したものであります。

次に、174、175ページをお開きください。5款1項7目中山間地域総合整備事業費は、決算額4,169万9,000円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、備考欄（2）中山間地域総合整備事業費19節県営中山間地域総合整備事業負担金4,032万6,000円は、中山間足柄金時地区及び北郷南西部地区において、圃場整備等の工事及び換地業務等を実施したため、県への負担金として事業費の15%に相当する額を支出したものであります。

次に、その下5款1項8目経営体育成基盤整備事業費は、決算額4,194万1,000円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、次のページ備考欄（2）経営体育成基盤整備事業費19節の2段目、県営畑地帯総合整備事業負担金4,120万円は、アグリふじおやま地区において測量設計業務及び換地計画原案の作成、伐採工事等を実施したため、県への負担金として事業費の20%に相当する額を支出したものであります。

次に、178、179ページをお開きください。下段の5款2項1目林業総務費は、決算額1,374万2,000円で、執行率は94%であります。主なものとしまして、次のページ、備考欄（2）林業総務費13節林地台帳整備事業577万8,000円は、森林法改正に伴う林地台帳整備を実施したものであります。

次に、備考欄（3）森林整備事業費13節町有林整備事業293万7,000円は、須走地区の町有林約6ヘクタールの間伐作業、また、桑木地区の町有林に森林作業道700メートルの先行開設施業などの森林整備に支出したものであります。

次に、5款2項2目林道費は、決算額4,493万3,000円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、次のページ、備考欄（3）林道整備事業費15節県単・町単林道事業1,080万円は、林道中島線・林道竹之下金時線の路面改良工事を実施したもの、19節山村道路網整備事業負担金2,037万円は、県営事業林道金時線の改良工事に伴う負担金であります。

次に、184、185ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費の決算額は7,876万円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、備考欄中ほど（2）商工業振興費のうち、19節小山町商工会助成金1,030万円は、中小事業者の経営改善及び地域振興を推進するための助成金であります。

次に、190、191ページをお開きください。6款2項1目観光費の決算額は9,680万3,000円で、執行率は98%であります。主なものとしまして、備考欄下段（2）観光振興費13節観光地域づくり推進業務599万5,000円は、地方創生推進交付金を活用し、DMO事業を推進するため、小山町観光協会へ委託したものであります。

次に、192、193ページをお開きください。備考欄（3）富士山観光事業費13節の下段の方、富士山保全協力金徴収業務459万円は、県からの受託事業で、シルバー人材センターに委託した事業費であります。

次に、194、195ページをお開きください。備考欄（4）交流人口拡大事業費19節の下段、町内ゴルフ場利用促進交付金100万円は、ゴルフ場利用税の還元と町内ゴルフ場の利用促進を図る目的で、ハーフコンペの事業費として小山町ゴルフ連盟に交付したものであります。

その下、フジゾンコランヒルクライム交付金200万円は、台湾のサイクリストを招致して実施した自転車レースの事業費として、県及び町等で組織する実行委員会へ交付したものであります。

次に、備考欄（５）観光施設管理運営費13節足柄城址管理用通路設置業務199万9,000円は、足柄城址の維持管理を円滑に行うため、施設内に通路を設置した事業であります。

次に、196、197ページをお開きください。6款2項3目道の駅管理費の決算額は1億590万1,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄（２）道の駅地域振興センター管理費のうち、15節フードテラス整備事業9,953万1,000円で、地方創生拠点整備交付金を活用し、道の駅「ふじおやま」のレストラン部分の拡張リニューアル工事を実施したものであります。

その下（３）道の駅観光交流センター管理費のうち、繰越明許になりますが、11節修繕料243万円は、道の駅「すばしり」の外部階段周りの修繕を実施したものであります。

次に、198、199ページをお開きください。6款3項1目労働諸費の決算額は2,958万7,000円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、備考欄（２）勤労者支援費のうち、21節勤労者住宅建設資金貸付預託金2,358万9,000円は、歳入でも説明いたしましたが、過年度分貸付残高に対する預託金として、静岡県労働金庫に預託したものであります。

次に、204、205ページをお開きください。7款2項2目道路維持費の決算額は7,432万6,000円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、備考欄（２）町道維持管理費のうち、13節除雪1,573万2,000円と、備考欄（３）公共施設地区対応事業費5,206万1,000円は、町内各区からの要望事項に対し132件の工事等を実施したものであります。

次に、206、207ページをお開きください。7款2項3目町道整備事業費の決算額は2億1,320万6,000円で、執行率は35%であります。主なものとしまして、備考欄（２）町道整備事業費13節測量設計業務1,190万1,000円は、町道1004号線道路設計業務ほか7件の委託費であります。15節道路改良舗装事業1億222万円は、町道下小林1号線道路改良舗装工事ほか8件の工事を実施したものであります。

同じく備考欄（２）、上の方に戻りますが、町道整備事業費（繰越明許）の13節測量設計（繰越明許）950万2,000円は、町道1288号線測量設計業務を実施したものであります。

次に、208、209ページをお開きください。7款2項4目公共道路整備事業費は、社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に係る事業費となっております。決算額は6億3,664万3,000円で、執行率は78%であります。主なものとしまして、備考欄（２）公共道路整備事業費の13節橋梁及び道路整備事業2,680万6,000円と、17節道路敷地3,158万1,000円は、中日本高速道路株式会社への町道3975号線新設及び町道3628号線の付け替え工事に関する工事委託料と、同路線の大御神地先における用地買収費であります。

同じく（２）公共道路整備事業費（繰越明許）の13節測量設計（繰越明許）2,559万3,000円は、町道大胡田用沢線ほか1路線測量設計業務委託を実施したものであります。

次に、210、211ページをお開きください。備考欄（３）新東名関連町道整備事業費の主なもの

としまして、17節道路敷地5,297万7,000円と22節立木等物件移転補償費3,071万7,000円は、大御神地先の町道3975号線道路新設工事における用地買収費及び物件移転補償費であります。

同じく備考欄（3）、上段に戻りますが、新東名関連町道整備事業費（繰越明許）の558万2,000円は、用沢地先の町道3975号線道路新設工事における17節用地買収費及び22節物件移転補償費であります。

更に、備考欄（3）新東名関連町道整備事業費（通時繰越）の1,146万8,000円は、用沢地先における中日本高速道路株式会社への町道3975号線新設及び町道3628号線の付け替え工事に関する工事委託料であります。

次に、備考欄（4）、下段の方になりますが、道路構造物長寿命化事業費のうち、13節東名跨道橋補修工事委託749万4,000円は、町道2145号線の古城橋ほか1橋の橋梁補修工事を中日本高速道路株式会社に委託し実施したものであります。

その下の道路構造物点検1,242万円は、橋梁及び大型カルバートの定期点業務の委託料であります。

次に、212、213ページをお開きください。7款2項5目防衛施設道路整備事業費の決算額は1億4,595万6,000円で、執行率は63%であります。主なものは、備考欄（2）防衛施設道路整備事業費のうち、13節測量設計5,122万8,000円と、その下、物件調査3,024万円で、町道3866号線舗装補修工事に伴う委託業務を実施したものであります。

同じく備考欄の最下段、15節道路改良舗装（繰越明許）6,428万7,000円につきましても、町道3866号線舗装補修工事を実施したものであります。

次に、214、215ページをお開きください。7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費の決算額は1,679万6,000円で、執行率は99%であります。主なものとして、備考欄（2）急傾斜地崩壊防止事業費の15節急傾斜地崩壊防止事業1,669万6,000円は、竹之下神田急傾斜地の整備事業を実施したものであります。

次に、7款3項1目河川費の決算額は3,418万3,000円で、執行率は99%であります。主なものとして、備考欄（2）普通河川維持管理事業費の13節測量設計2,448万9,000円は、棚頭地内の須川支線隧道改修設計業務を実施したものであります。

以上で、経済建設部関係の決算補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 未来創造部関係の一般会計決算について補足説明をいたします。

はじめに歳入の主な内容について御説明をいたします。

決算書の22、23ページをお開きください。13款1項2目1節商工費分担金の備考欄2行目、南北幹線道路流末排水路整備事業県分担金の3,201万2,000円は、本町と静岡県とのアロケーションにより整備した流末排水路整備業にかかわる県分担金で、協定に基づき事業費の71%相当分を受け入れたものであります。

次に、計算書の26、27ページをお開きください。14款1項6目土木使用料のうち、3節住宅使用料収入済額5,090万8,000円は、町営住宅14団地の家賃収入と平成28年度以前の家賃収入であります。現年度分の収納率は97%でありました。不納欠損額626万3,000円は、小山町営住宅管理条例に基づき、19件の債権を放棄したことによるものであります。

次に、32、33ページをお開きください。15款2項5目1節道路橋梁費補助金の備考欄下から2行目、社会資本整備総合交付金の東名足柄インターチェンジアkses道路等繰越明許費の1億5,213万4,000円は、足柄スマートインターチェンジに接続する町道2414号線ほかアクセス道路整備事業等に係る国庫補助金であります。

その下、2節計画調査費補助金2億2,781万9,000円の内訳は、都市計画道路大胡田用沢線の用地取得及び物件移転補償費に対する社会資本整備総合交付金1億340万円と、金時公園整備事業に対する防衛施設公園整備事業費補助金1億2,441万9,000円であります。

その下、3節住宅費補助金7,608万3,000円の内訳は、備考欄1行目、静岡県が進めるTOUKA I-O（トウカイゼロ）の推進で、一般住宅におけるわが家の専門家診断補助事業65件に対する国の補助金収入済額150万5,000円と、2行目、木造住宅補強計画策定事業27件の補助金129万6,000円であります。

その下3行目は、町営南藤曲団地ASUO整備事業に対する社会資本整備総合交付金7,249万円であります。

その下4行目、住宅相談支援事業補助金収入済額79万2,000円は、事務に携わる臨時職員に対する国からの補助金であります。

次に、40、41ページをお開きください。16款2項6目2節住宅費補助金1,623万7,000円の主なものは、木造住宅の耐震化を推進するために実施したわが家の専門家診断65件、木造住宅補強計画策定27件、木造住宅耐震補強工事28件に対する県費補助金であります。

次に、44、45ページをお開きください。17款1項1目1節土地貸付収入の備考欄最終行、太陽光発電事業敷地貸付料204万5,000円は、昨年9月から発電を開始いたしました湯船原地区のドリームソーラーふじおやまの事業地として町有地の貸付料であります。

次に、62、63ページをお開きください。21款6項1目2節雑入のうち、備考欄5行目、災害協力金197万円は、先ほども御説明いたしましたが、湯船原地区太陽光発電の開始に伴い、蓄電池及びハイブリット公用車のリース料相当額を発電事業者から受け入れたものであります。

以上が歳入であります。

次に、歳出について御説明をいたします。

決算書の112、113ページをお開きください。2款7項3目定住移住促進事業費の決算額は1億1,181万7,000円で、執行率は97%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）定住促進事業費のうち、下段13節委託料ですが、下から2行目、女性活躍促進事業699万9,000円は、女性の起業家育成を目的としてセミナーを数回実施したものであります。

その下、若者移住促進事業費999万5,000円は、町外に住む若者が本町へ移住定住することを目的にイベントを数回開催したものであります。

続きまして、次ページ114、115ページを御覧ください。備考欄上段、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業799万7,000円は、小山町の魅力を町内外に発信し、町内を訪れる子育て世代を定住移住へと結びつけることを目的にイベントを開催したものであります。

その下、19節定住促進宅地開発事業補助金350万円は、1団地7区画を宅地造成した事業者へ交付したものであります。

その下、個人住宅取得資金利子補給金1,115万円は、申請者計161人に対して借入金の利子補給として交付したものであります。

その下、定住促進事業助成金1,246万6,000円は、居住用地購入28件、住宅購入16件、住宅の賃貸27件、北駿材使用住宅7件の計78件に対して助成金を交付したものであります。

その2行下、出産祝い金支給425万円は、第2子に5万円を35人の方に、第3子に10万円を21人の方に、第4子に10万円を3人の方に、第5子に10万円を1人の方に交付したものであります。

続きまして、同ページ下段、5目地方創生拠点整備交付金事業費のうち、13節委託料294万8,000円の内訳は、次ページ116、117ページを御覧ください。上段備考欄(3)足柄ふれあい公園バーベキューガーデン整備事業費のうち、施設的设计業務183万6,000円、工事施工に対する監理業務111万2,000円であります。

その下、15節工事請負費2,700万円は、バーベキューガーデンの第1期及び第2期工事の繰越明許分であります。

次に、138、139ページを開きください。3款3項1目児童福祉総務費のうち、備考欄(3)児童遊園地管理費96万1,000円は、町内31カ所の児童遊園地の遊具の点検、修繕、消耗品購入の費用であります。

次に、160、161ページをお開きください。4款2項1目環境保全総務費のうち、備考欄(6)浄化槽設置推進事業費1,779万5,000円の主なものは、19節合併処理浄化槽設置奨励事業補助金で、合併処理浄化槽48基の設置に対する補助金であります。

次に、178、179ページをお開きください。5款1項11目農村公園管理費の決算額は2,049万円で、執行率は97%であります。このうち主なものは、備考欄(3)農村公園整備費1,486万円で、先ほども御説明いたしました足柄ふれあい公園バーベキューガーデンの第2期工事の15節工事費1,245万8,000円、17節用地買収費207万3,000円であります。

次に、186、187ページをお開きください。6款1項2目企業立地推進費の決算額は2億835万1,000円で、執行率は66%であります。主なものといたしまして、備考欄(3)未来拠点事業費のうち、ページは189ページを御覧ください。上段13節6行目、湯船原地区南北幹線道路測量設計費2,694万6,000円は、湯船原地区新産業集積エリアと上野工業団地を結ぶ町道3078号線を南北の幹線道路として拡幅整備するために測量調査を実施したものであります。

その下、小山パーキングエリア周辺地区基本構想策定費806万2,000円は、小山パーキングエリア周辺地区の開発に伴い、モータースポーツ産業の集積や宿泊施設整備の基本構想を策定したものであります。

その下、物件調査費1,240万1,000円は、同じく小山パーキングエリア周辺地区の土地利用を計画するに当たり、事前の移転候補地についての調査費であります。

その下、三来拠点事業委託業務の繰越明許費2,905万4,000円は、三来拠点事業の進捗を図るために湯船原工業団地アクセス道路の用地測量や、相続調査、足柄サービスエリア周辺地区においてスマートインターチェンジアクセス道路工事に伴う事業用地の分筆及び所有権移転登記等を実施したものであります。

続きまして、同ページ中段、15節工事請負費の内容ですが、排水路改修工事費2,416万5,000円は、湯船原地区の町道1317号線排水路改修工事費であり、流末排水路整備の4,356万9,000円は、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、県と町のアロケーションによりまして、町が実施した南北幹線道路の流末排水路整備工事費であります。

続きまして、17節事業用地繰越明許費1,116万7,000円と、22節物件移転補償費繰越明許費933万2,000円は、足柄サービスエリア周辺地区の足柄スマートインターチェンジアクセス道路整備事業に必要となる用地取得及び物件移転補償に伴う支出であります。

次に、206、207ページをお開きください。7款2項3目町道整備事業費のうち、備考欄（3）湯船原アクセス道路整備事業費の決算額は1,460万3,000円で、主なものは、13節道路実施設計委託料1,459万8,000円で、湯船原地区の上野工業団地アクセス道路の詳細設計を実施したものであります。

次に、212、213ページをお開きください。7款2項4目公共道路整備事業費のうち、備考欄（5）東名足柄関連町道整備事業費の決算額は1億1,354万2,000円で、主なものは、下から3行目の13節町道道整備工事委託3,260万9,000円で、中日本高速道路株式会社東京支社に足柄スマートインターチェンジに接続する町道の取り付け工事等を委託したものであります。

続きまして、備考欄下から2行目の15節町道整備8,093万3,000円は、足柄サービスやスマートインターチェンジのアクセス道路である町道2414号線の道路改良舗装工事や標識照明灯設置工事を実施したものであります。

続きまして、備考欄（5）東名足柄関連町道整備事業費繰越明許費の決算額2億6,578万5,000円のうち主なものは、15節町道整備繰越明許費で、足柄スマートインターチェンジと接続する町道2415号線や2316号線等の道路改良舗装工事を繰越明許により実施したものであります。

続きまして、同ページの7款2項5目防衛施設道路整備事業費の備考欄（2）13節委託料のうち、下から2行目、物件調査費3,024万円は、小山パーキングエリア周辺地区の開発事業や町道上野大御神線整備事業に先行して物件調査をしたものであります。

次に、216、217ページをお開きください。下段7款4項2目都市計画費の決算額は2億231万

6,000円で、繰越明許費5,030万2,000円を除く執行率は98%であります。主なものといたしましては、次ページの218、219ページを御覧ください。備考欄（3）都市計画道路整備事業費のうち、17節大胡田用沢線整備事業用地費2,805万1,000円は、6筆の道路用地の取得分であり、22節大胡田用沢線物件補償費1億6,338万6,000円は、23件の家屋等を補償したものであります。

続きまして、下段の3目公園等整備費の決算額は3億9,723万9,000円、執行率は93%であります。主なものといたしまして、次ページ220、221ページを御覧ください。備考欄（3）都市公園維持管理費のうち、13節施設維持管理委託料462万5,000円は、町内の公園施設防犯業務委託費と、豊門会館・西洋館における防火設備保守点検業務委託等であります。

その下、14節土地借上料335万5,000円は、須走なかよし公園の土地借上料であります。

続きまして、その下（5）豊門公園整備費1億7,724万2,000円の内訳は、13節豊門会館・西洋館の修景事業に向けた設計業務費委託料1,728万円と、15節豊門公園修景事業工事請負費1億5,996万2,000円であります。

続きまして、その下（6）金時公園整備費2億831万1,000円の内訳は、13節工事監理費220万3,000円と15節工事請負費2億610万8,000円であります。

続きまして、同ページ下段、5項1目住宅管理費の決算額は1億9,514万8,000円、執行率は98%であります。主なものといたしまして、次のページ、222、223ページを御覧ください。備考欄（2）町営住宅維持管理費のうち、下段14節住宅用地借上料1,128万4,000円は、敷地を賃借しております町営住宅10団地、4万3,066.25平方メートルの土地に対する借上料であります。

その下、15節町営住宅解体事業547万3,000円は、大胡田団地2棟10戸を解体したものであります。

続きまして、次ページ、224、225ページを御覧ください。備考欄1行目、同じく町営住宅解体事業（繰越明許）669万6,000円は、町営住宅一色西裏団地2棟9戸を解体したものであります。

続きまして、備考欄（3）南藤曲団地建設事業費1億4,498万円は、逡時繰越により15節に計上いたしました南藤曲団地の2棟15戸の建設費であります。

なお、本事業は歳入でも御説明いたしましたが、町営南藤曲団地A S U O整備事業費であります。

最後に、同ページ中段2目建築指導費の決算額は4,614万9,000円、執行率は97%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）建築指導費のうち、13節わが家の専門化診断301万円と、19節木造住宅耐震補強補助金2,200万円及び木造住宅補強計画策定補助金312万円等は、国庫補助金と県補助金を得て木造住宅の耐震化を推進するプロジェクトT O U K A I - 0（トウカイゼロ）事業であります。平成29年度は65件の耐震診断を実施し、町内の耐震診断実施率は、平成28年度末の27.3%に比較して30.7%へと上昇いたしました。

以上で、未来創造部関係の決算補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、危機管理監 岩田和夫君。

○危機管理監兼防災課長（岩田和夫君） 平成29年度小山町一般会計決算のうち、小山消防署と防災課関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

決算書の40ページ、41ページをお開きください。16款2項7目消防費県補助金の備考欄、緊急地震・津波対策等交付金1,222万7,000円は、町が策定した地震・津波対策等の取り組みに関する計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため交付されるものです。平成29年度は、家庭内家具固定等推進事業、耐震性貯水槽設置工事など13件の事業に充当いたしました。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

226ページ、227ページをお開きください。8款1項2目非常備消防費の決算額は4,297万6,000円で、執行率は99%であります。主なものは、消防団の運営管理及び消防施設維持管理として資機材の整備等に要した費用で、備考欄（2）消防団運営費の1節報酬の消防団員報酬576万円は、消防団員168人分の報酬であります。

下がっていただきまして、9節旅費の費用弁償1,452万8,000円は、消防団員が火災、警戒、訓練等に出勤した際の経費で、内訳といたしましては、建物火災3件、訓練470回等で、年間出勤団員数は延べ9,281人であります。

次に、3段下の11節需用費の消耗品費632万3,000円につきましては、消防団員に係る活動服、防火服及び消防ホース等の購入費用であります。

次に、228、229ページをお開きください。備考欄（4）消防団福利厚生費の8節報償費、消防団員退職報償金の141万5,000円は、消防団員4名の退職報償金であります。

次に、下段になりますが、8款1項3目消防施設費の決算額は1,223万5,000円で、執行率は99%であります。主なものにつきましては、下段の備考欄（2）消防施設費、次のページに行きまして、備考欄、修繕料109万6,000円は、消火栓や防火水槽の緊急修繕を実施したものであります。備考欄上段15節耐震性貯水槽979万1,000円は、藤曲地先に1基40立方メートル型を移設設置したものでございます。

次に、8款1項5目災害対策費の決算額は5,195万6,000円で、執行率は98%であります。主なものは、次の232ページ、233ページになりますが、備考欄（2）地震対策費の11節需用費、消耗品費617万4,000円は、避難所などにおける避難生活維持のための備蓄食料として、アルファ米1万2,000食などを整備したものであります。

次に、備考欄下段の18節備品購入費組立式避難所用トイレ403万1,000円は、各避難所等に配備するための簡易トイレ15基の購入費用であります。

また、2段下の防災倉庫581万4,000円は、吉久保地先に新たに防災用資機材等を収納する防災倉庫の整備を実施したものでございます。

その下、19節負担金補助及び交付金、防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金78万円は、円滑な運行を図り、防災体制の充実強化を図るための町からの負担金でございます。

次に、234ページ、235ページをお開きください。備考欄（3）自主防災推進事業費の19節負担金補助及び交付金、自主防災対策事業補助金275万3,000円は、各自主防災会が実施しました防災資機材や防災倉庫の整備に対し、小山町自主防災対策事業補助金交付要綱に基づき、21区の自主防災会へ交付したものでございます。

次に、8款1項6目無線設備管理費、備考欄上段の（2）移動系無線設備管理費の決算額は360万7,000円であります。主なものは、13節委託料、防災行政無線保守点検141万2,000円で、無線統制局、半固定型無線装置などの保守点検費であります。

以上で、小山消防署と防災課関係の説明を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 教育委員会関係決算の補足説明を行います。

はじめに、歳入についてです。

決算書の22、23ページをお願いいたします。一番下の13款2項1目1節児童福祉費負担金の受託児童保育負担金733万5,000円は、他市町の子どもたちが町内保育園等に在園していたことに伴う他市町からの負担金です。実人数は13人、年間で延べ131人の保育園児に係るもので、延べ人数で対前年度28人の減となりました。

次に、24、25ページをお願いいたします。下段の14款1項2目2節児童福祉費使用料の主なものは、備考欄の1行目の保育所保育料5,707万1,000円であり、平成29年度末では、町内保育所及びこども園長時間利用に430人、町外保育所に24人、計454人が在園しておりました。延べ人数で対前年度35人の増となりました。

なお、平成28年4月から第2子半額、第3子以降の無料化の施策を実施しております。

次に、26、27ページをお願いいたします。中段の14款1項7目教育使用料の1節幼稚園使用料の備考欄の1行目708万8,000円は、幼稚園の保育料で月額6,100円、平成29年度末では、前年度の同数の234人が在園しておりました。また、保育所保育料と同様に、平成28年4月から第2子以降無料化の施策を実施しております。

次に、同じ教育使用料のうち、2節生涯学習施設使用料の備考欄の1行目、パークゴルフ場使用料は292万5,000円で、利用者は延べ6,971人となっております。クラブハウスの建築やコース改修によって閉場したことにより、対前年度人数では1,095人の減、金額で71万2,000円の減額となりました。

次に、28、29ページをお願いいたします。下段の15款1項1目3節児童福祉費負担金の備考欄

の1行目、児童手当負担金1億5,610万3,000円は、児童手当に対する国からの負担金です。

その2行下、障害児施設措置費負担金2,213万4,000円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児利用施設支援に対する国からの負担金であります。

次に、30、31ページをお願いいたします。15款2項2目3節児童福祉費補助金の備考欄1行目、子ども・子育て支援交付金2,704万6,000円は、地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業に対する国からの補助金です。

同じく備考欄4行目、子ども・子育て支援整備交付金1,714万2,000円は、北郷小学校放課後児童クラブ施設建設に対する国からの補助金です。

次に、36、37ページをお願いします。中段の16款1項1目3節児童福祉費負担金の備考欄の1行目、児童手当負担金3,426万円は、児童手当に対する県からの負担金です。

その2行下、障害児施設措置費負担金1,106万7,000円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児利用施設支援に対する県からの負担金です。

次に、38、39ページをお願いします。上段16款2項2目3節児童福祉費補助金の備考欄の2行目、子ども・子育て支援交付金1,690万6,000円は、地域子育て支援拠点事業等に対する県からの交付金です。

次の行、放課後児童クラブ補助金799万8,000円は、放課後児童クラブ運営に対する県からの補助金です。

その5つ下、社会福祉施設等施設整備費補助金428万5,000円は、北郷小学校放課後児童クラブ施設建設に対する県からの補助金です。

次に、歳出について説明します。

138、139ページをお願いいたします。3款3項児童福祉費から説明いたします。

はじめに、3款3項1目児童福祉総務費支出済額は4,746万4,000円で、執行率は96%です。主なものは、下段の備考欄(5)児童発達支援事業費で、そのうち20節児童発達支援事業費1,223万2,000円と、その下の放課後児童通所支援事業費3,026万5,000円になります。児童発達支援事業費は、幼児障害児施設への通所等に係る扶助として、国保連合会を通じて施設に支払うものであり、年間延べ66人が利用しています。延べ人数では、対前年度57人の減となっております。

また、放課後児童通所支援事業費は、就学児童の放課後デイサービスなどの利用に対して、同じく国保連合会を通じ施設に支払うものであり、年間延べ297人が利用しております。延べ人数で対前年度52人の増となりました。

次に、140、141ページを御覧ください。中段の3款3項2目児童手当費の支出済額は2億2,580万円で、執行率は99%です。

備考欄(2)の児童手当費の20節児童手当2億2,471万5,000円は、年3回、延べ2万322人への児童手当の支給であります。延べ人数で対前年度344人の減となりました。

次に、同じページ下段、3款3項3目保育園費は3億9,884万2,000円で、執行率は97%です。

3 保育園と 1 こども園などの管理運営に係る経費で、備考欄（1）職員人件費と次のページ、143 ページの備考欄（2）保育園管理運営費が主なものです。（2）保育園管理運営費の主なものは、7 節の臨時保育士、臨時調理員、臨時事務員の賃金です。

また、次のページ、144、145 ページの備考欄上段、20 節施設型給付扶助費 1,078 万 1,000 円及び地域型給付扶助費 575 万 8,000 円は、他市町への委託保育 33 人分の扶助費です。人数で対前年度 8 人の増となりました。

次に、146、147 ページをお願いいたします。備考欄上段（5）民間保育所施設運営費 6,493 万 6,000 円は、菜の花こども園の施設運営に係る補助金と扶助費として支出したものです。

次に、同じページ中段、3 款 3 項 4 目子育て支援事業費は 1 億 9,794 万 2,000 円で、執行率は 99% です。主なものは、備考欄（1）職員人件費のほか、備考欄（3）放課後児童クラブ費 2,577 万 6,000 円で、5 つの放課後児童クラブに係る経費です。平成 29 年度末では、5 つの放課後児童クラブ合わせて 170 人の児童が利用しました。

更に、次のページ、148、149 ページ、本年 3 月 8 日にオープンしました子育て支援センター「きんたろうひろば」建設に係る経費の備考欄（5）子育て支援センター整備費 8,409 万円と、本年 3 月から利用している北郷小学校放課後児童クラブの施設建設に係る経費の備考欄（6）放課後児童クラブ施設整備費 4,937 万 2,000 円が主なものです。

次に、236、237 ページをお願いいたします。ここから 9 款教育費の説明をいたします。

9 款 1 項 1 目教育委員会費は 111 万 3,000 円で、執行率は 94%、教育委員会の運営に係る経費です。

次に一番下、9 款 1 項 2 目事務局費は 9,167 万 7,000 円で、執行率は 97%、教育委員会事務局に係る人件費、事務費が主なものとなっております。

次に、242、243 ページをお願いします。9 款 2 項小学校費の 1 目学校管理費は 2 億 2,214 万 3,000 円で、執行率は 98%、小学校の管理運営に係る経費です。主なものは備考欄（2）小学校管理運営費で、学校の庶務及び事務を行う用務員及び事務員、特別な教育的支援を必要とする児童に対し指導する特別支援員、教科の指導と校務事務を支援する町単独講師などの 7 節賃金と 11 節光熱水費が主なものです。

次に、246、247 ページをお願いします。備考欄上段（5）小学校施設整備費 5,419 万 1,000 円は、5 つの小学校の施設等の修繕等に要した費用や、須走小学校及び北郷小学校の一部のトイレ改修工事費などであります。

次に、同じページ中段 9 款 2 項 2 目教育振興費は 1,942 万円で、執行率は 91%、小学校の日常の教育活動に要した経費です。主には備考欄（2）小学校教育振興費のうち 13 節、各小学校で週 2 回実施している外国人英語指導員派遣の委託費 909 万 6,000 円と、学用品費や給食費等を援助している備考欄（4）小学校就学援助費 500 万 9,000 円です。

次に、248、249 ページをお願いします。9 款 3 項中学校費の 1 目学校管理費は 1 億 1,383 万 2,000

円で、執行率は98%、中学校の管理運営に係る経費です。小学校費と同様、学校の庶務及び事務を行う用務員及び事務員、特別な教育的支援を必要とする児童に対して指導する特別支援員、町単独講師などの7節賃金と11節光熱水費、また、14節の土地借上料が主なものです。

次に、252、253ページをお願いします。備考欄上段（5）中学校施設整備費1,140万3,000円は、3つの中学校の施設等の修繕等に要した費用や、小山中学校ランチルームの窓の改修工事などがあります。

次に、同じページの中段9款3項2目教育振興費は1,553万3,000円で、執行率は97%、中学校の日常の教育活動に要した経費です。主には、小学校費と同様、備考欄（2）中学校教育振興費のうち、13節、各中学校で週3回実施している外国人英語指導員派遣の委託費505万4,000円と、学用品費や給食費等を援助している備考欄（4）中学校就学援助費583万4,000円です。

次に、一番下の9款4項1目幼稚園費は1億6,970万4,000円で、執行率は98%、3つの幼稚園の管理運営に係る経費です。

次のページ255ページ、備考欄（1）職員人件費と備考欄（2）幼稚園管理運営費の臨時職員の賃金が主なものであります。

次に、256、257ページをお願いします。下段の9款5項1目社会教育総務費は6,868万8,000円で、執行率は60%です。主なものは、備考欄（1）職員人件費をはじめ、次のページ259ページの備考欄（2）社会教育総務費の中の社会教育委員などの委員報酬や、次のページ261ページ、備考欄（4）文化財費の13節富士紡績資料保存整理の委託費と、15節森村橋修景復元事業の工事請負費が主なものとなっております。

なお、森村橋修景・復元事業は4,340万円を平成30年度に滞り越していることから、執行率が低くなっているところであります。

次に、同じページの下段、9款5項2目生涯学習推進費は622万6,000円で、執行率は98%、指定管理者の実施事業を除き、子どもを育む活動に係る経費や、次のページ263ページ、備考欄上段の13節芸術文化振興事業「怒る富士」の委託費400万円が主なものです。

次に、同じページの中段、9款5項3目図書館費は42万3,000円で、執行率は83%、指定管理者の実施事業を除き、読書推進事業等に要した経費です。

次に、同じ最下段、9款5項4目生涯学習センター管理費は2億4,809万4,000円で、執行率は98%、総合文化会館、総合体育館などの維持管理に係る経費です。主なものは、備考欄（2）文化会館等管理運営費のうち、次のページ265ページ、備考欄上段の13節指定管理料1億2,916万9,000円で、生涯学習施設10施設の指定管理料です。

また同じページ、備考欄（3）体育施設管理費のうち、15節総合体育館アリーナ床改修工事4,093万2,000円と、（4）パークゴルフ場管理費のうち、15節事務所及び休憩所等、いわゆるクラブハウスの建築工事費3,138万4,000円が主なものです。

次に、266ページ、267ページをお願いします。最後に、9款6項1目保健体育総務費は1,707

万8,000円で、執行率は99%、社会体育の振興に係る経費です。主なものは備考欄（2）社会体育振興費の19節体育協会助成金1,176万6,000円で、体育協会の人件費や市町対抗駅伝競走大会の参加助成などに伴うものであります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わりにします。

○議長（米山千晴君） 次に、特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。

なお、補足説明は各部長等の所管の会計順に行います。

それでは、はじめに、認定第6号 土地取得特別会計の1件について補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 認定第6号 平成29年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

はじめに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書の392ページ、393ページをお開きください。4款2項1目の財産貸付収入3万4,000円は、土地開発基金所有の菅沼地内の土地を新東名高速道路の工事事業者に駐車場として貸している土地貸付料であります。

次に、歳出についてであります。当初、土地開発基金所有の土地を、当土地取得特別会計を通して上野工業団地造成事業特別会計に売り払う予定でありましたが、事業の進捗状況により年度内の売却をしなくなったことから、歳出は実質ありませんでした。

それでは最後に、決算書の最終ページ、514ページを御覧ください。土地取得特別会計により管理をしている土地開発基金の状況であります。所有している土地の面積は4万5,288平方メートルで、決算年度中の土地の増減はございませんでした。また、現金は237万8,000円余を保有しております。

以上で、土地取得特別会計決算の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第4号 後期高齢者医療特別会計、認定第7号 介護保険特別会計の3件について補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 住民福祉部関係の特別会計3会計について、順次説明をいたします。

はじめに、認定第2号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

最初に、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書282、283ページをお開きください。最上段、1款国民健康保険税は4億4,115万4,000円で、歳入全体の19.2%であります。収納率は現年度分で96.0%であります。

なお、不納欠損額が379万3,000円、収入未済額が3,611万1,000円でありました。

次に、286、287ページをお開きください。中段の4款国庫支出金は3億9,464万2,000円で、歳

入全体の17.2%を占め、そのうち1項1目の療養給付費等負担金は、一般被保険者に係る医療費等の保険者負担分について、国が定率32%を負担する3億2,919万3,000円が主なものであります。

次に、288、289ページをお開きください。中段の5款療養給付費等交付金は、被用者保険のOBに係る医療費等について、退職者医療制度に基づく交付金の5,002万2,000円であります。

次に、下段の6款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整する交付金の5億7,383万3,000円で、歳入全体の25.0%であります。

次に、290、291ページをお開きください。7款県支出金は、特定健診、特定保健指導に係る定率の県負担や、県内市町の所得水準や医療費水準による調整、その他、市町の経営努力の促進のための交付金1億581万8,000円であります。

次に、292、293ページをお開きください。8款共同事業交付金は4億2,979万4,000円で、歳入全体の18.7%を占めております。

8款1項1目高額医療費共同事業交付金は、1件80万円を超えるレセプトを交付対象とする高額医療費共同事業交付金の4,086万7,000円で、その下の1項2目保険財政共同安定化事業交付金3億8,892万6,000円は、1件80万円までのレセプトを交付の対象とするものであります。

次に、最下段の10款繰入金1億825万7,000円は、一般会計からの繰入金であります。

次に、294、295ページをお開きください。下段の11款繰越金は、1億9,222万3,000円を前年度から繰り越しております。

次に、歳出について御説明いたします。

278、279ページにお戻りください。歳出の合計決算額は20億7,302万7,000円で、執行率は90%であります。

歳出の主なものを御説明いたします。

306、307ページをお開きください。下段の2款保険給付費の決算額は12億6,921万5,000円で、執行率は94%であり、歳出全体の61.2%を占めております。

その内訳では、次の308、309ページの上段、1項1目の備考欄(2)一般被保険者療養給付費19節現物給付(一般分)の10億6,531万7,000円と、次の310、311ページの上段の2項1目の備考欄(2)一般被保険者高額療養費19節現物給付及び現金給付(一般分)の1億4,667万8,000円が主なものであります。

次に、314、315ページをお開きください。中段の3款後期高齢者支援金等の決算額は2億2,819万5,000円で、執行率は99%であります。これは75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の財源のうち、約4割を現役世代が支援金という形で負担するため、国保会計から支出するものです。

次に、318、319ページをお開きください。上段の6款介護納付金の決算額は8,737万1,000円で、執行率は99%であります。これは介護保険の第2号被保険者の介護保険料を国民健康保険が医療保険料と一体的に徴収し、その後、各市町の介護保険に介護給付費の28%分として支払うもので

す。

次に、下段の7款共同事業拠出金の決算額は4億331万6,000円で、執行率は99%であります。内訳は、1項1目備考欄(2)高額医療費共同事業拠出金3,969万1,000円と、その下1項2目、次の320、321ページの備考欄(2)保険財政共同安定化事業拠出金3億6,362万4,000円であります。これは、財政力の小さな各市町の国保を安定運営させるため、県単位で財政を共同化し、保険給付費の変動に備えるものです。歳入側で交付金として受けております。

次に、最下段の8款保健事業費の決算額は2,846万8,000円で、執行率は96%であります。主なものは、次の322、323ページの1項1目備考欄(2)特定健康診査等事業費の13節特定健康診査事業2,022万2,000円であり、1,613人が町内の医療機関において健康診査を受け、受診率は48.6%となっております。

次に、324、325ページをお開きください。最下段の11款諸支出金の決算額は1,305万2,000円で、執行率は95%であります。主なものは、次の326、327ページの中段の1項3目償還金の備考欄(2)償還金の23節国庫支出金超過交付金還付金の1,125万3,000円であります。

以上が歳出の主なものであります。

次に、330ページをお開きください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書であります。1の歳入総額が22億9,940万9,000円、2の歳出総額が20億7,302万7,000円で、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は2億2,638万2,000円となりました。

なお、単年度収支は3,415万8,000円の黒字となりました。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

続きまして、認定第4号平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

最初に、歳入の主なものについて御説明いたします。

352、353ページをお開きください。上段の1款後期高齢者医療保険料は1億8,227万1,000円で、内訳は、保険料が年金から天引きされる1項1目の特別徴収保険料1億2,871万1,000円及び2目の普通徴収保険料5,355万6,000円あります。収納率は現年度分で99.7%であります。

なお、不納欠損額が3万7,000円、収入未済額が83万6,000円ありました。

次に、中段の2款繰入金の2,910万2,000円は、低所得者等に対する保険料軽減分で、その内訳は、備考欄、保険料軽減分2,669万6,000円及び社保被扶養者軽減分の240万6,000円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

348、349ページにお戻りください。歳出の合計決算額は2億1,546万7,000円で、執行率は99%であります。

次に、356、357ページをお開きください。歳出の主なものですが、1款後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は2億1,499万円で、執行率は100%であり、歳出全体の99.8%を占め、歳入で

受け入れた保険料を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に、360ページをお開きください。小山町後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書であります。1の歳入総額が2億1,715万2,000円、2の歳出総額が2億1,546万8,000円、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は168万4,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

次に、認定第7号 平成29年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

最初に、歳入の主なものについて御説明いたします。

404、405ページをお開きください。1款保険料は3億8,057万1,000円で、歳入全体の20.6%で、収納率は現年度分で99.3%であります。

なお、不納欠損額は182万7,000円、収入未済額が501万5,000円であります。

保険料の主な内訳であります。1節特別徴収保険料現年度分3億5,373万7,000円は、年金から保険料徴収をしている第1号被保険者5,160人分で、2節普通徴収保険料現年度分2,549万8,000円は、現金納付や口座振替による普通徴収の被保険者424人分であります。

次に、中段の2款国庫支出金は3億7,771万5,000円で、歳入全体の20.5%を占めました。内訳であります。1項1目介護給付費負担金2億9,364万5,000円は、施設給付分の15%と在宅その他給付分の20%に相当する額であります。

次に、2項1目調整交付金6,403万2,000円は、給付費の5%相当額であります。

次の406、407ページの3目地域支援事業包括的支援等交付金1,273万7,000円は、歳出の4款3項の包括的支援及び任意事業に対し、39%の補助率で補助される交付金であります。

中段の3款支払基金交付金は4億6,765万7,000円で、歳入全体の25.4%を占めました。第2号被保険者の保険料分で、保険給付費の28%相当分であります。

次に、下段の4款県支出金は2億5,649万3,000円で、歳入全体の13.9%を占めました。保険給付費に対する県の負担分で、施設給付分の17.5%、在宅その他給付分の12.5%、包括的支援事業の19.5%などあります。

次に、408、409ページをお開きください。下段の6款繰入金は2億9,947万円で、歳入全体の16.2%を占めました。主なものは、1項1目介護給付費繰入金2億34万3,000円で、保険給付費に対し町が負担する12.5%分あります。

次に、410、411ページをお開きください。中段やや上の1項5目その他一般会計繰入金3,793万円は、人件費や介護認定審査会などに係る町からの事務費繰入金であります。

その下、2項1目介護給付費準備基金繰入金5,000万円は、第6期介護保険事業計画の最終年度に繰り入れを行ったものであります。

最後に、7款繰越金は5,285万4,000円を前年度から繰り越しております。

次に、歳出について御説明いたします。

400、401ページにお戻りください。歳出の合計決算額は17億3,879万6,000円で、執行率は94%であります。

歳出の主なものを御説明いたします。

414、415ページをお願いいたします。1款の総務費の決算額は4,052万1,000円で、執行率は96%であります。その主なものは、1項1目一般管理費備考欄(2)一般管理費の462万3,000円、同繰越明許の140万円、こちらは7節臨時職員賃金211万9,000円や13節電算システム改修繰越明許140万円などであります。

次の416、417ページの中段の3項1目介護認定審査会費備考欄(2)介護認定審査会費の19節認定審査会共同設置負担金297万4,000円は、御殿場市との合同で審査会を134回開催し、そのうち小山町分として69回参加し、審査件数851件に対する件数割での負担金であります。また、平成29年度末における要介護・要支援認定者数は910人となっております。

その下、2目認定調査費備考欄(2)認定調査費779万8,000円の主なものは、7節臨時職員賃金302万6,000円と12節手数料364万1,000円であります。

次に、418、419ページをお開きください。上段の2款保険給付費の決算額は16億3,373万4,000円で、執行率は97%であり、前年度より1,787万6,000円増加し、歳出全体の94.0%を占めました。その主な内訳ではありますが、1項1目居宅介護サービス給付費の備考欄(2)19節居宅介護サービス給付費4億7,283万5,000円で、前年度に比べ6.4%増加し、受給者数は457人であります。主なサービスは、要介護認定を受けた方が利用する訪問介護、通所介護サービスなどであります。

次に、最下段の3目地域密着型介護サービス給付費の備考欄(2)19節地域密着型介護サービス給付費2億1,413万1,000円は、前年度に比べ4.3%減少し、受給者は89人であります。主なサービスは、利用が原則として町民に限定されている地域に密着した小規模な介護老人福祉施設での施設サービスや通所介護サービスであります。

次に、420、421ページをお開きください。中段の5目施設介護サービス給付費の備考欄(2)19節施設介護サービス給付費7億6,812万8,000円は、前年度に比べ1.3%増加し、受給者は249人であります。主なサービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所して受ける施設サービスであります。

次に、422、423ページをお開きください。やや上段の9目居宅介護サービス計画給付費の備考欄(2)19節居宅介護サービス計画給付費5,500万2,000円は、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが居宅介護サービスを受けている方のケアプランの作成に対する支払いであり、対象者は毎月約350人であります。

その下、2項1目介護予防サービス給付費の備考欄(2)19節介護予防サービス給付費2,687万4,000円は、要支援と認定された方に対するサービス給付費であります。主なサービスは、自立支援や重症化を防止することを目的に利用する予防訪問介護や予防通所介護などあります。

次に、426、427ページをお開きください。上段やや上の7目介護予防サービス計画給付費の備

考欄（２）の19節介護予防サービス計画給付費433万5,000円は、地域包括支援センターが作成する要支援の方の介護予防ケアプランに対する支払いであり、対象者は毎月約80人であります。

次に、最下段の４項１目高額介護サービス費の次の428、429ページの備考欄（２）の19節高額介護サービス費2,890万2,000円は、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が上限額を超えたときに支給し、被保険者の負担軽減を図るものであります。対象者は毎月200名を超えております。

次に、430、431ページをお開きください。中段の７項１目特定入所者介護サービス費の備考欄（２）の19節特定入所者介護サービス費5,253万9,000円は、低所得の人の施設利用が困難とならないよう、居住費や食費の負担限度額を超えた分を給付するものであります。

次に、432、433ページをお開きください。中段やや下の４款地域支援事業費の決算額は5,755万円で、執行率は94%であります。主なものは、下段の１項１目介護予防・生活支援サービス事業費の備考欄（２）の1,684万7,000円で、次の434、435ページの19節介護予防生活支援サービス事業1,521万3,000円は、要支援認定者等を対象に、訪問サービスや通所サービスにより介護予防を図る事業であります。

その下、２項１目一般介護予防事業の備考欄（２）の次の436、437ページの13節高齢者の生きがいと健康づくり推進事業327万5,000円と介護予防普及啓発・活動支援事業264万9,000円は、65歳以上の全ての高齢者を対象に、健康の維持、向上や生活改善を図るための事業であり、ふれあい茶論や公民館等で行われている体操教室等への講師派遣などを行っております。

次にその下、３項１目総合相談事業費の備考欄（２）の13節地域包括支援センター事業1,700万円は、センター業務を社会福祉法人に業務委託し実施したものであり、710件の相談受け付けを行いました。

次に、440、441ページをお開きください。上段の３項６目生活支援体制整備事業費の備考欄（２）13節生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置について、社会福祉協議会に業務委託し実施したものであります。

次に、442、443ページをお開きください。上段の５款諸支出金の決算額は699万円で、執行率は95%であります。主なものは、次の444、445ページの上段の２項１目他会計繰出金の備考欄（２）の28節一般会計繰出金給付費等530万1,000円で、町負担金の前年度精算による返還金であります。

最後に、446ページをお開きください。介護保険特別会計実質収支に関する調書につきまして、１の歳入総額が18億4,376万2,000円、２の歳出総額が17億3,879万7,000円で、３の歳入歳出差引額及び５の実質収支額は１億496万5,000円となり、単年度収支は5,318万1,000円の増額となっております。

住民福祉部関係の３つの特別会計についての決算補足説明は、以上であります。

○議長（米山千晴君） 次に、認定第５号 下水道事業特別会計、議案第96号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の２件について補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長（野木雄次君） 経済建設部関係の特別会計決算及び水道事業会計決算について、順次説明をさせていただきます。

はじめに、認定第5号 平成29年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について補足説明を行います。

決算書の361ページからが小山町下水道事業特別会計となっております。

はじめに、歳入関係の主なものについて説明いたします。

決算書の368、369ページをお開きください。1款1項1目下水道使用料1節下水道使用料及び手数料のうち、備考欄下水道使用料6,882万円は、1期当たり平均1,546件の使用者の下水道使用料であります。収納率は98%となっております。

次に、2節下水道使用料滞納繰越分130万7,000円は、平成24年度から平成28年度までの過年度分で未納となっております使用料の収納額であります。収納率は36%となっております。

なお、不納欠損額24万円は、平成24年度分の未納額を地方自治法の規定に基づき欠損処分としたものであります。

次に、3款1項1目下水道事業費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金2,740万円は、須走浄化センターの長寿命化対策実施設計業務及び施設整備事業に対する国からの補助金であります。

次に、370、371ページにかけて、4款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金9,867万4,000円は、一般会計からの繰入金であります。

次に、372、373ページにかけて、7款1項1目1節下水道事業債1,900万円は、須走浄化センターの長寿命化対策実施設計業務及び施設整備事業に対する国庫補助金の補助残について借り入れたものであります。

次に、歳出関係について御説明いたします。

374、375ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費の決算額は6,866万7,000円で、執行率は98%であります。主なものは、備考欄（2）下水道施設維持管理費6,211万2,000円で、内訳として、11節光熱水費953万9,000円は須走浄化センターの電気料、水道料金及びマンホールポンプ14か所分の電気料であります。その下の修繕料555万4,000円は、マンホールポンプ及びマンホールポンプ非常通報装置等の修繕に要したものであります。13節須走浄化センター維持管理3,240万円は、須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料であります。

次のページ、376、377ページから、更に次の378、379ページにかけてになりますが、1款2項1目公共下水道費の決算額は5,744万6,000円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、備考欄（2）公共下水道費のうち、13節公共下水道ストックマネジメント計画策定業務864万円は、平成31年度以降の下水道全施設の管理に必要な点検、修繕、改修等を一体的に捉えて事業運営するための計画を策定する委託料であります。15節須走浄化センター長寿命化整備事業4,098万9,000円は、須走浄化センターの電気設備及び機械設備の工事費であります。

次に、2款1項1目元金の決算額は7,163万7,000円で、執行率は99%であります。内訳は、備

考欄（２）公債費（元金）23節償還金元金で、須走浄化センターの建設及び管渠工事のため、平成6年度から平成15年度までに借り入れしました起債元金を償還計画に基づいて償還したものであります。

次に、2款1項2目利子の決算額は1,824万7,000円で、執行率は99%です。内訳は、備考欄（２）公債費（利子）23節償還金利子で、平成6年度から平成15年度及び須走浄化センター長寿命化対策事業として平成26年度から平成28年度に借り入れしました起債に対する利子であります。

次に、382ページをお開きください。平成29年度小山町下水道事業特別会計の実質収支であります。歳入総額2億1,824万円、歳出総額2億1,599万8,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は224万2,000円となりました。

以上で、下水道事業特別会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について補足説明を行います。

水道事業会計決算書は別冊となっておりますので、よろしくお願いたします。

決算書4、5ページをお開きください。水道事業決算報告書については、消費税及び地方消費税を含んだ金額となります。

はじめに、（１）収益的収入及び支出の収入から説明いたします。

第1款第1項営業収益の決算額2億4,973万6,000円は、水道料金・水道加入分担金が主なものであります。前年度と比べて1,065万9,000円の減額となりましたが、この主な要因は、年間総有収水量の減少により、水道使用料が1,396万3,000円減少したものであります。

次に、第2項営業外収益の決算額7,859万1,000円は、補助金等を充てた固定資産取得価格分の減価償却費に合わせて毎年度収益化するための長期前受金戻入6,094万円が主なものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第1款第1項営業費用の決算額は2億5,493万6,000円で、執行率は97%であります。主なものは、事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。

次に、第2項営業外費用の決算額は424万7,000円で、執行率は81%であります。主なものは、企業債利息であります。

次に、6、7ページをお開きください。（２）資本的収入及び支出の収入から説明いたします。第1款第1項企業債の決算額1億2,250万円は、湯船原工業団地配水場建設工事と、国道138号道路改良に伴う配水管切り回し工事及び県道沼津小山線配水管布設工事に対する借り入れであります。

次に、第2項国庫補助金の決算額4,696万5,000円は、須走中区配水場築造工事に対する防衛省からの補助金であります。

次に、第3項県補助金の決算額1億5,000万円は、工業用地安定供給促進事業補助金として、湯船原工業団地配水場建設工事に対する静岡県からの補助金であります。

次に、第4項工事負担金の決算額4,197万6,000円は、中日本高速道路株式会社からの水道施設の移設工事補償契約に基づく補償金及び一般社団法人須走彰徳山林会からの寄附金であります。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費の決算額は6億6,129万6,000円で、執行率は80%であります。主なものは、湯船原工業団地配水場建設工事及び須走中区配水場築造工事等であります。

欄外に記載しました資本的収入額が資本的支出に対して不足する額3億1,252万8,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をいたしました。

次に、8ページをお開きください。水道事業損益計算書であります。金額は消費税等を含まない金額となっております。下から4行目、当年度純利益は3,997万7,000円となりました。

次に、10、11ページをお開きください。水道事業剰余金計算書であります。金額は消費税等を含まない金額となっております。11ページの利益剰余金のうち建設改良積立金の下から4行目、当年度変動額の欄、マイナス2億72万円は、先ほど資本的収入及び支出でも説明いたしましたが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の一部に補填したもので、建設改良積立金の当年度末の残高は9,762万5,000円となり、右から2列目の欄、利益剰余金の合計額は3億7,865万4,000円となっております。

次に、12ページをお開きください。水道事業剰余金処分計算書（案）についてであります。こちらも金額は消費税等を含まない金額となっております。

当年度末の未処分利益剰余金2億4,069万7,000円について、公営企業法の規定に基づき、減債積立金に399万7,000円、建設改良積立金に3,597万9,000円をそれぞれ積み立て、残りの2億72万円につきましては自己資本金に組み入れ、処分することについて議決をお願いするものであります。

次に、13ページの水道事業貸借対照表ですが、これは企業の財政状況をあらわすもので、金額は消費税等を含まない金額となっております。

まず、資産の部であります。

1 固定資産ですが、ページの中ほどやや下側、固定資産の合計は43億2,374万3,000円、2 流動資産、下から2行目、流動資産の合計は5億6,310万9,000円となり、資産合計は48億8,685万3,000円となりました。

次のページ14ページをお開きください。負債の部であります。3 固定負債、上から5行目、固定負債の合計は3億7,153万7,000円、4 流動負債、上から15行目、流動負債の合計は3億9,983万3,000円、中ほど5 繰延収益の合計は17億1,424万5,000円であり、負債合計は24億8,561万7,000円となりました。

次に、資本の部であります。

6 資本金は19億4,787万1,000円、7 剰余金のうち資本剰余金の合計は7,471万円、利益剰余金の

合計は3億7,865万4,000円となり、剰余金の合計は4億5,336万4,000円、資本合計は24億123万5,000円となりました。

次の15ページから16ページにかけての注記につきましては、地方公営企業法施行規則第35条の規定により記載したものであります。

なお、給水状況、財政状況及び工事内容等につきましては、17ページからの小山町水道事業報告書を、収入及び支出の詳細につきましては、25ページからの小山町水道事業会計決算付属明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計決算の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） ここで10分間休憩といたします。

午後2時08分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第8号 宅地造成事業特別会計、認定第9号 新産業集積エリア造成事業特別会計、認定第10号 上野工業団地造成事業特別会計、認定第11号 木質バイオマス発電事業特別会計の4件について補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） それでは、未来創造部関連の特別会計4会計につきまして、順次補足説明をいたします。

最初に、認定第8号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書の454、455ページをお開きください。

はじめに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

1款1項1目分譲収入1節不動産売払収入、収入済額1,084万8,000円は、南藤曲宅地造成事業16区画のうち、最後の区画を分譲販売した不動産売払収入であります。

次に、3款1項1目宅地造成事業債1節宅地造成事業債（繰越明許）ですが、1億300万円は用沢わさび平地区の優良田園住宅整備事業に伴う工事費の精算払い分を借り入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書は456、457ページをお開きください。2款1項1目宅地造成費の決算額は1億405万円で、執行率は99%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）宅地造成費のうち、15節造成工事（繰越明許）ですが、1億303万円は平成28年度から繰り越した優良田園住宅整備工事に係る精算払い金であります。

続きまして、458、459ページを御覧ください。3款1項1目元金の決算額は1億9,920万円で、執行率は100%であります。内容につきましては、用沢宅地造成事業の用地費及び工事費並びに優良田園住宅整備事業の用地費として借り入れた地方債の繰上償還分であります。

その下、3款1項2目利子は、決算額90万3,000円で、内容は用沢宅地造成事業及び優良田園住宅整備事業で借り入れた地方債の利子であります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

460ページを御覧ください。平成29年度小山町宅地造成事業特別会計の実質収支は、歳入総額3億4,664万円、歳出総額3億935万円、差引額3,729万円となり、実質収支額は3,729万円となりました。

以上で、宅地造成事業特別会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第9号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書は468、469ページをお開きください。

はじめに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

3款1項1目1節用地取得等事業債1億670万円は、造成事業の実施に伴う地方債による借入金であります。

続いて、4款1項1目1節立木売払金1,665万8,000円は、本事業において伐採した立木の売払収入であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の472、473ページをお開きください。2款1項1目事業費の決算額は1億677万4,000円で、執行率は23%であります。備考欄(2)事業費のうち、13節委託料繰越明許費の主な支出は、事業区域内の希少動植物調査に係る自然環境調査を421万2,000円で、事業用地の相続や分筆登記等に要した嘱託登記申請業務を95万1,000円でそれぞれ実施したものであります。

続きまして、475ページを御覧ください。15節工事請負費261万円は、本町が整備した上水道配水施設から新産業集積エリアへの配水管布設工事の前払金として繰越明許費で支出したものであります。

次に、17節用地買収費4,855万8,000円と22節事業用地立木等補償費5,036万1,000円は、事業区域内の用地取得等のために繰越明許費にて支出し、造成工事の事業進捗を図ったものであります。

その下の3款1項1目利子のうち、備考欄(2)公債費(利子)の執行率は99%であり、一時借入金に要した利子等12万1,000円であります。

最後に、実質収支について説明いたします。

決算書の476ページを御覧ください。平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計の実質収支は、歳入総額1億2,459万4,000円、歳出総額1億1,699万4,000円で、差引額は760万円となります。そこから事故繰越額2万4,000円を減じました実質収支額は757万6,000円となりました。

以上で、新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第10号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書は484、485ページをお開きください。

はじめに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

2款1項1目1節用地取得等事業債1億1,080万円は、上野工業団地造成事業の事業実施に伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書の486、487ページを御覧ください。2款1項1目事業費の決算額は1億1,080万8,000円で、執行率は28%であります。主なものとしたしましては、備考欄(2)事業費13節委託料は、事業用地の地形測量を3,888万円で、外周境界確定測量を3,931万2,000円で、地質調査を3,261万6,000円でそれぞれ実施したものであります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

決算書の490ページをお開きください。平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計の実質収支は、歳入総額1億1,816万6,000円、歳出総額1億1,809万円で、差引額は7万6,000円となります。そこから繰越明許繰越額7万6,000円を減じました実質収支額は0円となりました。

以上で、上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書は498、499ページをお開きください。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。1款1項1目1節県補助金6,228万7,000円は、木質バイオマス発電所建設工事費のうち、補助対象経費の3分の1を再生可能エネルギー関連補助金として県から受け入れたものであります。

次に、2款1項1目1節施設整備用地取得等事業債1億4,640万円は、木質バイオマス発電事業の事業実施に伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書の500、501ページを御覧ください。1款1項1目事業費の決算額は2億874万9,000円で、執行率は74%であります。主なものとしたしましては、備考欄(2)事業費のうち、15節の木質バイオマス発電所施設整備1億8,821万8,000円は、本年度に繰り越しております施設整備工事に係る前払金と出来高相当の部分払金を支出したものであります。

その下の17節は、木質バイオマス発電所の事業用地取得に1,019万5,000円、その下の22節は、用地取得に伴う物件移転等補償費として894万7,000円を支出したものであります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

決算書の502ページを御覧ください。平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計の実質収支は、歳入総額2億886万5,000円、歳出総額2億883万5,000円で、差引額は3万円となります。そこから繰越明許繰越額3万円を減じました実質収支額は0円となりました。

未来創造部関連の4つの特別会計についての歳入歳出決算の補足説明は、以上であります。

○議長(米山千晴君) 次に、認定第3号 育英会奨学資金特別会計について補足説明を求めます。
教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 認定第3号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計決算の補足説明を行います。

はじめに、決算書344ページの実質収支に関する調書からお願いいたします。

歳入総額は623万8,000円、歳出総額は468万円で、その差引額155万8,000円は剰余金として翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入についてであります。

ページを戻っていただき338、339ページをお願いいたします。中段の3款基金繰入金100万円は、貸し付けに当たり育英奨学資金貸付基金からの繰入金であります。

次に、同じページ最下段、5款諸収入1項貸付元金収入422万6,000円は、貸付元金償還金15人分であり、収入未済額11万8,000円は、生活困窮者1人にかかる収入未済額であります。

次に、歳出であります。

342、343ページをお願いいたします。最上段の1款貸付事業費の執行率は100%であり、468万円は大学生11人、専門学校生2人の計13人に貸し付けしたものであります。

次に、同じページ中段の2款財産費は、基金利子を基金に積み立てたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(米山千晴君) 以上で補足説明は終わりました。

ここで、監査委員の入場を認めます。

(監査委員入場)

○議長(米山千晴君) 次に、監査委員から決算審査意見を求めます。監査委員 池谷 浩君。

○代表監査委員(池谷 浩君) ただいまより、平成30年8月16日付、小監第27号にて小山町長に提出いたしました平成29年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は込山監査委員と同意見でございますので、私が代表して報告をさせていただきます。

審査は7月2日より7月30日まで、会計管理者及び関係部課長等関係職員の出席を求め、公平普遍の姿勢で実施いたしました。

審査の方針は例年どおり、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関係法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等につき慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を申し上げます。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営にかかわる事業の管理、その他の事務の執行につきましては、審査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大

の効果を上げるという地方自治法の趣旨の実現のため、おおむね適正かつ効率的に執行されておりました。

一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられましたけれども、これらは口頭で指摘させていただきました。改善すべき点は早目の対応をお願いいたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

審査に付された各会計、歳入歳出決算書等の様式は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況、財政運営及び財産の管理状況につきまして、予算は議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、翌年度へ繰り越された事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。

次に、会計経理事務について、これは毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されていると認められました。

財政運営について、おおむね所期の目的に沿って成果を上げているものと認められました。

町税の収入未済については、恒常的未収もあり、財源確保及び負担の公平から、更なる解消に努めていただきたいと思います。

一時借入は、公共事業費用として利用いたしましたけれども、慎重な運用をお願いいたします。

平成29年度の決算収支の内容ですが、お手元の審査意見書4ページの決算収支額を御覧ください。一般会計の実質収支は4億9,348万円、特別会計3億8,173万円、合わせて8億7,521万円の黒字であります。一時借入残高はありません。決算の概要は、3ページから11ページに記載してございます。

6ページの平成29年度一般会計の決算収支の状況を御覧いただきたいと思います。

歳入歳出差引額より翌年度へ繰り越すべき財源を考慮した実質収支額は4億9,348万円の黒字となりました。これに前年度実質収支額、財政調整基金積立額、財政調整基金取崩額を調整した結果、実質単年度収支額は1億6,186万円の黒字となりました。

次に、歳入の構成、歳出の構成について、7ページから9ページにかけて記載してございます。

歳入の構成では、自主財源は前年度より18億7,696万円増加しております。これは寄附金の増加が主なものでございます。依存財源の増加2億6,300万円は、地方交付税、国庫支出金の増加が主なものです。

歳出の構成では、人件費、扶助費等の義務的経費は大きな差はありませんでした。投資的経費は、普通建設事業費単独事業費が増加し、その他経費は、物件費、積立金等の増加が主な特徴です。

次に、財政力指数でございますが、平成29年度0.910となり、平成22年度より8期、普通交付税の交付団体となっております。財政力の動向、財政構造の弾力性を示す各指数について、10ページの表に記載してございます。

11ページは、町債及び債務負担行為額の状況を記載してございます。平成29年度末町債残高は113億372万円で、平成29年度中は償還元金11億816万円に対し、起債借入金は14億3,220万円、3億2,403万円増加いたしました。上野工業団地造成事業及び新産業集積エリア造成事業の増加が主なものです。

また、5ページに戻りますけれども、収入未済額、不納欠損額について記載いたしました。町民の皆様に負担をお願いしている中で公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。時効期限までに計画的、継続的な収納措置を、会計収納課収納推進室を中心に図られるよう要望いたします。

特に町営住宅家賃については、住宅使用料の徴収未済額の対応が大きく改善されました。町営住宅長寿命化計画を実施し、良好な住環境の実現に向けて、より一層の効率的な維持管理、整備を進めていただきたい、そのためにも、住宅使用料の滞納の累積を防ぐ措置と新たに滞納を生まない努力が必要でございます。

一般会計の詳細資料を15ページから41ページに、特別会計の詳細資料は45ページから53ページに記載してございますので、御参考にしていただければと思います。

各会計の実質収支額は、57ページのとおり黒字でありますけれども、47ページの国民健康保険税の歳入について、収入未済額は減少し収納率は同水準を維持しておりますが、歳出について、48ページのとおり入院を要する高額な医療給付は減少してはいるが、国民健康保険特別会計への大きな負担となっております。将来に不安を覚えますので、今後の課題として早急に取り組むことをお願いいたします。

平成26年度より設置された宅地造成事業特別会計は、町が優良な宅地を造成し供給するため、平成27年度より新産業集積エリア造成事業特別会計が工業団地を供給するために設置されました。平成29年度から上野工業団地造成事業、木質バイオマス発電事業の特別会計が新たに設置されました。

財産の状況は58ページに記載してございます。基金の積立額は8億1,002万円増加であります。財産の適切な管理を更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された小山町土地開発基金運用状況でございます。

61ページを御覧ください。審査の結果、土地の増減はなく、利息による現金の増加のみであります。これらについては計数に誤りがなく、基金の運用は条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付された小山町水道事業会計決算についての審査ですが、審査は7月9日、関係部課長と関係職員の出席を求め、また、毎月の例月出納検査の結果を参考に慎重に審査を行いました。決算審査の結果、水道事業の経営は地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われました。

平成26年度、地方公営企業会計制度が大幅に改正されました。新基準・新制度での的確な運用をお願いいたします。改正後の公営企業会計制度は、単に適用される会計基準の変更ではなく、地方公営企業の経営そのものに大きな変革をもたらすものでございます。経営実態がこれまで以上に明らかになり、これを改革の機会と捉え、的確な対応が必要でございます。

大規模災害が全国で発生しております。災害に強い、安心・安全な水道水の供給に努めていただきたいと思います。そのために計画的な施設改修をお願いいたします。

水道料金が平成26年度より改定されました。例月出納検査で指摘しております水道料金の未収ですが、引き続き滞納額削減に努力をお願いいたします。

次に、平成29年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。

審査は7月30日、関係部課長と関係職員に出席を求めて、各比率の算出のための法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがないか、算出結果に客観的妥当性が認められるか等につきまして、平成29年度決算並びに決算統計資料等と照合し、慎重に審査いたしました。

審査の結果、各比率ともに法令に準拠して算出されており、その数値は正確であると認められました。しかし、この比率はあくまで財政の不健全な状態を示す目安に過ぎません。従来から財政運営を行う上で用いる経常収支比率等経営指標を参考として、早期健全化基準に近づかない財政運営を心がけることを要望いたします。

決算審査は、小山町の平成29年度決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化判断比率及び水道事業会計の決算計数について行いました。その審査をした範囲において、内容はおおむね適正であったことを報告いたします。

以上が、平成29年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点であります。

以上で報告を終わります。

○議長（米山千晴君） これで監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月4日火曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第11号までの平成29年度会計決算11件と、議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計12件を一括議題として質疑を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時52分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

署 名 議 員 池 谷 洋 子

平成30年第6回小山町議会9月定例会会議録

平成30年9月4日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
 3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君
 5番 菌田 豊造君 6番 阿部 司君
 7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
 9番 込山 恒広君 11番 池谷 洋子君
 12番 米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	杉本 昌一君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長	野木 雄次君	未来創造部長	遠藤 正樹君
オリンピック・パラリンピック継承	池谷 精市君	教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	シティプロモーション推進課長	勝又 徳之君
総務課長	大庭 和広君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
介護長寿課長	山本 智春君	健康増進課長	平野 正紀君
くらし安全課長	杉山 則行君	建設課長	山口 幸治君
農林課長	前田 修君	商工観光課長	湯山 浩二君
上下水道課長	渡辺 史武君	未来拠点課長	清水 良久君
おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君	都市整備課長	高村 良文君
生涯学習課長	小野 正彦君	小山消防署長	込山 眞治君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長	岩田 芳和君	議会事務局書記	小野 利幸君
会議録署名議員	8番 渡辺 悦郎君	11番 池谷 洋子君	

散 会 午後1時26分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成29年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成29年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成29年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成29年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第12 | 議案第96号 | 平成29年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（米山千晴君） 日程第1 認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案については、8月29日及び8月30日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会議運営等規程により、発言について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしております。

また、通告に基づき、一覧のとおり順次一問一答で進めますので、よろしく願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 3番 鈴木 豊です。

それでは、決算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。順次一問一答で行いますので、よろしく願いします。

はじめに、決算書27ページ、14款1項4目1節の備考欄の足柄ふれあい農園で、昨年度より歳入が若干減っていますが、その理由と、現在利用している利用率はどのくらいか。また、全て利用してもらう活用方法を考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（高村良文君） 足柄ふれあい農園は全体で49区画であり、利用は、平成28年度では31区画35万8,000円、平成29年度では28区画32万4,000円となり、3区画3万4,000円の利用減となりました。これは、県外への転居者1名、栽培面積の拡大を希望し、他の場所へ移られた方が1名、その他1名の方は継続希望がなかった方です。

現在の利用率は、27区画の55%となっております。

昨年度は利用促進を図るため、農林課で主催した野菜栽培教室を実施し、約20名の参加をいただき、農園の宣伝活動等を行いました。さらなる農園の活用を図るため、農林課と共催した野菜栽培教室の開催、町のホームページと広報おやまへの掲載など情報発信を行い、区画利用の向上

に努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 活用方法については、農林課等でいろいろ宣伝とか野菜の栽培教室をやっているとの回答でしたが、私の試案ですが、認定農業者等を活用した方法もあるじゃないかということで、野菜栽培、例えば試験的な野菜、新しい野菜等の、そのような活用方法も今後していったらいいと思いますので、その点をもう一度再確認したいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（高村良文君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

鈴木議員から御提案がございました認定農業者等の試験的栽培教室についてはいろいろな意見を確認しながら、農園に触れていただく機会をふやしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次に、決算書27ページ、14款1項6目3節の住宅使用料について、収入未済額が昨年より減っていますが、まだ多いと思いますので、滞納理由と、滞納者への対応をどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 鈴木議員の質問にお答えします。

滞納となる要因については、未納が重なると滞納額が徐々に高額になり、納付が困難になる傾向が伺えます。現年分の未納者に対し、督促状及び催告状の発送に加え、戸別訪問による納付呼びかけを週1回程度実施しております。また、過年度分の滞納者については、徴収員により同じく戸別訪問のほか、他の税などの滞納対策とあわせて住宅使用料の徴収を実施しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 滞納理由の内容がちょっと見えなかったんですけど、滞納するには生活が困窮とかいろいろ理由があると思います。その点の回答と、あと1,000万円単位の滞納は異常であります。若干減ったということですが、入居するのに保証人等をつけていると思いますけど、保証人に対しても返納の依頼とかをした方がいいじゃないかと考えますが、その辺の考え方と対応をお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

まず、滞納の理由につきましては、生活困窮者もかなり多く見受けられます。これらの方については、随時、戸別訪問等をさせていただいて、滞納の削減に努めているところです。

そして、2点目の質問ですけれども、1,000万円以上ということで、保証人に対する対応につきましても、随時、通知等を発送させていただき、滞納の減額に努めております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは次に、決算書61ページ、21款6項1目2節雑入の備考欄で、道の駅ふじおやまの利用料が前年より増加して大変結構だと思っております。その売上額と要因はどのようなものか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） はじめに、道の駅ふじおやま地域振興センターの利用料につきましては、施設の総販売額の5%に当たる金額を、指定管理者から施設利用料として収納したものでございます。

平成29年度の売上額は5億4,081万円で、前年比106.8%、金額にして3,436万円の増額となりました。これに伴いまして、施設利用料は2,679万3,881円で、前年比106.8%、金額にして169万5,000円の増額となりました。

増額の要因といたしましては、平成28年度から、道の駅ふじおやまと隣接する農村活性化センターを指定管理者の管理施設として一元的な活用を図ったことによるものと考えております。

具体的には、指定管理者が農村活性化センターで製造したお弁当やお惣菜、または、水かけ菜、パンなどの販売が増額に結びついているものであります。

また、指定管理者が行いました施設のサイン計画、レジの集約や外店舗の新設などのリニューアル工事とあわせまして、町が施設内の照明のLED化ですとか、観光案内所の見やすい看板を設置したことに伴い、集客が図られ、販売額が増加したものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは次に、決算書61ページの、同じく21款6項1目2節雑入の備考欄で、松田町営駐車場使用料が増額になっていますが、年間の利用人数とその理由をお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 松田町営駐車場の使用料の利用人数と増額の理由についてであります。

松田町営駐車場は、小山町が松田町から駐車場区画を借り入れ、利用者に対して一区画当たり、月貸しとして1カ月5,000円、日貸しとして一日500円で貸し付けをしており、その利用料金を納めていただいているものであります。

平成29年度の利用状況ですが、月貸しが延べ225カ月と、前年より2カ月分減少いたしました。

日貸しでは、延べ992日と前年より153日分ふえました。

次に、増額の理由でございますが、平成29年度の上半期において日貸しの区画が不足することが多くなってきたために、松田町からの借り入れ区画数を10月から3区画ふやしまして、27区画としたことにより、先ほども説明しました日貸しの延べ日数が前年度より153日分ふえたことにより、使用料が増額になったものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次から、決算書の歳出に関する質疑をさせていただきます。

はじめに、主要な施策の成果36ページの歳出、性質別の内訳において、経常一般財源を占める人件費が、平成29年度18億1,676万2,000円で、割合が14.3%であります。前年度より2,856万6,000円、1.6%伸びていますが、近隣の類似町村と比較して高いのかどうかと、平均給与はどのくらいかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 近隣の類似町村は、神奈川県の開成町と大井町になります。この二つの町の現在公表されている最新のデータである平成28年度の人件費の構成比は、それぞれ17.4%と22.8%であり、本町の人件費の構成比が平成28年度で16.5%、平成29年度で14.3%であることから、近隣の類似団体と比較しても、人件費の構成比は高くないと考えております。

次に、本町の一般行政職の平均給与額は、平成29年4月現在で、平均年齢41.6歳、40万2,300円であります。近隣類似町村の開成町は平成29年度のデータがないため、平成28年4月現在を申し上げますと、平均年齢37.5歳、34万9,874円あります。また、大井町は平成29年4月現在で、平均年齢42.4歳、37万8,839円あります。平均給与額につきましては、職員の年齢構成の違いによる平均年齢や地域手当の率の違いがあることから、一概に比較することはできないと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、113ページ、2款7項3目13節の若者移住促進事業について、どのような内容の事業を行い、どのような効果が感じられたかお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 若者移住促進事業は、国の地方創生推進交付金の対象事業で、起業・開業などやりたいことが実現できる町を目指し、将来的に若者の地元定着や移住を促進することを目的に実施しております。

平成29年度事業では、大きく二つの事業を実施いたしました。

一つ目は、地域経済活性化システム構築事業で、本町で実現可能なビジネスプランを募集し、コンテストを行うもので、それに向け、2回のビジネス塾を開設いたしました。二つ目は、学生向けのU J I ターン促進事業として、地元企業と首都圏の学生との交流会にあわせ、地元企業に採用力アップにつながるセミナーを開催いたしました。特に、ビジネスプランコンテストでは、グランプリを受賞した2組がそれぞれ起業に向けた具体的な検討に入っているほか、参加者の一人が今年7月に不動産業を開業するという成果にあらわれております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） もう一度お聞きしたいんですけど、このビジネスプランコンテストとかビジネス塾の参加者はどのくらいいたのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 鈴木 豊議員の再質問にお答えします。

まず、ビジネス塾は2回開催し、延べ人数は33名となっております。あと、ビジネスプランコンテストですけれども、1回開催をさせていただき、こちらにつきましても5組に参加をさせていただいております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

次に115ページ、2款7項3目13節のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業における実績と効果はどのように見ているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 本事業は、県のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金の対象事業となっております。金太郎ファミリープロジェクト推進業務として子育て世帯をターゲットに実施するもので、自然などの地域資源を活用した体験プログラムを提供し、本町が子育てにふさわしい町であることを内外にPRするものであります。

平成29年度は自然体験イベントを5回開催し、延べ172人の親子が参加しました。また、イベントの運営を担う人材育成として、自然塾インストラクター養成講座を5回開催し、延べ53人の参加を得ました。

今年度も継続して事業を実施しておりますが、先日開催した自然塾イベントでは、養成講座の参加者が自主的に運営に参加するなど、徐々に効果があらわれてきたと考えております。

今後も、養成講座の実践の場となるイベント等の開催を重ね、担い手育成とともに、子育てしやすい小山町を情報発信し、少子高齢化のスピードダウンに努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問させていただきます。この参加者の中で、実際の感想はどのようなものがあつたか、お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 鈴木 豊議員の再質問にお答えします。

どのような感想を得られているかとの御質問ですが、子どもが親と一緒にいろんな自然塾を体験して、例えば昨日もナイフやのこぎりを使った竹細工の授業等を実施しております。こちらにつきましても、都会からも参加をいただいております、自然に触れ合うことが少ない方々に小山町にお越しいただき、自然を体験していただけるのが大きな魅力となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、119ページ、2款8項1目14節の広報公聴費の使用料及び賃借料において、不用額が2,292万9,000円と多いので、その理由と内容をお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 広報公聴費の使用料及び賃借料の不用額につきましては、ふるさと振興事業費のふるさとチョイス等利用料であります。

このふるさと振興事業費の歳出予算につきましては、年末等の寄附額増加に伴う経費等を支払うため、おおむね寄附額の5割程度を計上して対応しております。ふるさと振興事業費につきましては、寄附額及び経費等の予測が難しいことなどから、平成29年度に3回の補正予算を計上し、対応してきました。その結果として不用額が生じたものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、161ページ、4款2項1目19節の合併処理浄化槽設置奨励事業補助金において、前年度より歳入が80万円ふえているが、歳出においては340万円減額となっております。その理由は何かお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 支出については、浄化槽設置数の実績が当初の見込みより少なかったため、前年度に比べ、約340万円の減額となったものであります。

これに対する収入については、当初見込みにより算定し、交付決定を受けた国の循環型社会形成推進交付金であります。当交付金は、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画を策定しており、実績が下回った場合でも、制度上、年度間調整が認められております。そのため、平成29年度については、交付決定額を受け、次年度で調整することとしたものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは次に、171ページの5款1項3目19節の有害鳥獣対策事業について、有害鳥獣の被害がふえている中、減額となっていますが、町の猟友会会員数と会員をふやす対策は検討しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 猟友会の会員数でございますが、現在の猟友会小山地区の会員は39名。平均年齢は62歳です。

会員数をふやすための対策ですが、経費負担軽減の一環として、町では免許取得に伴う費用の一部を有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金として交付しております。昨年度、一昨年度、2名ずつの交付実績がございますが、猟友会の会員数としてはまだまだ不足している状況です。引き続き、本補助金を活用しまして、県とも連携しながら会員の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 今の答弁で結構ですけど、補助金を交付しているということで、何名に交付しているのか。あと、会員をふやすについて、免許の取得にいろんな試験等がありますけど、それらを受験している人の把握をしているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 平成26年に1名、それから平成28年に2名、平成29年に2名の、現在合計5名の方にこの補助金を交付しています。

また、狩猟試験の受験者数ですが、昨年度、町内で、第一種銃猟が3名、罟猟で2名の方が受験をされています。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは最後になりますが、185ページ、6款1項2目の企業立地推進費において、これも不用額が2,458万7,000円と多いですが、その内容と要因は何か、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 御質問の不用額につきましては、主に187ページの摘要欄（3）の未来拠点事業費が主な不用額です。

はじめに、13節委託料の不用額913万6,000円についてであります。平成29年度現年分と、平成28年度からの繰越明許分の合計金額を計上しています。そのうち現年分につきましては、測量設計委託業務等の落札差金により約381万円、繰越明許分につきましては、足柄スマートインターチェンジアkses道路の分筆・所有権移転登記及び湯船原地区の相続登記等の実績額が、予算繰

越時点の見込み額に比べて約531万円減額となったことによるものです。

次に、15節工事請負費の不用額477万7,000円についてですが、これは発注工事の落札差金が主なものであります。

188ページとなります。

最後に、17節の公有財産購入費の不用額123万円と、22節補償補填及び賠償金の不用額614万8,000円は、ともに足柄スマートインターチェンジアクセス道路整備事業の平成29年度繰越明許費からの不用額ですが、これは取得した用地費及び物件補償費の実績額が予算繰越時点の見込み額に比べて減額となったことによるものです。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） まず1件目、審査意見書の2ページ、10ページに関係した予算の執行状況と財政力の動向、財政運営の弾力等について質問をいたします。

経常収支比率は前年度より1.9ポイント下がり、実質公債費比率も前年度より0.1ポイント減少するという好ましい結果なんですけれども、財政力指数は前年度より0.004ポイントとわずかな減少とはいえ、年々連続低下しております。この財政力指数が3年連続で下がっている点をどう見るか、質問をさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 高畑議員にお答えをいたします。

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値であります。数値が減少している要因としては、基準財政需要額の増加によるものであります。具体的には、平成29年度では、社会福祉費の需要額が私立こども園の新設で増加したことによるものであります。

今後、未来拠点事業の推進により税収がふえることが見込まれるため、財政力指数は好転していくものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

2番目の質問です。同じく審査意見書11ページ、町債及び債務負担の状況についてであります。町債残高は109億1,989万円となり、前年度より2億1,420万円増加、一昨年からは16億1,988万円の大幅増です。債務負担行為額も軒並み膨らんでいます。長期計画に盛り込まれた財政の健全化から考えると、債務の状況はかけ離れた傾向ではないのかと考えるわけですが、その点の見解をお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 一般会計及び特別会計の年度末残高合計では109億円を超えておりますが、その増加した要因は、特別会計の起債であります。特別会計の起債につきましては、原則、事業収入で返済していくことになります。

今定例会の初日で報告しました、将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化した財政健全化法に基づく将来負担比率は、昨年度に比べ9.1ポイント低い68.2%となっており、将来世代への負担は減少しているところであります。今後も過度に将来世代への負担をふやすことのないよう取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

3件目の質問です。同じく審査意見書23ページ、使用料及び手数料に関してであります。

使用料及び手数料の総額については、昨年度に比べ不能欠損額も収入未済額も改善されました。しかし、収入済額を見ると、2年連続で減少しています。中でも、生涯学習施設使用料が前年度より94万円下回った理由を伺いたいと思います。また、使用料減少の大きな理由は健康福祉会館が指定管理に移行したためなのかどうか、その点もあわせて質問をさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（小野正彦君） 審査意見書23ページ、使用料及び手数料。生涯学習施設使用料が前年度より94万円下がった主な理由は、パークゴルフ場の使用料が積雪やパークゴルフ場の改修などにより休場日が前年度より18日間ふえ、利用者が1,095人減少したことにより、対前年度71万2,000円の減。その他使用料のうち、生涯学習センター施設、総合体育館や文化会館金太郎ホール等の利用料の減少によるもの、対前年度19万7,000円の減が主なものです。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 使用料減少の大きな理由についてお答えをいたします。議員お見込みのとおり、健康福祉会館が指定管理者制度に移行したこと、また、町営住宅の解体により管理戸数が減少したことから、住宅使用料が減少したものが主な理由であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 答弁の中で、生涯学習施設に関してはパークゴルフ場の休みが非常に影響したということ。それから、健康福祉会館が指定管理に移ったということ。それから、住宅使用料の点が述べられておりましたけれども、もしその他に、使用料、手数料で減少した理由があれば、紹介いただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

使用料の減少につきましては、まず健康福祉会館の指定管理者制度の移行に伴いまして、約200万円の減額。町営住宅の住宅使用料が減少したことにより、約400万円の減額となっております。これが主なもので、ほかのものにつきましては微々たる減少と考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

4番目の質問。審査意見書の29ページ、翌年度繰越額の状況についてであります。翌年度繰越額が前年度より約3億3,800万円増加しております。逐次繰越も繰越明許も事故繰越も、土木費とRDFセンター解体費がその大半を占めております。やはり多年度にまたがる事業が多く、これはやむを得ないことと考えるのか、質問をいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 現在、本町では未来拠点事業に伴う足柄サービスエリア周辺事業や新東名関連町道整備事業など、大規模な事業を推進しているところであります。繰越は、地方自治法で認められている制度であり、大規模事業を推進していく際には、経済的、効率的な予算執行ができるものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

歳出に関する質問に移ります。

決算書の109ページ、2款7項1目企業渉外総務費に関してであります。地域公共交通活性化事業費の自主運行バス負担金に6,241万7,000円の歳出がなされておりますが、利用者数や利用率などの詳細が分かったら教えていただきたいと思っております。また、利用状況については、コースや時間帯によって大きな差があるのかもあわせて質問させていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 地域公共交通活性化事業の自主運行バス負担金についてであります。

平成29年度の乗車人数は、延べ2万1,023人でありました。また、1便当たりの平均乗車人数は1.3人、一日当たりの平均乗車人数は5.9人となっております。

次に、利用状況についてですが、時間帯別にみますと、朝と夕方の便に利用が集中している傾向があり、主な利用目的は、通勤・通学であると考えております。

また、ルート別に見ますと、すばしりルート、あしがらルートなどに比べ、くわぎルート、湯船・柳島コースの利用人数が少なく、一便当たりの平均乗車人数が一人未満の便も多く見られているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 再質問させていただきます。

時間帯によって大きな差があるのはやむを得ないと思います。ルート・コース別によってばらつきがあるのも仕方ないのかなと思いますけれども、そのばらつきぐあいといいますか、どの程度の差がルートによってあるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） ルートによってばらつきがあるということなんですけれども、一番少ないルートと一番多いルートの差は7倍くらいの開きがございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

最後の質問をさせていただきます。決算書の206、207ページ、7款2項3目町道整備事業費に関してであります。町道整備事業費の決算額は2億1,320万6,000円で、執行率が35%と極めて低い値ですが、その主な原因について説明を願います。翌年度繰越金が多いのは、複数年にまたぐ事業のためなののでしょうか。また、不用額が多い点も含めて説明を願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 町道整備事業費の執行率が低い値である原因についてであります。議員の御指摘のとおり、複数年にまたぐ事業として翌年度繰越額が多くなったことが原因であり、主なものとしまして、継続費において事業を執行している足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業費を逡次繰越したものと、成美地区活性化事業に伴う町道1004号線道路整備事業の推進において、平成29年度第7号補正予算により繰越明許費補正を行ったものなどがございます。

なお、湯船原アクセス道路整備事業費の進捗において、用地調査等に時間を要し、年度内での業務完了が見込めなくなったことから、平成29年度第9号補正予算により繰越明許費補正を行ったものが主な要因となっております。

また、不用額の多い原因であります。平成28年度から繰越明許費により予算を繰り越して実施を予定していた道の駅ふじおやま増設敷地購入事業について、国土交通省との度重なる協議の結果、最終的に国庫予算での直轄購入事業へ変更となったことによるものが主な要因であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 藪田豊造君。

○5番（藪田豊造君） 通告しました決算について、質疑を行わせていただきます。

まず、審査意見書の1ページでございます。

2の審査結果、予備費の充用、予算の流用による対応が増加傾向にあるので、容易に行わないよう今後の留意を要望するとありました。予備費の充用の件数と最高額、また、流用の件数と最高額をお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 菌田議員にお答えをいたします。

予備費充用の件数は46件で、最高額は7款2項2目道路維持費の除雪委託料の1,479万4,000円です。

予算の流用は185件、最高額は3,000万円で、中日本高速道路株式会社との協定による保証契約額決定に伴い、当初想定していた物件移転補償費予算に不足が生じたことから、7款2項4目公共道路整備事業費で流用を行ったものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） 流用は、款項目の間で認められています。当然だと思いますけれども、今回、審査員がこのように都合いいような意見でもって述べられている。この中身の御指摘をしたいと思います。その強い意見にはどのようなものがあつたのかをお答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

審査員の意見の中で今回御指摘があつたということで、個々の理由につきましては、ちょっと私の方では分かりませんが、平成28年度決算に比べ、今回の平成29年度決算では流用の件数が若干ふえております。そのことについて指摘があつたものだと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） 先ほどの除雪などの流用は仕方ないとしても、こういうことはしっかりとした予算の組み立てがないから、それが私は原因の一つだと思っています。このようなことについてどのようにお考えか、質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 御質問にお答えをいたします。

まず、予算の流用につきましては、予算成立後の種々の事由によって当初予算どおりに執行することが効率的な予算使用と言えないこともございます。したがって、流用という制度があると解釈をしております。今後も安易な流用等が行われないように留意しまして、適正な予算執行が行われるように努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） 結構です。

次に、審査意見書の8ページに関わる問題でございます。

人件費については、先ほど鈴木 豊君からも質問がありました。人件費の総額は18億1,676万2,000円で、割合は14.3%であると。私の質問はこれからです。そのうち、道の駅ふじおやま、観光協会、静東森林組合に研修派遣された職員の給与及び諸手当の総額をお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 職員3人の給与及び諸手当の総額は、2,174万2,000円余であります。以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 私、この件については以前にも一般質問しました。その時の答弁によりますと、小山町では民間企業との間の人事交流に関する要綱によって、これらが行われているとありました。しかしながら、私の答弁においては、これによる根拠法はないとのお答えでございました。根拠法がないものは条例や要綱に定めてはいけないのではないかと、私を強く思っています。

そうした中、八王子市では住民訴訟があり、観光協会への出向を住民訴訟しました。その判例によりますと、当局側が負けております。そして、市長さんに1,850万円の支払いを命じたと。それは和解によるものですが、こうした判例がありますが、今後、このような人事交流を続けていくのかどうか、それもあわせてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 今後続けていくかとのことですが、小山町ではこの交流について要綱を定めておりますので、この要綱に基づきまして、必要であれば続けていく、必要がなければ続けていかない、そういうようなことになるかと思えます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 人事権が企画総務部長にあるとは思わない。私は町長にあると思います。町長がお答えください。

○町長（込山正秀君） 今の答弁のとおりであります。

○5番（藺田豊造君） これによって住民訴訟など起こされたら、小山町はどのように対応していくのか、お答え願います。

○町長（込山正秀君） 仮定のことはお答えできません。

○5番（藺田豊造君） 結構です。

では、決算書の歳入についてお伺いいたします。

決算書の39ページ、16款2項2目3節について御質問します。認定こども園等における教育の質の向上のために研修支援事業費が支払われています。どのような事業内容なのか、あるいは何名が研修を受けたのか、これについて御質問します。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 菌田議員の御質問にお答えいたします。

この研修事業費補助金でありますけれども、上部組織であります静岡県国公立幼稚園・子ども園長会などが現場の幼稚園や研修施設等で開催した8回の研修会に、幼稚園及び子ども園の教諭、延べ26人が幼児教育の向上を図るために参加したものであります。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） 費用が8万1,000円となっています。これで足りたのかどうか。足りたからこう書いてあるのだろうけれども、今後はこの金額がふえるのかどうかもあわせてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

この補助金ですが、補助率は2分の1です。実際の研修にかかった費用は約20万円ほどでありましたが、一人当たりの補助限度額が決まっております、補助限度額は16万3,000円となっております。その2分の1が補助されております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） 結構です。

では、決算書の歳出の部に移ります。ページは145ページ、3款3項3目23節償還金利子及び割引料97万2,000円余ですけれども、これはどのようなことから生じた金額なのか。前年は120万7,000円の返還であり、子育て支援センター20万円の返還金の減少があったと。どのような点に注意を払って臨んでいたのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 償還金利子及び割引料についてお答えいたします。

この度の返還金につきましては、平成28年度の本町の児童が私立保育園に通い、その運営に対し、国及び県が補助金を交付しておりますが、その実績による補助交付額との差が生じたため返還をしているものであります。

これら補助金の交付申請については、年度内の11月末時点で、残りの12月から翌年3月末を見込んで行って、その申請額が町へ年度内に交付されることになっております。つまり、実績報告の前に見込み額で交付され、翌年度に精算する仕組みとなっております。利用者が減ったり、実績額が見込み額より少ない場合は、このように返還が生じますし、逆に実績額が見込み額より多い場合は、国及び県に請求して、過年度収入として受けることとなりますので、御承知願いたいと思います。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 結構です。

次に、決算書の247ページ、9款2項2目教育振興費2,126万2,000円に対し、支出額は1,942万円余でした。不用額は180万円となっています。この不用額がどのようなことから生じたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 不用額についてお答えいたします。この不用額の主なものについては、(2) 小学校教育振興費の13節外国人英語指導員派遣委託費の82万8,000円と、同じく同事業の8節報償費、放課後子ども教室指導員等の謝礼の56万3,000円が主なものであります。こちらについては、予算に比べて実績が少なかったため、不用額が生じたものであります。以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 結構です。

では、6番目の質問に移ります。6番目の質問は、247ページと253ページ、9款2項と3項、2目、事業の(2)でございます。小中学校教育振興費13節の外国人英語指導員の派遣について、小学校教育振興費では909万6,000円、中学校教育振興費では505万4,000円となっています。授業を受けた生徒、あるいはその人数についてお答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 外国人英語指導員派遣につきましてお答えします。

外国人英語指導員による授業で、小学校では、平成29年度は1年生から4年生までの町内全校の生徒、3月1日現在ですけれども、約640人が月1回程度、45分の授業を受けております。また、5、6年生では、約300人全員が週1回45分の授業を受けております。

中学校では、1年生から3年生までの全校生徒、約420人ではありますが、週3回50分の授業を受けております。

また、平成29年度におきましては、各幼稚園・保育園・こども園にも、月1回ですけれども、主に3～5歳児を対象に英語指導員が訪問をしております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） この先生の数についてお伺いいたします。それと、先生方の身分保障とかそういうものに対して、ちょっとうがった質問ですけれども、どのようになっているのか、あわせてお答え願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 再質問にお答えします。

外国人英語指導員につきましては、中学校区で一人になっております。その一人の方が時間を組んで小学校にも行っております。

それから、その指導員への保障でしたっけ。

○5番(藺田豊造君) 身分保障というか、健康保険とか、あるいは雇用保険とか、そういうものはどうなっているかということ。

○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) お答えいたします。

指導員の派遣につきましては委託をしております。したがって、その委託業者の方で指導員に対して保障しています。

以上です。

○議長(米山千晴君) よろしいですか。

○5番(藺田豊造君) 小山町では、御存じのとおり2020年にオリンピックの開催が行われます。それに対して、子ども達に実践的な英語力を高めるという意味で英語教育の指導はどのように行われているのでしょうか。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 再質問にお答えいたします。

小山町では非常に英語教育に数年前から力を入れていまして、小学生も中学生もかなりの時間数で中身を濃くして英語教育を行っています。特に、中学生では、ほとんどオールイングリッシュで授業を行っております。

今年度は、小学校5、6年生では、必ず週1時間授業を行いまして、いろいろな外部人材も使いながら授業を行っております。更に今年度は、小学校に英語がだいぶ入ってきたということで、小学校の教員2名と指導主事1名、合計3名をカナダに送りまして、夏休み中に非常に充実した英語の指導研修をさせております。また、中学生には英検を無料で受けていただくように、積極的に推進をしているところです。

以上です。

○5番(藺田豊造君) 頑張ってください。

最後の質問に移ります。261ページの9款5項1目(3)19節になります。ふるさとおやま同窓会応援事業があります。これに補助金が24万円出ております。どのような世代が何件利用したのか。また、同窓会の開催場所などについてお答え願います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○生涯学習課長(小野正彦君) ふるさとおやま同窓会応援事業24万円の内容ですが、平成30年に成人を迎えられた20歳の町内3中学校の同窓会、平成20年度小山中学校の卒業生、年齢にしますと24歳の同窓会です。この四つの同窓会に各6万円を交付しております。

また、同窓会の開催場所ですが、町内が1件、御殿場市内が3件です。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。

○5番(藺田豊造君) これについて、町ではどのような効果があると捉えておられるのか、お答

お願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（小野正彦君） 同窓会開催時に、いろいろな課が町をPRする資料等を配付しております。また、アンケートを同窓会の開催時にとっていただき、その結果を庁舎内でアンケート結果として配信しまして、今後の仕事に活用しております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 以上です。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は主要な施策の成果と予算執行状況報告書の中から、成果として上げられている7点につきまして、質問させていただきます。

まず、3ページ。富士山観光振興の環境保全を図るため、小山町富士山須走口登山認定ガイドを設置し、誘客促進に努めたとあります。この小山町富士山須走口登山認定ガイドについて御説明願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 渡辺議員にお答えいたします。

小山町富士山須走口登山認定ガイドは、富士山須走口におけるガイドを町が認定することにより、ガイドの資質向上と適正な案内業務を実施することで利用者の利便性を高め、須走口への来訪を促進し、富士山の観光振興及び環境保全に資することを目的として設置したものです。

ガイドの認定要件といたしましては、富士山須走口五合目からの登山案内に特化したものでして、須走口山内組合の推薦を受けた方や日本山岳ガイド協会の自然ガイドステージの資格取得者など、利用者が安心安全に登山ができるような人材を認定することとなっております。

平成29年度末で16人のガイドを認定しており、現在も引き続き、登山客の誘客に努めているところです。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） いえ、ございません。

次でございます。5ページになります。景観計画に基づく届け出10件を受理し、景観計画に適合していることを確認した。また、事前協議2件を受理し、景観保全及び形成を図るため、景観計画を遵守するように指導したとあります。この中の景観届け出10件の概要について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（高村良文君） 本町では平成28年4月から景観条例を施行し、景観行政団体として、本町の財産である美しい自然を活かした景観の保全及び形成を図り、魅力あるまちづくりを推進しているところであります。

条例では、建築物は高さと色彩を、工作物は色彩について、小山町景観計画区域内における行為の届け出が必要となります。

平成29年度の届け出10件に代表するものは、携帯電話の基地局の建設に関する色彩の誘導、工場、倉庫、ホテル、福祉施設建設等に関して建物の色彩、形状の確認が主なものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 承知しました。

次に、9ページでございます。

安全・安心なまちということで、町民主体の健康づくりと地域医療の推進ということで、出張健康講座34回、参加者延べ1,407人で、例年同様の参加者を維持しているとあります。この健康出張講座の類別と回数、場所について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） はじめに類別と回数ですが、運動習慣の推進に関するものが11回、心の健康に関するもの6回、骨粗しょう症に関するもの4回、生活習慣病に関するものが3回、禁煙、歯科保健、身体のリラックスに関するものがそれぞれ2回、その他のものが4回でした。

次に、開催場所ですが、健康福祉会館、小中学校、各地区のコミュニティセンターや公民館での開催が多くなっております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

先ほど類別を伺いました。その中で、それぞれ単独じゃなくて、例えば複合的にやられた回数がありましたら、お答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 再質問にお答えします。

複合的に実施をした回数については、正確な数字は恐れ入りますが捉えておりませんが、健康福祉会館3階のリラクゼーションスタジオで、平成29年度から指定管理者制度を導入いたしましたので、指定管理者の協力をいただきまして、専属のトレーナーと我々の保健事業で行うべく、運動教室ですね、運動習慣の向上に関するもの、これを複数回実施しております。

それから、地区に出向いては、それぞれの地区で、例えば体育大会ですとか、年賀健康マラソン、こういうものに子どもも出向いていきまして、御来場いただきました町民の皆様健康マイ

レージですとか、健康に関するPR、啓発、お達者度に関する御質問等あれば、どういうことかといった形でお答えをしています。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 一つお伺いします。町の健康フェスタ、こういうのを催してやっているんですけども、例えば、今、県内で下位となっているお達者度の向上ということで、高齢者だけではなくて、幅を広げての計画はありますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 再々質問にお答えをいたします。

年代層、いろんな町民の幅を広げて実施をする、議員御指摘のとおり、健康フェスタは健康施策の中でも一番大きな取り組みでございます。これらの開催時にいろんな健康づくりに関する団体ですとか、関係者の方と共同で実施をいたしまして、参加された町民の皆様からもいろんな御意見や情報をいただいております。また、アンケートをとりまして、次の回ですとか、ほかの施策にも反映できるように進めております。

具体的には、これだということは今申し上げられませんが、先般の報道のとおり、男性、女性ともに上昇が見られておりますので、これに甘んじず、しっかりとお達者度の向上、健康寿命の延伸を目指して実施してまいります。

以上でございます。

○8番（渡辺悦郎君） 承知しました。

続きまして、15ページでございます。安心・安全なまち、子ども・子育ての充実ということで、この中で、放課後児童クラブ、これの開設の日数を見ましたところ、成美小学校がほかの小学校に比べて40日以上少ないという数字が上がっております。成美小学校が少ない理由が分かりましたらお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 成美小学校放課後児童クラブについてお答えします。

成美小学校放課後児童クラブは、保護者の要望がなく、土曜日の開所を行っていないことによりまして、他のクラブと比べて開設日数が少なくなっています。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ございません。承知しました。

18ページでございます。安心・安全なまちということで、耐震性水槽の整備や消防整備が不足している地域に消火栓を整備し、水利の充足率を図ったとあります。現在の小山町の耐震水槽の整備状況について、全貯水槽と耐震率を教えてくださいたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） 渡辺議員の御質問であります耐震性貯水槽の整備状況についてお答えいたします。

平成30年4月1日現在、本町内の貯水槽は、公設、私設合わせて197基あります。そのうち、消防水利の基準を満たす40トン以上の耐震性貯水槽は145基あり、全貯水槽のうち、耐震化率は73.6%であります。なお、今後も引き続き耐震性貯水槽を計画的に整備していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ありません。

続きまして、28ページでございます。いきいきとしたまち、人が訪れ、消費が拡大する観光交流の振興ということで質問させていただきます。

この中で、小山町版DMO構築に向けて、町内の集客施設や宿泊施設における観光客の動向調査やモニターツアーを実施し、着地型旅行商品の造成に向けて取り組んだとあります。この概要について伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） はじめに観光客の動向調査ですが、小山町観光協会へ委託した小山町観光地域づくり推進業務において実施した事業でございます。

小山町版DMOの構築に向け、観光客のニーズに応じた着地型旅行商品を企画するため、道の駅や富士スピードウェイなどの集客施設や、町内及び周辺の宿泊施設における観光客の動向や旅行消費額等について調査したものでございます。

次に、モニターツアーは、常葉大学のゼミと連携して実施した事業でございまして、海外からのインバウンド観光客を意識した旅行商品を企画するため、外国人留学生を含む19名の方に御参加いただき、観光施設の見学や農業体験など、地域資源の掘り起こし等を行ったものです。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 結構です。

最後の質問になります。30ページ、いきいきとしたまち、定住・移住の促進と婚活支援ということで、1日1組限定の移住体験ツアーを24組に対して実施し、うち4組が移住したとあります。確率にしたらすごく高いと思いますが、この24組の当時の住居地域と年代層、また、分かりましたら家族数まで説明していただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） はじめに24組について、御殿場市などの県内参加が12組で、県外からの参加も同じく12組でありました。その内訳は、東京都が5組、神奈川県が3組、埼玉県が2組、山梨県及び長野県が1組でした。

また、年代については2組が不明でしたが、40代が8組で最も多く、20代、30代が5組、50代が3組、60代が1組となっております。

家族数についてですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、件数は組数を目標値としておりましたので、詳細等は調査しておりませんが、平均3人程度と捉えております。なお、平成30年度におきましては、家族数の調査も実施していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 24組のうち、近隣の御殿場が12組と。それと、注目すべきところは首都圏ですね。こちらの方が結構多いんだと。東京が5組、神奈川が3組とのことで。まして、年代も40代ということは、今働いている最中なんですけれども、彼らがこちらへの移住に興味を持ってきていることはすごくいいことだと思います。これをもっとふやしていくために、どういうことを考えているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 渡辺悦郎議員の再質問にお答えします。

東京都内または静岡県内でも各種イベント等が実施されております。今後もこれらに多く参加し、小山町をより多く発信していき、首都圏や他県からの移住・定住に結びつけるように努力してまいります。

以上であります。

○8番（渡辺悦郎君） 承知しました。

以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は、一般会計より4点について質問させていただきます。

はじめに、決算書49ページです。

18款1項2目1節ふるさと寄附金収入済額27億9,733万8,000円は、ふるさと納税による寄附金で、件数は約8万4,000件との企画総務部長の説明がありました。

先日のマスコミ報道で、返礼品の内容として郵便局の見守りサービスを取り入れるとの情報がありましたが、今後、返礼品として新しい取り組みなどがありましたら伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

ふるさと納税の返礼品として、今後、新しい取り組み等があるかについてであります。現在、小山町ふるさと納税の返礼品は約340品目あります。また、議員御存じのとおり、今月中旬より郵便局の見守りサービスを新たな返礼品として開始をいたします。現段階では、すぐに開始できる新たな取り組みや返礼品はございませんが、引き続き、新たな返礼品の開拓には力を入れPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの郵便局の見守りサービス、こういう福祉的な返礼サービスは、返礼品や商品券とは全く異なります。これを金額に換算することは大変難しいかと思いますが、総務省指導の返礼割合3割ぐらいなのか、もっと上回っているのか、お伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 池谷洋子議員の再質問にお答えをいたします。

この郵便局の見守りサービスの返礼割合につきましては、郵便局と金額協定を結んでおりまして、約3割程度で返礼品を二つ出します。5万円の返礼品を一つと、10万円の返礼品を一つ。5万円の返礼品につきましては月1回の半年コースの見守りサービス、10万円につきましては月1回の年12回の1年コースとして返礼品を出す予定です。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） ありません。

2点目は、決算書の87ページです。

2款1項6目の備考（5）です。住民相談事業費166万9,000円とありますが、相談員の数とその相談内容をお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（杉山則行君） 住民相談事業費について、まず相談員の数ですが、総合相談員として2名を委嘱しております。

相談内容については、昨年度、電話や面談により106件の相談が寄せられ、行政関連の問い合わせ等が25件、家族関係が14件、相続関係が10件、近隣住民関係が7件などとなっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） 結構です。

3点目は、119ページです。

2款8項1目の備考（4）の13節ふるさと納税プロモーション推進事業756万円とありますが、推進事業の内容を具体的にお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） ふるさと納税プロモーション推進事業756万円の具体的な内容についてであります。東京23区内の読売新聞購読者を対象に、昨年6月、読売新聞社の折り込みタブロイド誌1ページ全面に、小山町のふるさと納税返礼品を紹介する記事を掲載いたしました。制作部数は65万部で、配布エリアである東京23区に向けてPRをいたしまし

た。その他に、ふるさと納税の動画を作成し、PRいたしました。作成した動画は、インターネット上の動画サイトへ掲載をしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） 今、課長よりお伺いいたしました、いろいろ動画とかインターネットとかあったようですけれども、反応は何かありましたか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 池谷洋子議員の再質問にお答えいたします。

まず、動画の効果ですけれども、インターネット上に動画を掲載したことにより、翌日から数日間は寄附額が増加しました。また、新聞折込等につきましても、掲載した翌日から数日間は寄附額が増加しております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） ありません。

最後の質問になります。189ページです。

6款1項2目、備考（3）の19節技術職員派遣負担金795万2,000円とありますが、どのような技術職員なのか。また、職員の数をお聞かせいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 御質問にお答えいたします。

技術職員派遣負担金795万2,000円ですが、静岡県から本町に派遣されました職員の給与等を負担したもので、静岡県技術職員等市町派遣制度要綱に基づくものでございます。派遣されました職員は、静岡県交通基盤部からの土木技術職員1名で、未来拠点専門監として、未来拠点事業に関する静岡県との連絡調整や、土木設計等におきまして技術支援業務に携われたものでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） ありません。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） まず、決算書歳入の欄、63ページ、21款6項1目、備考欄の2節東名足柄バス駐車場利用料18万円とあります。現在は、利用者には一律で利用料金がかかっていると思いますが、今後、さらなる利活用の活発化を考えて、町内外の利用者の差別化を図るといような考え方、あるいは福祉対策のために障がい者への割引、これらを行う考えがあるかどうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

東名足柄バスストップ駐車場は、平成29年10月から指定管理者による管理運営を開始し、今月末で1年が経過するところであります。民間活力を利用した機械式運営により、利用者にとって利便性の高い、安全で安心な駐車場として御利用いただいておりますが、今後の駐車場運営の過程において、利用者の差別化や障がい者への割引等について、利用者側から要望をいただいた場合には、指定管理者との協議を行い、検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

続きまして、歳出をお願いします。

87ページ、2款1項6目、備考欄（6）の19節空き家対策補助金に210万円とありましたが、この対策の内容について伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） この補助金は、小山町危険空き家解体事業補助金交付要綱に基づき、倒壊などの危険な状態にある空き家の解体及び撤去に要した工事費の3分の1を補助するもので、限度額は30万円としております。平成29年度は7件の申請があり、全て限度額の30万円を交付したため、決済額は210万円となりました。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 分かりました、結構です。

続きまして、115ページ、2款7項3目、備考欄（3）13節結婚支援事業460万800円とありますが、この事業の内容、回数、利用者数をお答え願いたいと思います。

同じく19節結婚新生活支援補助金48万円とありますが、この支援内容と件数もあわせて伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 13節結婚支援事業については、一部、県の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚促進による出生率向上を目的に実施するもので、結婚に向けた意欲を高めるセミナーを3回、男女が自然と交流できるイベントを1回開催し、延べ男性63人、女性37人の、合わせて100人の参加がありました。

また、御殿場線を貸し切る婚活イベントには、男性23人、女性21人、計44人の参加があり、イベントによるカップル成立は15組の結果でした。

19節の結婚新生活支援補助金は、住居費と引っ越し費用について、所得制限等条件に合致した新婚世帯に上限24万円を補助するもので、平成29年度は2件に対し上限の24万円を補助し、48万

円の決算額となったものです。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

続きまして、171ページ、5款1項3目、備考欄（3）の19節。先ほどの鈴木議員の質問と重なる部分があるかと思いますが、19節の猟銃免許取得補助金14万3,000円とあります。この補助金利用者による免許の取得者は二人と考えてよろしいでしょうか。その年齢層を伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 狩猟免許取得補助金の交付者は2名でした。

内訳は、第一種狩猟免許取得者、64歳の男性、この方に10万円。それから、もう一方、罟猟免許取得者1名、41歳の男性、この方に4万3,000円ということで、合計14万3,000円を交付しています。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 今のお二人は、猟友会の会員とは限らないということでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

小山町有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金交付要綱でこの補助金の交付を受ける要件として、3年間以上猟友会で活動することが規定されています。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 分かりました。

続きまして、205ページ、7款2項2目、備考欄（3）15節道路維持補修事業4,162万5,360円とあります。これは各区の要望のうち、132件に対応されたということでございます。穴埋め等の工事など、直ちに対応されておりまして、大変ありがたいと感じておるところですが、各区にはなかなか改善されない道路が数多くございます。今後、なお一層、安全安心のため、この事業費をふやす考えがあるかどうか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 要望箇所の実施採択に当たっては、1件でも多くの要望に応えるため、効率的な予算執行を心がけており、緊急性や危険性を重視した優先順位により道路維持補修事業を実施しているところであります。

議員御指摘のとおり、事業費予算の増額により、更に多くの要望にお応えすることはできませんが、年度末までの工事完了が必須でありますので、工期を見据えたある程度の限度額を設定する

必要もあるものと考えております。

今後も、経済的にできるだけ多くの御要望にお応えできるよう努力してまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） ぜひよろしくお願いたしたいと思います。

それでは続きまして、215ページ、7款3項1目、備考欄（2）の15節河川改修事業に626万5,080円とありましたが、この事業の対象河川はどこでしょうか。また、ほかにも改修を待つ河川はたくさんあると思いますが、どのように対処されるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 河川改修事業の実施箇所につきましては、菅沼地先の普通河川、堀城川であり、改修工事として、延長26.5メートル区間の護岸ブロック積工を55平方メートル施工したものであります。

現在、各地区要望を取りまとめた結果から、河川に関する御要望を12河川で13件いただいております。施工規模は大小様々であり、完了までには年数がかかりますが、緊急性や危険性を重視した優先順位により順次実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

続きまして、221ページ、7款4項3目、備考欄の（6）15節金時公園整備に2億610万8,280円とありました。この整備後の利用状況について、分かる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（高村良文君） 金時公園は、平成29年度に東富士演習場周辺公園設置助成事業、静岡県観光施設整備事業補助金を活用し、金時公園整備で遊具、土俵等の設置等、多世代交流施設「金太郎テラス」1棟を建設し、屋内外使用可能な公園整備を行いました。

また、6月30日には、地元、成美地区金太郎計画2020推進協議会の協力を得て、公園内に芝の植栽作業を行い、この9月3日から解放を行っているところであります。

議員御質問の平成30年度4月開園以来、現在8月末までの公園利用状況であります。利用者は合計約4,100名、1日の平均約30名の来場となっております。

来場者への聞き取りでは、子ども達には、旧児童館がありました上段からおりてくるローラー滑り台や、子育て世代のお母様方には金太郎テラス内の休憩所に人気があります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

最後に、225ページ、7款5項1目、備考欄（3）15節南藤曲団地建設事業について伺いたいと

思います。建設後の入居状況はどうでしょうか。特に、子育て、高齢者世帯に配慮した住居として整備をされたと思いますが、入居者の状況、それと年齢層について伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 南藤曲団地の入居状況について、新築した15戸全てが満室となっております。年代に見ますと、20代が3世帯、30代が8世帯、40代が3世帯、50代が1世帯となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 再質問をいたします。

高齢者に配慮した部屋が幾つかあったと思うのですが、その部屋には高齢者ではない方が入っていると受け止めてよろしいですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 佐藤議員の再質問にお答えします。

高齢者タイプとして建築をした物件ですけれども、こちらにつきましても、この世代の方に住んでいただいております。入居の募集は、町の要綱に従って行いましたが、高齢者の応募がなく、若い世代に入居していただきました。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） それでは、決算書の歳出についてお伺いします。

125ページの3款1項1目13節ですけれども、地域生活支援業務について、民生委員児童委員協議会へ委託したとのことですが、具体的にはどのような内容なのか。また、相談などの件数についてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 遠藤議員にお答えします。

地域生活支援業務は、町民の福祉の推進、民生の安定の推進を図るための相談、指導、助言、調査等を44人の民生委員・児童委員で組織する、小山町民生委員児童委員協議会に委託しているものであります。

平成29年度の相談・支援件数は536件で、分野別では、高齢者関係が384件と多く、子どものことが37件、障がいに関するものが6件、その他が109件でした。

また、内容別では、日常的な支援が144件、在宅福祉が78件、健康・保健医療が38件、生活環境が36件、家庭関係が25件、その他215件と、地域で暮らす方々の様々な相談・支援を行っております。

す。

その他、高齢者福祉行政基礎調査や母子家庭等医療費助成対象者調査などの各種調査や、地域の行事への参加、見守り等を行っていただき、活動日数は5,420日となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。

次に、187ページ、6款1項1目7節ですけれども、消費生活相談員の賃金268万8,109円について、有資格者の相談員が何人おられるのか、また、月に何回くらい相談の窓口を設けているか、相談の延べ件数についてお伺いをいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（杉山則行君） 消費者行政費の消費生活相談員についてお答えします。

まず、有資格者の相談員の人数ですが、消費生活コンサルタントの資格を持つ臨時職員1名を雇用し、相談に当たっています。

次に、相談窓口の開設状況は、年末年始を除く平日は毎日午前9時から午後5時まで、役場本庁1階の小山町消費生活センターで相談所を開設しています。月の開設日数は20日程度となっております。

最後に、相談件数についてですが、昨年度は176件の相談が寄せられました。相談内容は、インターネットによる不当請求等の通信販売関係が36件、投資詐欺や健康食品販売等の電話勧誘販売関係が31件、インターネットのプロバイダー契約やプロパンガス契約など、訪問販売の関係が19件などとなっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。

次に、247ページ、9款2項2目7節放課後子ども教室賃金ですか。それと、3款3項4目に子育て支援事業の放課後児童クラブ費もありますが、これとの関係についてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 放課後子ども教室について御説明いたします。

放課後子ども教室は、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育とは別のものとなっております。本町におきましては、平成27年度に須走小学校から開設をして、以来1年ごとに北郷小学校、成美小学校、平成30年度には明倫小学校という順で開級をしております。まだ、足柄小学校については開級していませんが、来年度に足柄小学校の開級も見込んでいるところです。

この放課後子ども教室は、主に小学校の高学年を対象に、放課後の教室等を活用して、先生のOBや英語指導員ALTによる英会話などの学習指導を週2回から4回程度行っています。

この歳出の賃金につきましては、放課後子ども教室の事務を手伝っていただいている方の賃金と

なっております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。了解しました。

最後に、251ページ、9款3項1目14節、前にお伺いしたかもしれませんが、土地借上料が1,466万2,178円ということで、これは中学校3校の合計なのか、あるいは1校なのか。

それから、借り上げ料が1,000万円を超えているというのは突出していると思うんですね。例えばこの分をほかに回せることも考えられる。このことについては、毎年私は言っているんですけども、内容を再度確認をしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 土地借上料について回答いたします。

こちらにつきましては、北郷中学校の敷地分が、このうち584万6,000円ほどです。残りは須走中学校敷地分になりまして、金額では881万5,000円ほど。この2校の合計となっております。これらの金額を合わせまして1,400万円ほどで突出しているのではないかと御指摘ではございますが、確かに金額は大きく町全体の土地借上料が6,600万円ほどと集計されておりまして、約22%を中学校費で占めております。こちらについては、地主様の希望等もございまして、なかなか購入とまではいきませんが、できる限り、今後、交渉等も含めながら、学校用地として購入を進めていければと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 質問ではありませんが、今、教育次長にお答えいただいたわけですが、なかなか土地のことですので難しいかもしれませんが、やはりこれだけの金額を毎年支出するというのは、私はいろいろな面で、ほかのことにも十分使えるのではないかと考えますので、難しいとは思いますが、毎年継続してお願いをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

それではここで、午後1時まで休憩といたします。

午後 0 時10分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 日程第 2 認定第 2 号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 平成29年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 平成29年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 平成29年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 8 号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認定第 9 号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第10 認定第10号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第11 認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第12 議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（米山千晴君） お諮りします。

日程第 2 認定第 2 号から日程第11 認定第11号までの平成29年度特別会計決算10件及び日程第12 議案第96号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 1 件の計11件については、一括質疑にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 2 号から議案第96号までを一括議題といたします。

本議案については、8月29日及び8月30日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。会計ごとに順次発言を許します。

国民健康保険特別会計。7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 国民健康保険特別会計に関して、2件質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、審査意見書の47ページ、国保税収入状況比較について、不能欠損額が379万3,000円、収入未済額が3,611万2,000円と昨年度より大きく減少しましたが、納税困窮者がふえている状況のもとで、昨年度の短期証並びに資格証の発行件数を教えていただきたいと思えます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員にお答えします。

短期証と資格証の発行件数についてであります、平成29年度末時点で、短期証が32世帯57人、資格証が15世帯24人であります。

短期証、資格証の交付におきましては、該当者の納付状況に加え、納付相談に応じ、納付誓約書を履行しているか否か。また、所得や資産状況から、負担能力があるか。その他に、災害や離職、病気等、特別な事情はないかなど、総合的に判断する資格判定会を会計収納課と合同で4カ月ごとに開催し、それぞれの基準に応じて区分を判定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 再質問ではございませんけれども、資格証、短期証は、本当に最後のセーフティネットなのかなと思いますので、ぜひ、今後も温かみのある施策で対応していただけたらと要望いたします。

2番目の質問です。決算書の311ページ、高額医療費の件であります。

一般被保険者、退職被保険者ともに、高額医療費を要した者に人工透析などがよく上げられますけれども、その他として、高度医療などのために高額になった例があれば、紹介を願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高額療養費の高額なものについてお答えいたします。

平成29年度の高額療養費で最も高額だったものは160万円余で、1カ月の費用額が550万円を超えております。また、100万円以上のものが3件、100万円未満50万円以上のものが22件ございました。これら高額なものは、循環器系疾患等の外科手術が多くみられております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） ありません。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、後期高齢者医療特別会計。5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 後期高齢者医療特別会計について質問させていただきます。

決算書は、347ページです。

歳入ベースで平成28年度は2億381万3,000円、平成29年度は2億1,715万2,000円で、1,333万9,000円の増額になってはいますが、現在の小山町の後期高齢者保険者の人数、それから、今後はどのような傾向になるのか、これについてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 藺田議員にお答えします。

後期高齢者医療の被保険者数は2,750人で、昨年より44人、1.6%増加しております。

今後、2025年には団塊の世代が75歳以上となることから、3,153人に増加すると見込んでおりま

す。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ありません。

○議長（米山千晴君） 次に、下水道事業特別会計。7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 下水道事業特別会計に関して、1件質問をさせていただきます。

審査意見書の51ページから、下水道の主な財源は、一般会計からの繰入金9,867万円と下水道使用料現年分6,882万円と滞納繰越分130万円です。実際には、一般会計からの繰入金と公債費を除く差し引き収入は、654万7,000円の赤字です。

須走地区の下水道利用者が大幅に増加することは期待薄ですし、利用料金の大幅値上げも現実的でないとする、利用者負担の原則はあるものの、今後も1億円程度の一般会計からの繰り入れは続くものと判断していいのか、お伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 高畑議員の御質問にお答えします。

一般会計からの繰入金は、下水道事業特別会計の歳入、歳出の差額分を繰り入れており、主に公債費と経常的な維持管理費の一部に充てております。

下水道事業の根幹となる下水道使用料は、平成19年度をピークに年々減少傾向となる一方、下水道施設の多くが標準的耐用年数を経過し、施設の計画的、効率的な更新が求められていることから、平成26年度より須走浄化センターの長寿命化事業に取り組んでおり、今後も多額の資本的費用が必要となってまいります。

このような厳しい事業運営が続く中、来年度に予定されている消費税率の改定に合わせ、水道料金及び下水道使用料の適切な使用料について、上下水道審議会において審議していただく予定であります。

今後も下水道使用料の大幅な増収が見込めないことから、これまでと同程度の繰入金が必要となる見込みでございますが、施設の効率的な稼働を確保するとともに、経常経費削減の検討を行い、繰入額の削減に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） ありません。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、介護保険特別会計。5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 介護保険特別会計について御質問させていただきます。

決算書の歳入の399ページ、6款繰入金が前年度と比較して4,300万円ほどふえています。今後もこの傾向が続くのかどうか。また、当局では、どのように今後の分析をされているのかを質問

します。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 菌田議員にお答えします。

6款繰入金は、介護給付費や事務費等の町負担分を一般会計から繰り入れる1項一般会計繰入金と、2項基金繰入金で構成されており、前年度と比較して4,300万円増加しますのは、2項の基金繰入金が主な要因であります。

介護保険事業は、3年間で1期とした計画期間ごとに保険財政の運営をしており、この年度間の均衡を保つなどの目的のために、介護給付費準備基金を設置しております。

今回の基金繰入金は、第6期計画の初年度である平成27年度に基金として積み立てたものを、最終年度である平成29年度に取り崩したものであります。

今年度から開始される第7期計画においても、基金に積み立てをする計画であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） 今後も介護保険については、我々の負担する額が上がるのかどうか。見込みをどのように捉えているのか質問させていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 菌田議員の再質問にお答えします。

まず、皆さんの負担となると、介護保険の場合、介護保険料になるかと思えます。介護保険料につきましては、今、説明をさせていただきましたように、3年間で1期としてサービス料を見込み、皆さんに御負担いただく金額を介護保険料として算定しております。

今後、町の高齢者人口、特に後期高齢者がふえて、介護等を使う高齢者が増加することが予測されておりますので、介護予防等で、そういったサービスを利用される方になるべく自立を促してはいきますが、給付費として、どうしてもふえていく分については、一定の割合で皆さんに御負担をお願いすることになっていくかと思えます。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） 多分上がるということを言いたいと思っているんですけど、はっきりと上がるなら上がると言った方がいいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、宅地造成事業特別会計。2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 宅地造成事業特別会計について、1点御質問いたします。

決算書457ページ、1款1項1目、備考欄（2）12節広告料499万9,320円を支出されておりますが、どんな内容の広告を誰に向けて発信したのか。そして、その反応はどうか。また、その効果についてどのように捉えておられるのか質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 佐藤議員にお答えします。

はじめに、本広告については、優良田園住宅わさび平分譲地の販売促進の広告事業を実施したもので、近隣に限らず広く情報発信を行うため、ポスター及び冊子などの作成と並行して、専用ホームページの開設も実施いたしました。

この優良田園住宅は、町が県と協議し定めたガイドラインに沿って、広い敷地に低い建蔽率や容積率などを設定しております。このため、買い主がわさび平分譲地に建設するガイドラインに沿ったマイホームをイメージできるよう、ホームページには本町や住宅地の魅力、そして各種助成金などのほか、住まい方についてもイメージしていただける内容といたしました。ポスターについては、近隣のハウスメーカーに掲出していただくようお願いに上がり、また、チラシについても、町内はもとより、御殿場市、裾野市、神奈川県南足柄市、山北町などに幅広く周知させていただいております。

反応としましては、今年度実施した現地販売会に来場される方には住宅地の魅力を理解していただき、市街地では手に入りにくい自然に囲まれた、ゆとりある生活をイメージしていただくことができ、効果については順調な申し込み状況に結びついていると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） わさび平の優良田園住宅に特化した形で広告をしたとのことですが、分譲状況はいかがですか。分かる範囲でお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 佐藤議員の再質問にお答えします。

まず、売却件数は6件、契約件数は8件、申込件数は15件の計29件となっております。販売区画は36区画となっておりますので、進捗率は80.5%になります。

売却件数と契約件数の違いにつきましては、売却件数は、既に所有権移転がなされたもので、契約件数は、今後、法務局にて所有権移転を行うものです。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

○議長（米山千晴君） 次に、水道事業会計。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） それでは、水道事業会計の決算質疑をさせていただきます。

審査意見書の66ページにおいて、給水人口と総排水量が前年度と比較して減となっておりますが、その要因は何か。また、老朽化した配水管の取り替え事業はどの程度実施できているのか。まだ老朽化した耐震化すべき管路が多くあると思いますが、現在の耐震化率はどのくらいか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 鈴木議員の質問にお答えします。

給水人口と総排水量が前年度と比較して減となっている主な要因としましては、町内人口の減少、大口水道利用者の使用水量の減少が主な要因と考えております。

また、老朽化した配水管取り替え工事や耐震化工事における工事延長は、計画しておりました650メートルに対し、869メートルの工事を実施いたしました。

平成29年度工事の実施に伴い、水道管総延長165.9キロメートルのうち、耐震化された管路は37.4キロメートルとなり、耐震化率は前年度から0.4ポイント上昇し、22.5%となりました。

今後も、安全で安定的な水道水の供給を図るため、第6期拡張事業計画に基づき、施設の更新や耐震化に積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） まだ耐震化されていない管路も多いと思いますので、今後も早期に耐震化の工事を進めていただきたいと思いますので、その点の考えをもう一度伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成29年度末の耐震化率は22.5%とまだまだ低い状況であります。今後も積極的に施設の更新を行い、耐震化率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第3号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は所管の文教厚生委員会に

付託することに決定しました。

次に、認定第4号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 平成29年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 平成29年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 平成29年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第8号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第9号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第10号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第11号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月5日水曜日 午前10時開議。

通告による一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時26分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	米 山 千 晴
署 名 議 員	渡 辺 悦 郎
署 名 議 員	池 谷 洋 子

平成30年第6回小山町議会9月定例会会議録

平成30年9月5日(第4日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君
5番 菌田 豊造君 7番 高畑 博行君
8番 渡辺 悦郎君 9番 込山 恒広君
11番 池谷 洋子君 12番 米山 千晴君

欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	杉本 昌一君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長	野木 雄次君	未来創造部長	遠藤 正樹君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	シティプロモーション推進課長	勝又 徳之君
総務課長	大庭 和広君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
介護長寿課長	山本 智春君	健康増進課長	平野 正紀君
くらし安全課長	杉山 則行君	建設課長	山口 幸治君
未来拠点課長	清水 良久君	おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長 岩田 芳和君 議会事務局書記 小野 利幸君
会議録署名議員 8番 渡辺 悦郎君 11番 池谷 洋子君

散 会 午後2時46分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

1番 遠藤 豪君

1. 込山町政2期8年間の実績について
2. 町政3期目の期待と自らの抱負について
3. 東京2020オリンピック・パラリンピックについて

3番 鈴木 豊君

1. 込山町長の次期小山町長選挙の出馬について
2. 小山高校と町内中学校の「連携型中高一貫教育制度」の導入について

(個人質問)

7番 高畑博行君

1. 学校の危険ブロック塀とエアコン問題を問う
2. ふるさと納税に関する本町の今後の方針は

11番 池谷洋子君

1. 熱中症対策について
2. 防犯カメラの設置推進について

8番 渡辺悦郎君

1. ICT、IoTへの取り組みについて
2. PFIを活用した落合地域優良賃貸整備事業について

2番 佐藤省三君

1. 学校・園、子どもたち・児童生徒の安全対策について

5番 藺田豊造君

1. わさび平優良田園住宅について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので、御報告します。

ここで、御報告します。本日は、傍聴席での報道カメラによる撮影の申し出を議長において許可しておりますので、報告します。

ただいま出席議員は10人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

当局側の答弁については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） 私は、小山町議会会派おやまの会を代表し、以下3件の質問をいたします。

まず、1件目ですが、本年度をもって込山町政2期8年が過ぎようとしております。

この間、小山町は有史以来の目を見張るような開発の波が起きております。特に、人口減少に着目した住宅施策、就労の場所の確保である内陸工業団地の開発、現東名高速道路における足柄サービスエリアのスマートインターチェンジの設置、それに伴う足柄地区の開発計画、新東名高速道路開通に備えての周辺地域整備、高齢化が著しい小山地区の企業誘致と再整備計画など、枚挙にいとまがない各種施策を行ってきております。

そこで、これまでの事業実績についてお伺いいたします。

また、町長の政策提言であった「金太郎大作戦」の推進状況とその目的は達成できたのか。評価と検証結果についてお伺いいたします。

次に、2件目でございます。

町政3期目の期待と町長自らの抱負についてお伺いいたします。

一般的には、首長の仕事として、「1期目は種をまき」「2期目は十分に育て花を咲かせ」「3期目はその実を収穫する」と言われております。

当然のことながら、多くの町民が、また私ども議員も、実行力のある込山町長に3期目の期待をするわけですが、出馬する考えはあるのか。また、あるのならその抱負と、これまで

手がけている各種事業について、どのようにその実を上げていくのかお伺いいたします。

次に、大きな3件目でございますが、2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020／東京）でございますが、並びに東京2020パラリンピック競技大会について、その準備と対応についてお伺いいたします。

多くの町民が期待している東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技ロードレースですが、町内の富士スピードウェイをフィニッシュ会場として決定されたことは、既に多くの町民が承知しているところであり、大変喜ばしいニュースです。

さて、8月9日に男女ロードレースコースが公表されました。小山町のみならず、北駿2市1町がコース会場となり、富士山の麓を走るさまは今から楽しみでございます。

また、ロードレース、タイムトライアル競技以外は、トラック種目、マウンテンバイクは県内伊豆市で、BMXは都内有明で開催されると聞いております。自転車競技の大半が静岡県内で開催されることで、県内も大変盛り上がってくると考えられます。

そこで、準備等において、ロードレースの場合、特に男子競技は、東京から神奈川、山梨、静岡、再度山梨、静岡と非常に長く急峻なコースを使用することから、警備、交通統制、競技支援と多くの方々の援助が必要となってくると推察されます。

また、コースでの安全性を確保するため、道路の整備やテレビ放映のための空撮が必要となり、枝打ちなどが求められます。小山町にとって、町内道路の延長も相当あることから、その点についても今後の検討課題だと認識しております。

そこで、大会まで2年を切っていることから、その準備等について、大会までの時系列的な主要行事などは既に組み込まれているのか。

また、競技支援員等の募集などはどのように進めていくのか。道路整備の負担については、どこが所管するのか。町民は、ロードレース決勝時、富士スピードウェイ会場で一般観客と同じように応援できるのかなどの事項について、現在置かれている状況で今後の進め方についてお伺いいたします。

以上、3点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 遠藤 豪議員にお答えをいたします。

はじめに、小山町政2期8年間の実績についてであります。

町長就任の1期目に掲げた「小山町を元気にする金太郎大作戦」では、三つの挑戦と10の戦略を柱に、計87本の事業の推進を図りました。最終検証大会では、私の自己評価といたしましては74.2点、外部評価においては83.4点という、非常に高い評価をいただくことができました。

主な内容といたしまして、例えば、当時の戦略1及び戦略2の「地域資源や交通利便性を活かした観光立町に取り組む」、「特徴を活かした夢のあるまちづくりに取り組む」を掲げた、各事業を力強く推進できたことが、現在の三来拠点事業や定住・移住に関する多くの事業につながって

いると考えております。

また、戦略5及び戦略6に掲げた、子育て支援施策や高齢者支援施策の推進も、現在のこども育成課や健康増進課及び介護長寿課で展開している様々な事業に結びついていると言えます。その他にも、1期目に種をまき、芽を出した各種事業は、2期目に着実に花開いていると感じているところでもあります。

さて、2期目に掲げた「小山町を元気にする金太郎大作戦第2章」では、三つの挑戦とそれを実現する各種事業ということで、新たに計81本の事業の推進を図っています。この全ての事業の実効性を高めるため、第4次小山町総合計画の後期基本計画策定の際、まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を計画に盛り込むと同時に、私の政策提言の内容も全て後期基本計画に反映をいたしました。また、総合計画の計画期間を前期4年・後期4年の8年にし、首長任期に合わせるという手法をとり、今後も首長の方針が実行しやすい環境を整えたのもこの時です。

総合計画のPDCAサイクルを実行するとともに、私の政策提言についても、その着実な推進を図るため、毎年6月に各課ヒアリングを行って進捗状況を確認し、私自らの確かな指示を出すことで、そのPDCAサイクルを実行しております。これを行うことで、総合計画そのものの推進を図っております。

この金太郎大作戦第2章の取り組みは、平成29年11月に行われた「第12回マニフェスト大賞首長部門」において、優秀マニフェスト推進賞を受賞し、その審査委員会において、地方自治のベスト・プラクティスに資する評価をしていただきました。

また、昨年度行われた金太郎大作戦第2章の中間検証大会においては、自己評価は54.3点でしたが、外部評価は67.9点という、中間検証としては非常に高い評価をいただきました。さらに、本年6月の各課ヒアリングによって、その進捗状況を確認したところ、私の自己評価も65点にまで上がってきていました。

残りあと半年をスピード感を持って各種事業に取り組み、来年3月に予定している最終検証大会では、1期目の成績を上回れるよう、私と職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

次に、町政3期目に出馬する考えはあるか。また、あるならばその抱負と、これまで手がけてきた各種事業の実をどのように仕上げていくのかについてであります。

私は、昭和62年4月に、今から30年前、町議会議員に当選を果たし、その後、県議会議員として小山町と県とのパイプ役を担ってまいりました。

特に県予算の確保に奔走し、平成9年には農林水産省がウルグアイ・ラウンド対策として打ち立てた中山間総合整備事業において県と町とが協力し、かつてない一大プロジェクトとして、35億円の事業費を確保することができました。

県議会議員の活動の中で、町内の国・県事業に関わる道路・河川・農業施設、それに9,000ヘクタールに及ぶ森林全てに関わる予算づけに尽力をしてまいりました。おかげさまで、くまなく町

内を知ることができました。

私の転機は、平成22年9月8日に町を襲った未曾有の大災害でありました。町は局地激甚災に指定されるほどの大きな被害をこうむり、道路・河川・農業施設、さらにはその元凶となった山腹崩壊等、その被害は町内のあらゆるところに及びました。町では、災害復旧に取り組む中、いち早く次年度のイベント中止を発表するなど、先の見えない閉塞感漂う町となっております。

このとき、「このままで、小山町は元気を取り戻すことができるのか」と自問自答する中、私の心が動きました。「全ての情熱をかけ、身を賭してやれば、必ずや元気な町を取り戻すことができる。今、小山町を元気にすることができるのは私しかいない」、こんな思いに駆り立てられ、町長への出馬を決意いたしました。以来2期8年、県議会議員として培った経験や人脈をもとに、小山町の百年の計を夢見て、寝ても覚めても小山町、精一杯走り続けてまいりました。

町では、県が進める内陸のフロンティアを拓く取組に呼応して、平成25年度から各種事業を推進しておりますが、当初この取り組みは新東名高速道路を基軸としてスタートしたものであったため、小山町はこのとき圏内から外れておりました。しかし、粘り強い交渉と協議を重ねた結果、これを何とか認めてもらい、新東名小山PA周辺・湯船原地区・東名足柄SA周辺の3地区を三来拠点事業とし、庁内に未来拠点課を新設し、現在、開発に取り組んでおります。

当初手がけた湯船原地区の開発は順調に進んでおり、新エネルギーによる各種取り組み、次世代施設園芸の推進、工業団地の造成と企業誘致など、雇用の確保と地域の活性化を図るため、現在も精力的に取り組んでおります。

また、東名足柄SA周辺地区においては、平成28年に足柄SA隣接地への進出企業が決まり、約38ヘクタールという広大な敷地に、複合型観光施設がオープンする予定であり、町にとってのにぎわいと交流の拠点施設となってくれるものと期待しております。

さらに、新東名小山PAの隣接地にも進出企業が決まり、去る8月27日に協定書を交わしたところであります。小山PA周辺地区では、既存の富士スピードウェイとあわせ、この地がモータースポーツのメッカとして、こちらも交流人口の拡大とにぎわいの創出に大きな効果を発揮してくれるものと期待が高まっているところであります。

こうして手がけてきた事業は、見事に大輪の花を咲かせているものも数多くありますが、まだまだ道半ばで、つぼみの状態のものも多々あります。私には、それを立ち上げたからには最後までやり遂げ、成功に導く責務があると考えておりますので、町民の皆様の御理解が得られるならば、次期もかじ取り役として、「小山町百年の計の実現に向けて」邁進する覚悟であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君） 東京2020オリンピック・パラリンピックについてのうち、はじめに、大会まで2年を切っていることから、その準備等について大会までの時系列的な主要行事などは組み込まれているのかについてであります。

まず、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた町の体制づくりについて御説明いたします。

本年7月に、役場内に東京2020オリンピック・パラリンピック小山町推進本部を立ち上げました。全ての部長、課長等で組織し、大会開催の準備に関する各分野の課題対応、地域振興及び活性化につながる取り組みの推進を図るものであります。

また、「おもてなし」を中心とした来訪者への対応を実施、検討する体制として、本年10月を目途に、町と民間の各種団体、企業等による推進組織を設立する予定です。

次に、競技関係になりますが、オリンピック自転車競技ロードレースは、2020年7月25日に男子、26日に女子が、29日には男女の個人タイムトライアルがそれぞれ行われます。

パラリンピック自転車競技ロードレースは、2020年9月2日から5日までの4日間で開催が予定されています。

また、本大会の1年前になりますが、2019年7月21日には、オリンピックの男子ロードコースを使ってロードレース競技テストイベントの実施が予定されています。

大会コースにつきましては、去る8月9日にオリンピック男女のロードコースが発表されたところですが、オリンピック男女タイムトライアルのコースとパラリンピックロードのコースの決定は、現在調整中で、コースの決定は9月下旬から10月上旬頃になる予定です。

コースの決定により大会開催中の交通規制の時間や規制箇所等が今後明確になってきますので、そのタイミングで沿道の住民や事業者に対して説明会を開催し、理解を求めてまいりたいと考えております。

聖火リレーについては、既に静岡県内を2020年の6月24日から26日までの3日間で実施されることは決定していますが、コースや内容については現在検討中となっております。

イベント開催につきましては、機運醸成と開催地をPRする意味でも不可欠となりますので、大会組織委員会や静岡県と連携を密にして実施していきたいと考えております。

次に、競技支援員等の募集などはどのように進めていくのかについてであります。

はじめに、ボランティア全体について御説明いたします。

東京2020大会のボランティアは、大きく分けて三つに分かれます。

一つ目は、競技会場や選手村等の大会関連施設で、観客や競技運営のサポート等を行う「大会ボランティア」で、大会組織委員会が募集し、運営することとなっております。9月中旬頃から全国規模で8万人の募集を開始します。

二つ目は、競技会場周辺の駅等で交通案内、観光案内を行う「都市ボランティア」で、開催会場のある都道府県等が募集し、運営することとなっております。静岡県では他の県に先駆けて、平成30年3月から募集を開始し、8月21日の時点で864人の申し込みがありました。静岡県以外の都市ボランティアにつきましては、大会ボランティアと同じ時期に募集を開始する予定と伺っております。

三つ目は、大会当日、コースとなる道路上で、軽微な資機材の設置や撤去、観客や一般歩行者等の案内を行う、「(仮称)ロードレース沿道協力員」で、開催会場となる市町村が募集し、大会組織委員会が運営することとなっております。

現在この募集要項については、大会組織委員会が検討しているところですが、募集の方法として、町では、グループ単位で募集を行うことを検討しております。

具体的には、町内の各区、企業、サークル等に、町外では企業、自治体等に協力をお願いしていく予定です。

次に、道路整備の負担についてはどこが所管するのかについてであります。

本年4月に、UCI（国際自転車競技連合）がコース視察をした際に、道路修繕等の検討が必要と指摘された箇所については、大会組織委員会が負担することとなっております。町内では、道路上の反射板でありますキャッツアイの撤去や路面補修など、計6カ所の指摘がありました。

その他のコースについては、生活に支障が出ないように、道路管理者が通常行う道路管理の範囲内で整備してあれば問題ないと言われております。しかし、路面状況等の良否について明確な基準が示されていませんので、今後大会組織委員会と現地確認を行い、費用負担等が発生する場合については協議していく必要があると考えております。

次に、町民はロードレース決勝時、富士スピードウェイ会場で一般観戦者と同じように応援できるのかについてであります。

ゴール会場となる富士スピードウェイでの観戦は、観戦チケットを購入すれば町民も観戦することができます。現在、大会組織委員会では、富士スピードウェイ内の観戦エリアをどのように設定するのか検討している段階であります。現在の情報では町民が優先的に観戦できるエリアの設定などは聞いておりません。そのため、町内の小中学生については、無料もしくは安価な価格で富士スピードウェイ内で観戦できるように、大会組織委員会へ要望書を提出していくことを考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○1番（遠藤 豪君） 4点目のオリンピック観戦について、関連して再質問をさせていただきます。

私は、前回の東京オリンピックのとき中学生であったわけですがけれども、運よく国立競技場で陸上競技を観戦することができました。当時、オリンピック競技のうち陸上競技とサッカーのどちらかを見る機会があったと思っております。私は中学生でしたので、国立競技場の燃え盛る聖火のそばで観戦したことを現在も鮮明に記憶しておりますし、カルチャーショックを受けたことも人生の中で一つの大事な思い出になっております。

そこで、一生の間に見る機会があるかないかのオリンピックが開催されることは、またとないチャンスでございます。ぜひ町内の小学校高学年それから中学生が、自転車競技以外の他の競技

も観戦できないか検討していただきたいと思います。

これは財政上の関係もありますが、多少の自己負担はやむを得ないと認識しております。そこで、教育委員会、町当局の寛大な御理解をいただきたくお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

世界中の人々に夢と希望と感動を与えるオリンピック・パラリンピックは、まさにスポーツの祭典であります。そのオリンピック・パラリンピックが町内で開催され、世界中から多くの人々が小山町に来ることから、会場となる富士スピードウェイで観戦することは、子ども達にとって素晴らしい体験となり、かけがえのない思い出になると思います。

その意味で、先ほどの答弁で申し上げました、富士スピードウェイ内での町内の小中学生の観戦については、大会組織委員会の理解を得て実現していきたいと考えていますが、町の財政負担を前提とした考え方ではございません。

そのため、議員御提案の、町の財政負担による自転車競技以外の競技観戦については、現在のところ考えておりません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○1番（遠藤 豪君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 質問前に議長にお願いしますが、私の件数は、一括質問一括答弁で2件にわたって通告しておりますが、本日は1件ずつ町長の回答を得たいと思いますので、許可をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（米山千晴君） ただいまの議事進行に関する申し出を許可いたします。

○3番（鈴木 豊君） ありがとうございます。

それでは、私は、小山町議会会派新生会を代表しまして、通告により、代表質問をさせていただきます。

まず1件目ですが、込山町長の次期小山町長選挙への出馬についてお伺いします。

この件につきましては、先に会派おやまの会の代表質問でも触れられておりましたが、私どもの会派としても、以前から込山町長の考えを伺いたいと思っておりました。

よって、私は、町長が出馬についてどのような決意を持っておられるのか伺いたいと思います。

込山町長は、平成23年4月の選挙において、金太郎大作戦を掲げて、小山町長選挙において第28代小山町長として初当選されました。

1期目においては、平成22年9月の台風による未曾有の災害における復旧工事に大変尽力され、見事に完了されました。また、三来拠点事業の整備に着手されるなど、小山町のまちづくりの種

をまきました。

平成27年4月の小山町長選挙においては、無投票でありましたが、2期目の当選をされました。

そして、2期目の政策提言において、小山町を元気にする金太郎大作戦第2章により、雇用とにぎわいの創出、人口増、福祉充実の新たな三つの挑戦を公表し、強いリーダーシップを発揮し、町政を牽引して、現在に至っていると思っております。2期目は、芽が出て花が咲いてきていると感じております。

今後、平成32年に開通する新東名高速道路にあわせて、内陸のフロンティアを拓く取組事業はもとより、三つの挑戦の実現などにより、全国的にも、小山町のまちづくりは素晴らしいと言わせる将来の姿を町民としても見たいと思います。

昨年、外部の民間の大学生の評価結果における金太郎大作戦第2章の中間評価においても、達成率が67.9%と良好な結果となっております。

今後の小山町の将来について、期待と課題は多々あると思えます。

小山町長は、町のかじ取りの船長でもありますので、小山町の行く先の方向を間違ってはなりません。

そこで、込山正秀町長の任期が来年4月で終わります。まだ早いとは思いますが、町長の体のことも心配されている町民もいますし、また、対抗馬が出るとうわさもありますので、2期8年間を振り返るとともに、次期小山町長選挙への出馬について、込山正秀町長がどのような決意を持っておられるのか伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、次期小山町長選挙の出馬についてであります。

私の2期8年間を振り返ってみますと、鈴木議員がおっしゃったとおり、平成22年9月に小山町を襲った、未曾有の災害からの復旧・復興から始まりました。

町内の道路、橋、河川の被害もさることながら、山地部の被害も甚大であり、大量の雨に削られ、非常にもろく崩れやすい危険な状態になっておりました。荒廃した森林の効率的かつ早急な復旧、森林整備の推進等を進め、平成25年度には小山町山地強靱化総合対策協議会を組織し、各地域部会における林道補修、流水対策といった活動の支援や、行政機関との連携を強化してまいりました。

そうした行政と住民が一体となった山地強靱化への取り組みは、対外的にも高い評価をいただき、ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）において、平成29年度には地方自治体部門において金賞を、本年は国土強靱化地域計画賞で金賞を、それぞれ受賞いたしました。

また、町単独では対応しきれない大規模な復旧事業については、国に要望を挙げ、平成27年度から民有林直轄治山事業が始まりました。これは、計画期間は10年間、事業予算70億円という大規模なもので、事業開始以降、少しずつであります。激甚災害によって崩壊した山地部の復旧

が進んでおります。

この山地強靱化を一過性のもので終わらせないために、森林資源を有効活用し、林業を活性化し、原木・間伐材の仕分けから、製材、木質ペレットの製造、木質バイオマス発電と、資源が循環する仕組みを構築し、永続的な山地強靱化も図っているところであります。

2期目に入り、日本全体が人口減少・少子高齢化の波にのまれる中、小山町も例外ではなく、国の推計によると、2060年に小山町の人口が1万500人程度になるという驚愕の結果が出ました。

これを受け、人口減少対策を重点的にまとめた小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、三来拠点事業を中心とした雇用の創出、住環境・子育て環境の整備、高齢者福祉など、様々な分野において具体的な施策と目標値を設定し、毎年検証・見直しを行っているところであります。

三来拠点事業については、静岡県の「内陸フロンティア」を拓く取組にいち早く手を挙げ、八つの地区が小山町内陸フロンティア推進区域として指定されております。

主には、三来拠点の名の由来のとおり、湯船原地区・足柄S A周辺地区・小山P A周辺地区となりますが、湯船原地区では、有事に備えた取り組みが平時における産業振興や地域活性化に寄与することを目指しております。先ほど申し上げた、資源循環型による木質バイオマス発電所やメガソーラーの整備、そこで発生する熱エネルギーや電気を、次世代施設園芸や工業団地へ供給し、企業誘致による雇用の創出に力を入れております。これまでに4社の誘致が決まっており、うち1社は既に営業しております。

足柄S A周辺地区では、県内の海の幸・山の幸が集まる産直市場や、上質な滞在を約束するハイエンドブランドのホテル等が集まる複合観光施設「ふじのくにアクアイグニス小山」の誘致が決まっており、平成32年度には一部オープンを予定しております。また、来年3月には、足柄S Aスマートインターチェンジの供用開始も予定されております。

小山P A周辺地区では、平成32年度供用開始予定の新東名と小山P A建設に伴い、富士スピードウェイを中心としたモータースポーツ等の地域産業集積事業の実施を計画しており、進出企業については公募を行い、先日決定したところであります。

住環境については、平成25年度より町による宅地造成・分譲販売を実施しており、これまでに91区画を手がけ、現在84区画が販売・契約済みとなっております。また、町営住宅として、本年3月に南藤曲地区に14戸を建設し、富士紡績株式会社の落合社宅跡地にP F I方式による地域優良賃貸住宅約40戸を平成32年6月までに建設予定であります。

子育て環境については、平成26年度に「きたごうこども園」が開園、平成28年度には民間事業者による認定こども園「菜の花こども園」が開園し、本年2月には北郷小学校グラウンドに放課後児童クラブ「げんきクラブ」を、3月には総合文化会館・図書館横に子育て支援センター「きんたろうひろば」をそれぞれ開設しております。

高齢者福祉としては、平成27年度から福祉理美容による地域活性化事業を開始し、高齢者の自

宅や社会福祉施設に出向き、散髪やメイクなどの施術を行っており、そのための担い手の育成を行っております。また、平成28年5月に小山町健康福祉会館をリニューアルし、健康づくりのためのリラクゼーションスタジオを開設いたしました。また、老朽化したパークゴルフ場の休憩棟の改修を行い、本年3月には利用開始をしたところであります。さらに、この4月からクアオルト健康ウォーキングに本格的に着手を始め、町内2カ所のコースを中心に仕組みづくりを進めております。

その他、地域のにぎわいづくりの一環として、金時公園が子ども達からお年寄りまで幅広い世代に楽しんでいただける公園になることを目指して、本年3月よりリニューアルオープンをしたところであります。足柄ふれあい公園では、ステージの増設とバーベキューガーデンの新設を行いました。足柄駅舎については、老朽化した駅舎を一新し、支所と観光案内所を併設した交流センターとする整備事業も進んでいるところであります。こちらは、平成32年6月の完成を予定しております。

様々な事業の財源となることを期待して、平成27年9月より開始したふるさと納税は好調に推移しており、平成29年度は総額約27億円余の寄附をいただきました。それらを原資として、小山町の近代化の礎を築いた富士紡績株式会社の遺産である豊門会館、西洋館を含む豊門公園、森村橋について、施設の修復に着手し、本年3月に、豊門公園の修景事業が完了しております。

まだ任期の途中ではありますが、まずは任期満了まで、これまで進めてきた事業の推進に全力を投入する所存でございます。

今後は、平成32年度に国を挙げての大事業である東京オリンピック・パラリンピック2020の開催が控えております。また、三来拠点の主要事業である小山PAやアクアイグニス、工業団地、足柄駅交流センターといったものが、順次供用開始がなされていきます。

次期町長選挙への出馬につきましては、先ほど遠藤議員の質問にお答えしましたとおり、町民の皆様の御理解が得られるならば、次期もこの町のかじ取り役として力の限り邁進し、ますます元気な小山町を目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

○3番(鈴木 豊君) 再質問ではありませんが、込山町長の次期小山町長選挙への出馬について、町長から前向きな回答がありましたので、健康に留意されて頑張ってください、当選されますことを祈念しまして、1件目の質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、2件目の質問に入ります。

小山高校と町内中学校の連携型中高一貫教育制度の導入についてであります。

既に新聞報道がありましたが、議会としまして、小山高校と町内中学校の連携型一貫教育制度の導入について、取り組みを町長はどう考えているのかお伺いしたく質問します。

小山町唯一の高校である小山高校は、昭和60年の開校以来、今年で創立34年となり、地域と深い関わりを持ってきました。

しかし、昨今の少子化の流れもあり、生徒数は年々減少しております。

生徒が一番多く在学していた平成3年の小山高校の全日制生徒数は968名いましたが、現在は443名とほぼ半減しており、1学年が160名を割り込み、4クラスが3クラスになったデータがあります。私が調べた資料によりますと、このまま生徒数が減少すると、静岡県教育委員会のふじのくに魅力ある学校づくり推進計画の県立高等学校第3次長期計画の方針では、1学年6から8学級が適正であるとされております。1学年4学級以下になるような生徒数の少なくなる学校を、発展的に将来を見据えた新構想高等学校への改編（再編整備）を検討するとされております。

小山高校が将来、統廃合の対象校になる可能性が出てくることは、小山町にとって大変危惧するところでもあります。

また、特に懸念されますのは、小山町内の生徒達の小山高校への進学率の低さです。調べましたら、平成30年度の小山高校の生徒数は443名で、そのうち小山町の中学校出身の生徒は65名で、全体の14%です。つまり、地元の高校に行く生徒が2割以下で、8割以上の生徒達が町外の学校に進学しているという統計であります。

3年前には100名以上が小山高校に通っておりましたが、近年減少傾向が見られます。

旧長泉高校も地元の生徒が多く入学しなくて、結局、廃校になったと聞いております。

小山高校は、大学進学率も高く、学力も特に低くはありません。毎年、6割以上は大学に進学しておりますし、特に医療看護系や保育系を目指す生徒が多くいます。就職も小山町はじめ地元企業に就職する子も多くいるようです。

また、小山町においても、高校生議会の開催協力やインターンシップ（職場体験）なども行ってくれております。

せっかくこのようなよい高校が地元にあるのに、なかなか小山町の生徒達が小山高校に進学しないというのは、気になるところであります。

子どもが町外の高校に進学しますと、塾や部活動の関係から通学が不便になり、子どもの教育のために町外に引っ越してしまうという家庭も例外ではありません。

地元離れにより町の若者流出につながってしまいます。

様々な意見を申しましたが、以上のようなことから、ぜひ小山町で、もう少し地元の小山高校に進学する子をふやせないのかと思います。

そこで、県内でも連携型中高一貫校制度の取り組みをしている高校が、県立で川根高校や松崎高校、そして佐久間高校の3校があると聞いております。その他、高校に中学を附属校とする併設型や中学と高校を分けない中等教育学校が3校あると聞いております。

連携型は、中学校と高校がそれぞれ独立しながら、緩やかに連携する形で、県立の高校と町立の中学校がそれぞれに独自の学校として運営でき、その上で高校と中学が様々な連携協力するようであります。

静岡県の教育委員会としても、この連携型の中高一貫を推進していますので、小山町でもお考

えいただきたいと思います。

小山町にせっきく県立の高校があり、町内に三つの中学校がありますので、4校を連携型中高一貫校として設置し、小山町の生徒達が小山高校に行きやすくして、地域教育、若者定住促進につなげていければと私は考えております。

いずれにいたしましても、県の方針は重たいもので楽観視しているものではありません。

将来の小山高校の存続に危機感を持つべきではないでしょうか。

町長は、小山町総合教育会議に私案として、連携型中高一貫を提案されたようですが、今後も力強く教育委員会を通じて、このような取り組みを推進されてはどうでしょうか。

そこで、質問します。

今後の取り組みについて、小山町長はいかがお考えかお伺いします。

また、ぜひ教育委員会でも積極的に導入に取り組んでいただきたいが、教育長はどのような考えをお持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） それでは、小山高校と町内中学校の連携型中高一貫教育制度の導入についてお答えをいたしたいと思います。

県立小山高等学校の存続については、私も強い危機感を感じております。

議員御指摘のとおり、本年度、小山高校の1年生は3クラスとなり、さらに小山高校の全校生徒に占める町内の中学校の出身者の割合は14.7%で、ついに15%を切ってしまいました。私が最も危機感を感じているのは、この二つの現状であります。

本年3月に県教育委員会によって策定された、ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画の中では、適正配置の基本方針として、県立高等学校の全日制課程の配置については、「1学年4学級以下になるような生徒数の少なくなる学校を対象に、発展的に将来を見据えた新構想高等学校への再編整備を検討する」とされておりますが、これに先立つ形で、既に何校かの再編整備が済んでおります。

また、昭和60年に小山高校と同時に開校した長泉高校は、平成20年に閉校し、三島長陵高校に再編されてしまいました。このときの長泉高校全校生徒数に占める長泉町内の中学校出身者の割合は、15%を切っていたという事実がございます。

当時、私は県議会議員で、この件について、県教育委員会と様々なやりとりをしたわけですが、最終的に県教育委員会の意見としては、「長泉町内の中学校の生徒が、長泉高校に進学する割合が少ない」というのが、閉校の最大の決め手になってしまったとのことでありました。

この二つの現象が、今、小山高校に起きているからこそ、私は強い危機感を感じております。そこで、本年7月31日に行われた第1回小山町総合教育会議において、私から中高一貫校制度の取り組みについて提案をさせていただいたところであります。

まず、中高一貫校制度の導入の趣旨ですが、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すもので、現在、文部科学省も全国に導入を推奨しており、県でも積極的に取り組んでいるところであります。

次に、その仕組みですが、これは三つのパターンがあります。

一つは、「中等教育学校」で、これは、中学・高校という分け方をしないで、一つの6年制の学校として設置するものです。県内でこれを実施している例はございません。

二つ目は、「併設型」中高一貫校です。これは、高校に中学を附属校として併設するイメージであります。県内では三つの事例がございます。

三つ目は、「連携型」中高一貫校です。私は、この取り組みを推進していきたいと考えております。これは、高校・中学校のそれぞれが独立しながら連携する形で、設置者はそれぞれ別であります。つまり、小山高校は県、町内三つの中学校は町ということであります。また、この連携型中高一貫校の場合、連携外の中学からこの高校に入学もできます。つまり、他市町の中学生も入学できるということであります。また、連携する町内の中学から他の高校への受験もできます。つまり、連携した町内中学校の生徒は、連携高校以外の高校へも、もちろん行けるということであります。全国での導入状況であります。平成15年度の118校から平成28年度には595校にまでふえています。

この連携型中高一貫校制度を小山町で導入する目的は、何といたっても、町内中学生の小山高校への入学者数をふやすことであります。

この制度を導入することにより、中高6年間の体系的な教育による豊かな人間性の育成、6年間を見通したキャリアデザイン教育、教員の相互乗り入れ授業実施により、中学校の先生が高校に来てフォローしてくれることによる生徒の安心感、生徒会活動や部活、学校行事などを中高合同で開催することによる豊かな人間性の育成、こういったことが可能となり、小山高校の魅力化につながると思いますし、これによって、町内中学生の小山高校への入学者数がふえると考えております。

町内に県立高校があるということは、町としての大きな魅力であると同時に、誇りでもあります。今後の移住・定住の促進、若者の地元回帰や郷土愛の醸成、地域の活性化、その他様々な面から、何としても小山高校を存続させていただきたいと考えております。その意味からも、まだ研究の段階ですが、私は連携型中高一貫校制度の導入を推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小山高校は、今まで5学級及び4学級のときも定員割れをしたことはなく、大変人気の高い高校です。しかし、県の施策の中で閉校になるのではないかという危機を感じております。

現在の小山高校において、町内中学校の出身者が少ない理由としましては、町内全体の生徒数

の減少と小山高校への通学の利便性が低いことが影響していると考えています。

そうした中で、学校の魅力化を図り、より多くの生徒に入学していただき、小山高校を存続させていくために、連携型の中学校、連携型の高等学校を設置していくことは、大変有効な取り組みになるものと考えております。

連携していくということ、それは、町内中学校3校の教育課程と小山高校の教育課程をどのように組んでいくのか、小山高校と三つの中学校で研究・検討をしていくことが必然となります。その他、課題は多くありますので、それらも研究していきたいと考えています。

また、県立高校と町立中学の連携ということから、県教育委員会とも丁寧に協議を重ねていきたいと考えています。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問ですが、現在は少子化、高齢化の時代、子育てや教育関係では様々な懸案事項も出てきております。これから中学や高校のあり方も考えなければならないと思います。中学校の先生の進学指導の問題や保護者の意向もあると思います。小山高校存続も町民全体で考えなければならない問題提起であります。

そこで、今後、この連携型中高一貫教育について、どのような形で推進をしていくのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） まずは、県教育委員会と町の教育委員会とよく話をさせていただいて、その辺の県の方向づけもお伺いする中で、進めていきたいということと、教育長の答弁であったとおり、関わる高校・中学の間の風通しをよくし、またメリットが上がるような形になるかどうかを検証する必要があるかと思えます。その辺はこれから、今日の答弁を踏まえて県教育委員会と話し合いをしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○3番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 今回は、学校の危険ブロック塀とエアコン問題を問うと、ふるさと納税に
関した本町の今後の方針はの2件の質問を、一問一答方式でさせていただきます。

まず、学校の危険ブロック塀とエアコン問題を問うの質問です。

今年6月18日朝に起きた大阪北部を震源とした最大震度6弱の地震により、高槻市で登校途中
の女子児童が倒れてきた小学校のブロック塀の下敷きになり命を落とすという痛ましい事故が起
こりました。

この事故をきっかけに、全国で学校関係のブロック塀の緊急点検が行われ、静岡県でも6月28
日現在の緊急調査結果の速報として発表されました。基本的には高さ2.2メートル以下、控え壁の
間隔3.4メートル以下などの建築基準法に合致しているかどうかという点をはじめ、外観上のひび
割れなどの崩れや鉄筋の有無等の調査を行ったようです。

その結果を見ると、小山町では学校施設におけるブロック塀等の問題箇所の報告はゼロだった
ようなので一安心したわけですが、町内の児童生徒の通学路まで対象を拡大すると、調査
も大がかりですし、もし危険箇所があった場合、その対応策は難しさがあります。しかし、もし
そのような危険箇所があるのなら、いずれにせよ放置できないでしょう。

また、今年の猛暑を受け、保育園・幼稚園・こども園・小中学校の普通教室や特別教室にエア
コンを設置せよという声が高まっています。かつては高原の気候だからエアコンなどは想定して
いなかった北駿地方も、地球規模で温暖化が進む中、エアコン設置に向けた検討が各自自治体で急
速に進んでいます。東海沖地震の関係で、校舎の耐震化に重点を置いてきた静岡県下の学校では、
エアコン設置は全国と比べても大変遅れているのが実態のようです。

私が入手した県のデータによれば、小山町は小学校の普通教室49のうち設置室数は1部屋だけ
で、設置率は2.0%、普通教室と特別教室を合わせた全122室のうち設置室数は6部屋で、設置率
は4.9%です。

また、中学校では、22の普通教室のうち設置室数は4部屋で、設置率は18.2%、普通教室と特
別教室を合わせた全77室のうち設置室数は26部屋で、設置率は33.8%です。

これらに関するニュース報道や調査結果を受け、今年立て続けに起こったブロック塀の倒壊に
よる死亡事故と、野外活動から帰った後に熱中症で死亡した児童の事故や今年の猛烈な暑さを受
けて大きな話題となったエアコンの設置問題の2件に関して質問します。

まず、町長にお聞きします。

ブロック塀倒壊による死亡事故や今年の猛暑が引き金となった小中学校のエアコン設置の問題
は、子ども達の安心安全を保障する災害防止対策だという声があります。この点について町長は
どのようにお考えになるかお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えいたします。

今年は、梅雨の期間が短く、梅雨が明け、夏の到来とともに全国で記録的な猛暑が続きました。

そのため、全国の学校では、授業や行事において熱中症で倒れる子ども達が多かったようであり
ます。

気象庁では、今年7月の会見の中で「経験したことがないほどの暑さになっている地域がある。
命に危険を及ぼすレベルで災害と認識している」という見解を示しました。

児童生徒等の安全確保のため、事故や災害による危険を防止できるように、施設や設備に対し
て必要な措置を講ずることは当然のことであります。

このことから、児童生徒等が学校生活を安心安全に過ごせるための必要な措置について、検討
してまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をします。

ブロック塀倒壊による死亡事故を受け、県がまとめた6月28日現在の緊急調査速報の速報値に
よると、本町は対策が必要な塀等はゼロとの結果ですが、本町の調査結果の詳細について説明を
お願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） ブロック塀緊急点検の調査において、町内の幼稚園、
保育園、こども園、小学校及び中学校全てを調査いたしました。

調査対象となる高さ1.2メートルを超え、建築基準法上の基準を満たさなかった箇所は、該当あ
りませんでした。

ただし、調査対象外ですが、明倫小学校放課後児童クラブ施設の裏側に、1.2メートル以下のブ
ロック塀と北郷小学校の渡り廊下、須走小学校プール更衣室入り口の壁にブロックを使用した構
造物がありました。

明倫小学校のブロック塀は、外見からも劣化が見られましたが、その他の箇所も含め、鉄筋の
有無、内部の構造、老朽化等について業者に委託し、内部調査を7月上旬に実施いたしました。

その結果、北郷小学校の渡り廊下については、鉄筋等が十分に施され、安全上の問題はありま
せんでしたが、明倫小学校のブロック塀と須走小学校プール更衣室入り口の壁については、鉄筋
の入りが不十分な点が見られました。そのため、須走小学校プール更衣室の壁面は、急遽、夏休
みのプール開放する前の7月下旬に修繕を行い、ブロックから他の材質に変更しました。

明倫小学校のブロック塀につきましても、今後、改修工事を行う予定です。

以上です。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

学校敷地内のブロック塀とは異なり、児童生徒が毎日通う通学路も危険がいっぱいではないか
との声があります。ただ、通学路となると、民家のブロック塀等も対象となるので、担当課は複
数にまたがり、その対応も難しさがあります。

本町としては、児童生徒の通学路の危険箇所は調査済みなのか。調査してあるなら、その結果

を教えてくださいたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 通学路のブロック塀につきましては、各学校ごとに調査を行っております。調査方法については、児童と教員が行っている場合と教員のみが行っている場合があります。調査した結果、危険箇所は、少ない学校で1カ所、多い学校では15カ所となっております。一覧表や地図に落とすなど、まとめ始めているところであります。

これら調査結果を踏まえ、通学班で改めて危険箇所について話し合ったり、子ども達や各保護者にも周知し、注意を促していきたいと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

調査結果を踏まえ、通学班で危険箇所を話し合ったり、子ども達や各保護者に周知し注意を促すことは当然でしょうが、一步踏み込んで、民間の構造物でも改善が必要な場合は、担当課は異なるかもしれませんが、指導することまで考えているのでしょうか。その点をお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

指導についてですが、地域の方々にも危険箇所を周知して、児童生徒の通学の安全が図れるよう意識してもらうとともに、担当部署等とも連携して改善等の対応を促すようなことができると考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） 質問ではありませんが、そのような、「危険なブロック塀の撤去をせよ」という強制ができるのかできないのかは、非常に難しいところがあると思います。ただ、子ども達の安全のことを考えると、一步踏み込んで言っていただけたらと思いますし。同時に、学校側としては、通学路の変更などもあり得ていいのかなと思いますので、研究をしていただけたらと思います。

それでは、次のエアコン問題の質問です。

今年の猛暑を受けて、児童生徒の負担軽減を考え、全国で小中学校の普通教室・特別教室にエアコン設置の動きが出ています。学校数の少ない小山町でも、全ての教室にエアコンを設置するとなると莫大な経費がかかります。小山町の場合、どの程度の事業費がかかるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 事業費についてお答えいたします。

現在、事業費の積算はできておりません。今後、設置する箇所や設置工法、工程などを検討し設計を行って、事業費を積算していきたいと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

ここまで大きな社会問題になっている事柄だけに、設置は避けて通れないんじゃないかなと思います。今の答弁のように、設置箇所や設置工法・工程だけでなく、備品として設置なのかリース方式なのかによっても事業費の算定は異なってくると思います。来年度の予算編成に向けて活かすためにも、いつ頃を目途に積算するつもりか伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

リースで実施・施工をするのか、機器を買い上げて工事で施工するのも、やはりそれは調査及び設計をしてみないと具体化できないと考えておりますので、それにつきましては、教育委員会としては、年度内の実施などできる限り早く設計に取りかかりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 空調整備事業というのは、大規模改造事業の中で、学校施設環境改善交付金として空調も補助対象となっています。交付金の補助率は、原則3分の1のようです。

県下でも、静岡市、浜松市をはじめ磐田、三島、焼津、富士、富士宮、掛川、島田の各市が小中学校の普通教室にエアコンを完備する方針を明らかにしています。小中学校の普通教室に限れば既に100%設置済みの長泉町・川根本町、中学校だけなら、伊豆の国市・吉田町も100%設置済みだということです。

また、つい最近では、裾野市が全14校の全教室に2年から3年を目途に設置の方針を打ち出し、補正予算に1,500万円を計上し、設置場所などの調査に乗り出すといいます。また、清水町も、2019年夏までに町立の幼稚園と小中学校の全教室に空調設備を設置する方針を発表しました。そうすると、駿東地区で残るのは、御殿場市と小山町だけです。ただ、本町は2019年度に設計費計上予定であるという報道が日本経済新聞でなされました。そこで、調査・実施に関する詳細な内容についての考えを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 議員御指摘のとおり、この猛暑については、私達は心配しなければいけないと思っております。

本町におきましても、ランチルーム、それから普通教室、職員室等へ優先的に設置を考えていきたいと思っております。

また、先ほどの答弁のとおり、事業の内容、工法などをすぐに検討しまして、事業費を精査した上で、来年度以降の設置を考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

日本経済新聞の発表の2019年度に設備費計上という内容と少しニュアンスが異なるのかなと思います。新聞発表は違っていたのかどうなんでしょうか。

特に児童生徒やその保護者、学校の先生方にとっては、「いつやってくれるのか」ということが

最大の関心事です。ただ、多額の費用がかかることなので、「来年度以降の設置を目指していきたい」とは言うものの、いつ頃を目途に実施したいのかということをお聞きします。町民としては、そこを一番聞きたいわけです。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） まさしくそのとおりでありまして、来年度の夏も暑くなるのではないかと考えております。いろいろなことを潤沢にお金があればすぐにやりたいところですけども、どのように設置し、そしてどのように経費もかかるのかということ、それから、よりスピード感を持ってできるのかということ、今すぐに検討しまして、でき得る限り早く設置したいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 今回クローズアップされた学校のブロック塀問題も、エアコン設置問題も、児童生徒の命を守る課題です。本町が子育てに優しいまちを目指すなら、他の自治体と比べて立ちおくれは許されません。現時点では、駿東地区で御殿場市と小山町だけが実施時期を明確にしていけないので、積極的に子ども達を守る態度を具体的な対応と日程を示すことで明確にしていくことが重要だと考えます。

財政的には大きな負担になるでしょうが、大きな決断を持って補正予算や次年度予算に反映させてもらえるように期待して、この質問は終わりいたします。

それでは、2件目の質問に入ります。

2件目の質問は、ふるさと納税に関する本町の今後の方針はという内容です。

ふるさと納税が制度発足から10年を経過し転換点を迎えています。2017年度も全国の自治体の受入額は過去最高額を更新したものの、伸び率は縮小しました。ふるさと納税が本来の趣旨から外れ、返礼品競争に走る傾向や、節税対策目的が強まる傾向に疑問の声が上がっています。

返礼品競争の自粛を促す総務大臣通知を受けて、返礼品の見直しや使い道の明確化などの動きが広がりましたが、返礼割合を下方修正しないとか、豪華な返礼品を出し続けるなど、通知に合わない自治体が額を伸ばしたという事実が判明しました。

改めて、応援寄附金という本来の趣旨が問われていると言われます。

私は2017年6月議会でこのふるさと納税問題を一般質問で取り上げましたし、その後の議会でも質問しましたが、今回の総務省の公表を受けて再度質問いたします。

総務省が7月6日に公表したふるさと納税に関する調査結果によると、本町は8万1,307件で、27億3,695万円に達し、県下では藤枝市に次いで2位、全国でも15位という結果でした。

しかし、本町は通知を遵守していないとして総務省から名指しされました。名指しされた数は全国で12自治体です。ある意味、不名誉なことです。

ふるさと納税上位自治体などといって胸を張れず、どこか後ろめたい気分させられる側面さえあります。

そこで、このふるさと納税に対して、今後どう対応していくのか質問いたします。

町長にお聞きします。

総務省の通知に従わず上位にランクインしていても、本町に対する疑問や批判の声は強まるばかりです。マスコミや市民レベルでも「それでいいの？」という声が多く聞かれます。

そこで、今後どう対応していくのか町長の基本的な考えをお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） まず、私は不名誉とは思っておりません。その前提で答弁させていただきます。

小山町では、ふるさと納税の寄附金額が年々順調に増加をしている中、ふるさと寄附金の使い道として、特に登録有形文化財等の保全・活用のためを選択した寄附金額を、豊門公園の改修事業に活用させていただき、今年度も文化財保護基金を豊門会館等の改修事業や森村橋の修景・復元事業に充てるなど、様々な事業に活用しております。

さらに、今議会の補正予算に、文化財保護基金や教育振興基金への積み立てを計上いたしました。

また、このふるさと納税の寄附金の一部を総合計画推進基金へ積み立てることにより、基金残高も増加しているところであり、財政状況も上向いてきております。

このような状況の中、去る7月6日の総務省の調査結果では、総務省の助言を受け入れていない市町として公表されましたが、昨年6月の高畑議員からの一般質問に対してお答えしたとおり、本町のふるさと納税は、町内産業の活性化に寄与することと、財源の確保を目的に始めたものであり、現在の返礼品については、ふるさと納税の趣旨に反しているとは考えておりません。

今後も、制度導入時の目的に沿って、また、小山町の魅力を全国に広めることにつながるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をします。

総務省は返礼割合を3割以下にすべきだと言っているわけですが、小山町の場合4割程度の返礼割合は変えずにきました。それどころか、9月1日号の週刊誌では「小山町の商品券に注目」という表題で取り上げられ、全自動コーヒーマーカーに至っては、「返礼率がおおよそ6割でお得。急げ！今年がラストチャンスかもしれない」とあおった記事が掲載されました。

町議会会議録で改めて読み見直すと、昨年6月議会での私の一般質問の回答で、町長戦略課長は、「今後は、国の要請に従い、返礼品を出品している企業などと調整を図り、返礼割合を3割以下になるように実施してまいります」と答えました。

その後の11月臨時会での企画総務部長答弁で、「事業所の大変な手間と負担がかかることが分かった。当面は4割のままいく。総務省もしくは県等からいろいろな指示があった場合は事情も説明していき、それでもということであればその時点で検討をしていくことも考えている」と答

えています。

返礼割合の下方修正をせずにここまで放置してきたために、今回自治体名まで名指しされ、批判されるに至ってしまったわけです。

今回、マスコミの質問に対して、担当者も「返礼割合を3割以内にするように検討する」と述べていました。ある意味、待ったなしの状況なのかなと感じているわけですが、今回本当に返礼割合について改善するつもりがあるのかどうなのか質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 昨年の臨時議会で、「当面の間は最大4割で継続していきたい」との答弁をさせていただきました。

今年度、返礼割合を3割以下に求める総務省の助言がありましたが、返礼割合につきましては、現時点では協力事業所への手間や負担、ふるさと納税管理システムの改修に時間を要する等の課題があること、さらに町財政への影響も含めて慎重に検討していきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

協力事業所への手間や負担、システム改修に要する時間、町財政への影響などについては、総務省にしてみれば、「それは小山町の勝手な言い分でしょう。いつまでそれらを理由に引き延ばすのだ」ということではないのでしょうか。27億円超えという点でも目立つわけですが、ですから、今後も毎月のように、「いつまでに改善するのだ」という総務省からのチェックが入るのでしょうか。昨日のテレビ報道でも、大変厳しい考え方が示されておりました。

ある程度時期を切って、いつまでに改善を図ると示さないと、地方交付税をはじめ他の補助金などでもペナルティーを科せられることになるのではないのでしょうか。本年度は何とかこのまま通してもらうにしても、来年1月とか4月から返礼割合の下方修正実施と明確にしないとまずいのではないのでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

返礼割合を3割以内にするにつきましては、検討しておりますが、現時点では時期につきましては未定であります。

今後も、現在の課題や財政への影響を考えまして、総務省の助言に基づき検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） それでは、次の質問です。

昨年の途中、返礼品のトップ20を私個人として担当課に問い合わせたところ、アイスクリームセット券、外食産業の共通商品券、コードレスクリーナー等の家電製品、ベッド製造販売会社の枕など、ベスト20全てが町内に工場がある企業の製品で占められていました。

そこでお聞きします。

2017年1年間を終了した時点で、この傾向に変化はあったのか、なかったのか質問します。

同時に、これらの町内に工場のある製品がふるさと納税返礼品全体のどの程度の割合を占めるのかも、あわせて質問したいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 平成29年度の実績では、町内に工場がある返礼品の割合の状況に変化はなく、寄附者からは引き続き高い評価をいただいております。これら町内に工場のある返礼品の平成29年度のふるさと納税の返礼品全体に占める割合は、金額ベースで、約90%となっております。

以上です。

○7番（高畑博行君） それでは、3番目の質問です。

総務省の通知では、金券や資産性の高い家電等は自粛対象です。

しかし、マスコミの質問に対して担当課長は、「地域振興につながると捉えている。転売禁止も明記している」とし、「現段階では見直す考えはない」と答えました。

もちろんふるさと納税は、都市部の税収を地方に移し、財政難に苦しむ地方の活性化につながる狙いがあります。しかし、金券や資産性の高い家電は自粛すべきということと、地域振興につながるから金券だろうが家電だろうがいいんだという議論を一緒くたにすべきではありません。やはり、実際に金券ショップに出回る換金可能な金券やメルカリなどで転売可能な家電などは基本的にやめるべきだというなら、素直に従うべきではないのでしょうか。

全国の自治体の中には、指摘されたそれらの自粛対象品を除外し、大幅修正をした自治体は数多くあります。その結果、ふるさと納税が激減したとしても、「ルール内で実施し、むしろ燃えている」と話す担当者もいます。多くの家電・精密機械メーカーがある長野県伊那市がその筆頭です。

もしそれらの品目を返礼品から外したら本町のふるさと納税は大きなダメージを受けることは明らかで、小山町の財政は成り立たなくなるから簡単に総務省の通知には従えないというのが本音なのかもしれません。

そこで再度お聞きします。

なぜ素直に総務省の通知に従わないのでしょうか。どれだけ批判の声があっても、通知には従わず、今後もこれらの返礼品を続けていくつもりか改めて伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 総務省の助言では、金券や資産性の高い家電等につきましては、自粛対象であると示されておりますが、これまでも説明しているとおり、小山町の返礼品につきましては、小山町で操業している企業等の商品でありますので、総務省が指摘する、いわゆる金券ではなく、地場産品であると認識をしております。また、小山町には資産性

の高い家電製品に該当するような製品はないと認識しております。

先ほど町長も答弁いたしましたとおり、本町のふるさと納税は町内産業の活性化と財源の確保を目的として取り組んでおりますので、今後もこれらの返礼品につきましては継続していきたいと考えております。

以上であります。

○7番(高畑博行君) ただいまの答弁に対してお聞きします。

ただいま重要な発言をしております。

小山町の返礼品は町内で操業している企業等の商品だから、「金券ではなく地場産品」だと言われました。しかし、実際は、現物ではなく商品引きかえ券なので金券なわけです。ですから、小山町のその主張は、一般常識として通るのでしょうか。私は大変無理があると思います。しかも、工場で作った製品も全て地場産品だという認識も一般的に通用するのでしょうか。

地場産品の定義は、総務省もはっきりとした線引きをしていません。区域内で生産されたものとするなら、町内の工場で生産したものは全て該当しますが、一方で、地場産品として認められるものとして、1、地元でとれた農産物・畜産物・海産物、2、地元で制作された工芸品などと総務省が具体例を挙げて明確に示しています。地場産品を特産品という言葉で置きかえてもいいかもしれませんが、今言った対象が一般的な地場産品の認識でしょう。

今後も、小山町で操業している企業等の商品だから地場産品であり金券ではないという解釈を押し通す限り、総務省とはぶつかり続けるでしょう。しかも、地場産品であろうがなかろうが、金券や家電製品は自粛すべしという点でも、ずばり指摘され続けるはずです。

一方、総務省も、地場産品の解釈の線引きを厳しく打ち出してくる可能性だってあります。

今問題になっているのは、ふるさと納税の目的論というよりは方法論なんです。どういうルール内で実施していくのかという議論です。

改めてお聞きします。

何を言われようが、今後もこれらの返礼品は継続するという考えに変わりはないのでしょうか。総務省と話し合いを持ちながら調整を図るということをしていかないのか、その点を伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 再質問にお答えをいたしたいと思っております。

高畑議員とは見解の相違でございまして、先ほどの答弁のとおり、継続させていただきます。

以上であります。

○7番(高畑博行君) このままの方針でいくということですので、総務省との今後のやりとりに、私どもも注視をしていきたいと思っております。

では、最後の質問です。

ふるさと納税については、応援寄附金という本来の趣旨から考えると、地場産品の捉え方に相違があるわけですが、純粋な特産品に当たる地場産品を前面に出して取り組む本来の姿が求めら

れているのではないのでしょうか。

町内にある企業の製品に頼るのではなく、総務省の通知を受け入れ、小山町だからこそその本来の地場産品の開拓や独自サービスの開発と導入に軸足を置いてやるべきだと考えますが、その点はどうでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 小山町がふるさと納税を開始した平成27年度末で、返礼品は約130品目で、現在までに約210品目を追加し、約340品目となり、年々ふやしてきております。また、町内にある企業等の製品も立派な地場産品であると捉えております。町内には、返礼品として魅力あふれる製品や開拓できる製品が、まだまだたくさんあります。

今後、新たな返礼品の開拓に力を入れ、小山町を全国に広くPRしていきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ふるさと納税は、小山町にとって大きな推進力になってきました。

昨年度決算でも、ふるさと納税があればこそ、様々な事業もできたし、各積立金にも積み立てができました。

しかし、総務省の厳しい指摘が年々高まる中で、ずっとその通知を無視し続けることはできないでしょう。今後も無視し続ければ、どんな厳しい名指しの批判が待ち受けているか分かりません。それどころか、ふるさと寄附金制度自体には罰則がないにしても、ほかの交付金などでペナルティーが科せられないか心配です。

ならば、ここで仕切り直しをして、大幅見直しをすべきときなのかもしれません。その結果、ふるさと納税が大幅に減少しても、落胆せずに事業内容の見直しをし、新たな返礼品開発に意欲を持って正々堂々と取り組む方がすっきりしていいです。

焼津市や長野県伊那市などは、既にそういう方向で切りかえをしたわけです。

現時点では、地場産品の定義一つでも認識に大きな違いがあるようなので、幾ら議論をしても平行線です。今後は、町民の皆さんの意見も広く聞きたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は2件の質問をさせていただきます。

はじめに、熱中症対策についてお伺いします。

今年の夏は全国各地で記録的な猛暑が続き、熱中症と見られる症状で病院に搬送されたり、亡くなる人も相次ぎました。

7月には、愛知県豊田市で、小学1年生の男子児童が熱中症で亡くなるという悲しい出来事が起こりました。男子児童は校外学習から帰ってきて、教室で意識を失い亡くなりました。学校の教室には、エアコンが設置されていませんでした。

西日本豪雨災害では、今も被災者が学校体育館などに避難されています。連日30度を超える暑さの中、体調を崩された方が、エアコンのある教室に移動することにより体力を回復することもあります。避難所となる小中学校にエアコンを設置することは、広く町民の安心安全につながります。

子どもの命を守るため、また災害から町民を守ることを最優先に、小中学校のエアコン設置を早急に進めていただきたいと考えます。

文部科学省によると、全国の小中学校の普通教室へのエアコン設置率は49.6%ですが、静岡県は7.9%にすぎません。しかし、今年の猛暑で近隣市町も次々とエアコンの設置を名言しております。

年々暑さが増し、5年後、10年後は一体どうなるのかとても心配です。ただ、確かなことは、何であれ耐えるのには限界があるということです。

本町でも連日30度を超える猛烈な暑さが続きました。今年の夏のような命に関わる災害規模の猛暑には、町でもできる限りの手を打つべきと考えます。特に児童生徒や高齢者、障がい者には、熱中症にならないよう特段の配慮が必要です。

以上を踏まえ、次の3点について、町の考えを伺います。

1 点目、小中学校の普通教室への早急なエアコン設置は。これについては、先ほど高畑議員が質問しておりますが、再度お尋ねします。

2 点目は、公共施設などを活用した猛暑時の避難場所の開設について。

3 点目は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、乳児がいる家庭への訪問による熱中症対策の周知徹底について伺います。

2 件目は、防犯カメラの設置推進について伺います。

安心安全確保のための効果的な地域の取り組みとして、防犯カメラの設置を望む声が、特に小中学校へ通学している児童生徒の保護者から数多く寄せられています。

防犯カメラが設置されていることにより、ひったくりや窃盗犯罪などの抑止とともに、発生時の犯人検挙への活用が期待されてもいます。

町も地域住民との協働で、あいさつ運動や防犯パトロールなど啓発を行っていますが、さらに通学路や公園に設置することによって、子どもを犯罪から守る効果も期待されます。

2年後の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、町内には国内外から数多くの方が来町されます。

須走地区には既に設置されておりますが、他の町内、小中学校の通学路を中心に防犯カメラの設置推進を図るべきと考えますが、町長の見解を伺います。

以上、2件の質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、防犯カメラの設置推進についてであります。

議員御指摘の防犯カメラの設置は、犯罪を未然に防止する抑止効果に加えて、犯人の特定及び検挙に直接的に結びつくなど、非常に有効な取り組みと考えております。

静岡県では、「個人情報の保護に配慮した県が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領」により、県民等がみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラ等の設置・運用に関し必要な措置を講ずるとともに、防犯カメラの画像から知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用されないよう、利用及び提供の制限を定めております。

小山町におきましても、防犯カメラの設置につきましては、個人のプライバシー保護の観点から、同様の配慮が必要であり、現在、須走地区においては、地元の御協力のもと、町が須走地区における防犯カメラの設置及び管理運用に関する基準を制定し、地域住民の権利利益の保護に十分配慮して防犯カメラの運用を行っております。

小中学校の通学路を含めたその他の地区での防犯カメラの設置につきましては、今後、各地区の防犯連絡協議会や小山町生活安全のまちづくり推進協議会において、設置の必要性及び設置主体等を含めて御審議いただき、検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、教育長及び担当課長からお答えをいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 熱中症対策についてのうち、小中学校の普通教室へのエアコン設置についてお答えします。

高畑議員への答弁のとおり、今後、設置する箇所や設置工法、工程などを検討し、事業費を精査した上で、来年度以降、普通教室、ランチルーム、職員室等へのエアコン設置を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 熱中症対策についてのうち、はじめに、公共施設などを活用した猛暑時の避難場所の開設についてであります。

議員御指摘のとおり、今年の夏は地球温暖化の影響からか、歴史的な猛暑となっております。

健康福祉会館には誰でも自由に利用できるフリースペースとして、ふれあいルームとカフェスペースがあり、普段から地域住民や子ども達が利用し、避暑対策としての利用も見受けられます。

面積等の制約から利用人数には限りがありますが、町民の皆様にはぜひ涼みに来ていただきたいと考えます。

その他、健康福祉会館以外の公共施設として、役場本庁、各支所及び生涯学習施設等があります。それぞれの用途がありますが、これらの施設でも猛暑時には一時的に立ち寄り、涼んでいただくことは可能と考えております。

次に、独居高齢者、障がい者、乳児がいる家庭への訪問による熱中症対策の周知徹底についてであります。

7月13日から8月31日まで、静岡地方気象台から気温35度を超える気象予防時に30回の高温注意情報が発表され、これを受け、町では無線放送により熱中症対策を呼びかけました。無線放送は1日3回、朝6時半、9時、11時45分に行い、効果的に熱中症予防の啓発と情報提供ができたものと考えております。

内容は、野外、屋内に関わらず暑さ対策をしっかりと行うこと、こまめに水分・塩分をとること、冷房を適切に利用し、室温及び湿度の管理に留意することです。

家庭訪問による周知徹底についてですが、ひとり暮らしの高齢者に対しては、民生委員児童委員に熱中症対策の視点を持った見守りを改めて依頼しております。

また、個別事例では、町及び地域包括支援センター職員による訪問や、電話による状況確認を行っております。

障がい者や乳児がいる家庭については、多くの場合、保護者がいらっしゃいますので、一般の方と同様、無線放送等により呼びかけております。

こうした呼びかけに加えて家庭訪問を実施する場合、関係団体等との連携や高齢者見守りネットワークの活用が考えられます。しかし、対象家庭が多く、優先度の判断が難しい上、訪問者自身の熱中症も危惧されるため、家庭訪問という手段での対応は困難であると考えております。

今後も猛暑が続く可能性は高く、来年以降も猛暑となることを予測する識者もおります。引き続き、町民の皆様に対し、効果的な熱中症の対策の啓発と情報提供に努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○11番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、熱中症対策について3点お伺いします。

1点目は、教育長より、来年度以降の小中学校のエアコン設置を目指していきたいとの答弁がありました。

現在、町内の保育園・こども園にはエアコンが設置されていますが、幼稚園の設置はありません。預かり時間が短いとはいえ、児童の生命と健康を守ることは最優先です。小中学校の設置と一緒に幼稚園のエアコン設置も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうかお伺いします。

2点目は、今年の熱中症による町の救急搬送の状況についてお伺いします。

3点目は、猛暑時の避難場所ですが、先ほど健康増進課長が言われた健康福祉会館、役場本庁、この施設の近辺の方は便利だと思いますが、遠方の方には不便です。また、エアコンのない家もかなりあります。地域の公民館やコミュニティセンターなどを開放することはできないのでしょうかお伺いします。

次に、防犯カメラの設置についても再質問させていただきます。

町長答弁の中に、小山町において、防犯カメラの設置については個人のプライバシー保護の観点から配慮が必要であり、須走地区は基準を制定し防犯カメラの運用を行っているとのことでした。

今や自分の車にドライブレコーダーをつけて運転する時代です。先ほども申し上げたように、2年後のオリンピックを控え、安心安全の小山町を構築しなければなりません。

平成26年の警察白書では、防犯カメラが公共の安全を確保するために貴重な重要な役割を果たすようになっていると指摘しています。

それは、防犯カメラの映像が犯人逮捕の決め手となった2010年の東京目黒区の資産家殺人事件や、長期逃亡中の犯人の足取りを防犯カメラの映像で捉えた2012年のオウム真理教特別指名手配犯の一連の逮捕劇などです。最近では、大阪から逃亡した犯人が今捕まってはいませんが、警察では防犯カメラを駆使して行方を追っているようです。

町でも何かあってからでは遅過ぎます。防犯カメラのある町として犯罪の抑止力になります。再度、防犯カメラの早期の設置推進に向けて、町長のお考えをお聞きします。

以上、再質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再質問にお答えします。

先ほど申したとおり、防犯連絡協議会、また小山町生活安全まちづくり推進協議会がございまして、この中でこの件については御審議いただき、いろいろ地域の事情もございまして、先ほど申したプライバシーの問題もございまして、これらを含めてその審議の結果を町に上げていただくと、このような形をとりたいと思っております。

近々、10月1日に安全まちづくり推進協議会が開かれますので、今日の御質問についてはこの中にお投げして、地域で協議をいただいて、町の方に上げていただくと、こんな形をとりたいと思いますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 池谷議員の再質問にお答えします。

私の言葉が足りませんでした。小中学校と一緒に幼稚園も含めてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 再質問にお答えいたします。

はじめに、今年の熱中症及び熱中症の疑いの方を含む救急搬送の状況ですが、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部管内でございます。8月末現在で、出動件数は80件、搬送者数は81人です。このうち小山町では、24人の方が救急搬送をされております。

年齢では、満40歳以上の方が多くなっておりまして、特に75歳以上の方が全体の約3分の1を占めております。

症状の程度では、軽症が29件、中等症51件、重症は1件でした。

次に、地域の公民館やコミュニティセンターなどを開放できないかについてですが、公民館やコミュニティセンターにつきましては、公民館及びコミュニティセンターの施設の管理者である各地区の区長様の管轄となるわけですが、猛暑時に一時的避暑場所として開放をお願いすることは可能と考えております。

また、全国的にはクールシェアスポットを設ける取り組みが多く見受けられるようになりました。公共施設や飲食店、大型スーパーなどの民間施設などで、多数の方が集まる場所を上手に活用し暑さ対策の一助とするものです。

静岡県におきましても、地球温暖化防止を推進する施策ではありますが、ふじのくにCOOLチャレンジにおきまして、県内の多種多様な施設をクールシェアスポットとして登録をして、多くの方に利用していただき、無料アプリを利用して特典を設けています。

町内においては、現在、総合文化会館のみですが、健康福祉会館をはじめ道の駅やあしがら温泉など、町民が多く利用する施設がございますので、町民の皆様が身近な場所で熱中症対策として活用できるよう、対象施設の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○11番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

ただいま健康増進課長より、公共施設またクールシェアスポット、さらには公民館やコミュニティセンター、道の駅など多くの避難場所を掲示していただきました。それらの施設を住民に利用していただくための周知方法をお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 再々質問にお答えいたします。

周知方法につきましては、無線放送でのお知らせが一番効果的であると考えておりますが、無線放送での情報収集ができない方もおられると思いますので、自治会を通じた回覧板なども活用いたしまして周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（池谷洋子君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は、一括質問一括答弁方式で2件の質問を行います。

はじめに、ICT、IoTへの取り組みについてであります。

業務効率化を図るため情報通信技術を用いた改善を行い、業務の効率化などを推進するため、国内はもとより全世界で、ICT、IoTについての様々な取り組みがなされております。

教育、医療、農林、防災などの多岐の分野で利活用されております。情報通信技術の発展は私達の生活を変え、今後ますます加速していくものと推察されます。

ハードルが高い通信キャリアについても、安価で、かつ非常時に強いLPWAなどの開発がなされているところであります。

通信技術に関する識能を蓄え、目まぐるしく変化していく情報社会の中で、小山町もICT、IoTに取り組むことが必要と考えます。

そこで、3点質問をさせていただきます。

まず、本町の施設において既に取り組んでいることがあれば教えていただきたいと思ひます。

次に、現在、調査研究中のものがあれば教えていただきたいと思ひます。

三つ目に、今後取り組む予定の事業があれば教えていただきたいと思ひます。

2件目の質問です。

PFIを活用した落合地域優良賃貸住宅整備事業についてであります。

町は、就労支援事業の一環として、また小山地区の再開発と相まって優良賃貸住宅整備事業を進めることについて、説明をされ7月の臨時議会において議決したところであります。

小山地区に食品企業の工場が進出し、交代勤務であるため小山地区に居住を求めているが、希望する住宅が少ないため、やむを得ず御殿場に居住している世帯もあると聞いております。

従来の住宅関連のシステムと異なったPFI事業について質問にお答えいただき、より一層の理解を得て本事業が円滑に進むことを念頭に置いて質問させていただきます。

まず、PFI事業の概要であります。事業の背景についてお答え願ひます。

次に、PFI事業の概要についてお答え願ひます。

三つ目に、どのような所得層を対象としているのかお答え願ひます。

次に、今後の予定についてお答え願ひます。

最後に、今後、本事業と同様な事業計画はあるのか。

以上について答弁をお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、PFIを活用した落合地域優良賃貸住宅整備事業についてのうち、事業導入の背景についてであります。

成美地域の人口減少が進んでいること、高齢化率が高いこと、さらにJAエコープの閉店な

ど、この地域をめぐる状況を見たとき、何とかこの地域の元気を取り戻すためにはどうしたらよいのかと考えました。

その結果、富士紡ホールディングス株式会社が所有する落合社宅の跡地を本町が賃借し、地域優良賃貸住宅、いわゆる地優賃の集合住宅を整備することで、活性化の一助とするとの考えに至りました。しかし、財政厳しき折、町の負担を伴わない事業方法を庁内で検討した結果、PFIを活用することとなったわけであります。

次に、PFI事業の概要についてであります。

町は、地優賃、子育て支援タイプにかかった費用のうち、国の社会資本整備総合交付金による補助分、おおむね45%を民間事業者が町内に設立する特定目的会社SPCに支払い、残りの建設費55%と維持管理・運営業務に関わる費用を家賃収入から30年以内の割賦払いにより支払う事業計画で、成美地区の活性化事業として実施するものであります。

なお、地優賃の建設及び維持管理・運営については、質の高い賃貸住宅のサービス提供を行っていただくため、町が企画提案による事業者の公募を行います。

次に、どのような所得層を対象としているのかについてであります。地域優良賃貸住宅制度要綱第5条第2項の規定により、PFI事業による供給が行われる場合、月額所得については48万7,000円以下とされていることから、中堅所得者層を対象としております。

次に、今後の予定についてであります。既に去る8月中旬に募集要項等の公表を行い、下旬には募集要項等に関する説明会を実施いたしました。6者が参加をしました。

9月中旬には、参加表明書等の受け付けを行い、年明けて1月上旬に提案書の受け付けを実施、同月中旬に審査委員会を開催し、優先交渉権者の選定及び公表を行い、その後、3月の定例会でSPCとの事業契約の議決をいただくことを予定しております。

その後、平成31年4月から平成32年6月まで、施設設計及び建設工事を行い、7月に入居開始を予定しております。

なお、施設の維持管理・運営業務については、SPCを指定管理者として、平成32年7月から平成62年6月30日までの約30年間を、お願いするものであります。

次に、今後、本事業と同様な事業の計画はあるのかについてであります。本町では、平成25年3月に策定した、平成34年度までの10年間を期間とする小山町町営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の適正な管理運営に努めてまいります。この長寿命化計画の中では、町営住宅等の団地別・棟別の判定結果に基づき、今後の住宅の確保方策の一つとして、地優賃住宅の整備を示しております。

今後、本事業と同様な事業の計画については、落合地優賃住宅の建設後の状況を踏まえ、地域及び町全体に与える影響も考慮し、多角的に検討をしております。

その他の御質問につきましては、担当課長からお答えいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 渡辺議員にお答えをいたします。

次に、ICT、IoTへの取り組みについてのうち、既に取り組んでいることがあるかについてであります。

近年、教育・医療・産業・防災など様々な分野において、課題解決の手段として情報通信技術のICTの利活用が推進され、業務の効率化、サービスの高付加価値化、生産性の向上に加え、自動化の進展による業務の質の向上が期待をされております。

また、IoTでは、家電製品など身の回りにある「モノ」がインターネットにつながり、遠隔からでも認識や計測、制御などが可能になることから、今後、ネットワークに接続されるIoT機器の数が飛躍的に増加していくことが予想されています。

行政や公共サービスにおいても、ICT、IoTの利活用の推進は不可欠であり、町では、そうした取り組みの大前提として、本町が保有する情報資産の機密性・完全性・可用性を維持するために、情報セキュリティ対策が必須であることから、平成29年3月に小山町情報セキュリティポリシーを策定し、全職員への研修やセルフチェック、セキュリティ監査など情報資産を活用するための基盤整理を行いました。

そのような中、情報システムのクラウド化をはじめ、マイナンバーを活用したコンビニでの住民票等の交付などに取り組み、さらに、本庁及び出先事務所において、業務用インターネット回線の無線化を実施いたしました。また、地方自治体間ネットワークLG-WANを利用した各種サービスも活用しており、通称GISと呼ばれている地理情報システム、例規システム、メール無害化など業務の効率化を図っております。

このほか、チェックインシステムにより、事前に登録された方に対して、Eメールにより防災情報、行方不明者情報を配信しているほか、小中学校では保護者に対して連絡情報を配信しております。また、静岡県が提供するふじのくに防災情報共有システム「FUJISAN」を使用し、各市町の災害状況、災害対策本部、避難所設置情報等について迅速な情報共有を行っているほか、同システムからアラートを用いて、放送事業者・通信事業者等に対し、迅速な災害関連情報発信を行っております。

次に、現在、調査研究中のものがあるかについてであります。

総務省では、地方公共団体が情報システムのハードウェア・ソフトウェア・データなどを、外部のデータセンターで管理・運用し、ネットワーク経由で利用し、かつ複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を図るための自治体クラウドを推進しており、町でも導入に向けた調査研究を進めております。また、ICT、IoTの利用の際は、ネットワーク機器への安定的な電源供給が必要となることから、停電に対する対処や対応について調査研究を進めております。

次に、今後、取り組む予定のある事業はあるかについてであります。

まず、学校校務ネットワークについて、行政システムと同等のシステムセキュリティ対策と保守管理に取り組む予定であります。また、母子健康手帳アプリの導入を予定しております。さら

に、鳥獣被害防止対策において、従来よりも電力消費量が低く、一つの基地局で数キロメートル程度の比較的広い範囲での利用が可能な無線通信技術であるLPWAを活用したセンサーによるわなや、防除施設の設置などに取り組む予定であります。

町では、今後も個人情報の保護にも配慮しつつ、ICT、IoTを様々な分野に導入し、町が保有する各種データを部局・分野横断的に活用し、効果的な政策立案や住民サービスの向上などに取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○8番（渡辺悦郎君） まず、PFIを活用した落合地区の優良賃貸住宅整備事業についてです。

繰り返しになりますけれども、小山地区に企業が進出しました。このときに地域の人口もふえております。しかしながら、家族構成や間取り等で住居に、満足できなくて御殿場市に居住された方もいたと聞いております。入居者のニーズに応えることができなかったのではないかと推測しております。

今回のPFIを活用した落合地域優良賃貸整備事業は、子育て世代の住環境を整備し、人口減少に歯どめをかけ、地域のにぎわいにつなげることを目指していると理解しておりますが、これでよいのか伺います。

もう一つの再質問でございます。

ICT、IoTの取り組みについてです。

ただいまの答弁で、ICT、IoTの幹となるクラウド部分の答弁はいただきました。中でも、LPWAを用いたわなや防除施設設置に取り組むとありました。

LPWAにつきましては、主としてベンチャー企業が開発研究してきましたが、最近は大手キャリアメーカーも参入しています。これにより、シェアの拡大、また経費の削減につながると考えられています。用途も例えば、本町では、富士山登山者の安全確保などで有効と考えられます。

御案内のとおり、ICT、IoTにおいて研究開発が行われ、各地でも様々な分野で事業が始められており、特に教育、医療などの分野で実践されています。

そこで、教育、また医療において、本町で参考としていることがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員の再質問にお答えをしたいと思います。

お話のとおり、若者向けの世帯と、これから結婚する方もよろしいようですので、そういう方を募集させていただきたいと。ただし、そういう対象者が全部入居しなかった場合、残った部屋については一般の方でもよろしいと、こういうふうになっておりますので。できるだけ若い世帯の方に入っていただくように、しっかりと広報をしていきたいと思えますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 渡辺議員の再質問にお答えします。

私からは、ICTの取り組みの教育関連についてお答えします。

平成32年度からの新学習指導要領では、小学校においてプログラミング教育を必修化するなど、情報を活用する能力を学習の基盤とする資質・能力と位置づけています。また、ICT環境を整え、それを適切に活用した学習活動の充実を図ることを文部科学省からも求められているところです。

このICT環境の整備の取り組みとして、無線LANの普通教室への100%整備や、学習用コンピュータの整備などを行っていく必要があります。

今後、このようなハード整備とあわせて、さらに活用する教育ソフトや教員の指導力の向上などに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 医療について、何か参考としている事項があればお願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

私の方からは、医療に関する分野においてでございます。

現在、総務省が個人の医療・介護・健康に関する情報を集約化して管理をしまして、健康寿命の延伸、それから医療費の適正化を目的とするシステムを開発しております。そちらの動向を見ながら、本町におきましても対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 質問でございませぬけれども、ただいま教育次長と健康増進課長から答弁をいただきました。

クラウドの部分というのは本当に整いつつあります。これをいかに有効に使っていくかというのが、私は課題だと思います。いろんなところを参考に視察等に伺っているわけですが、やはり教育と医療というのは、どうしても皆さんいろいろ考えているようなところがあります。

特に私が参考としたのが島根県の浜田市なんですけれども、こちらの方でもそういう感じできずとやっついて、特に今の小山町の課題であります健康寿命の延伸についても取り組んでいると、そういう事例もありますので。また一挙に解決はできませんけれども、皆さん、それぞれの分野で参考としていることがありましたら、進めていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 私は、学校や園、子ども達・児童生徒に対する安全対策について、一問一

答方式で伺いたいと思っております。

まずは、昨日、台風21号が襲来いたしました。町内においても、各方面の準備・対応等、大変御苦労さまでございました。小中学校におきましても、休校や短縮など措置がとられたと伺っています。子ども達の安全のため、心配りを感謝するものであります。

さて、先ほど高畑議員、池谷洋子議員の質問と重なるところもあろうかと思いますが、子ども達の安全・安心に対する課題が数多くございますので、そのことについて質問をさせていただきます。

さて、振り返ってみますと、昨今、全国的に子ども達に関わる大変悲しく、痛ましい事件・事故が次々と報告されておるところでございます。

振り返りますと、昨年、新潟県では、下校途中の小学生女子が拉致され、殺害された上、線路上に放置されたという事件がありました。近くの青年が逮捕されました。また、千葉県では、登校途中の小学生女子が誘拐、殺害され、この件に関して保護者会の会長が逮捕されていると、大変な事件でございました。

今年になってからも、藤枝市の小学生男子が、下校中、近所に住む青年に襲われ、大けがを負ったことは、耳に新しいことであります。また、富山県では、交番勤務の巡査が襲われ殺害された上、奪われた拳銃で近くの小学校の工事現場の交通整理中の方が殺害され、学校の校舎にも何発かの弾痕があったというようなことが報告されています。幸い子ども達には直接の被害はなかったようですが、もし校内に入った場合、サスマタでの対応には無理があるんじゃないかなど、このように感じたところであります。

また、大阪での地震の際に、学校のブロック塀が倒壊し、登校中の小学生女子が亡くなったということは、世の中に大きな衝撃を与え、全国でブロック塀の検査が行われ、直ちに工事にかかった市町も数多くありました。

また、愛知県では、大変な暑さの中、校外行事を強行し、小学校1年生男子が、帰校後、病院に搬送され亡くなったというような事件もございました。

このような事件・事故は、以前からたびたびに繰り返されてきております。

大阪教育大学附属小学校に男が侵入し、子ども達が何人も殺害された痛ましい事件がございましたし、登下校中の拉致・殺害。あるいは、学校や遊園地での遊具によるけがなどの事故。運動会や部活動での事故、数え上げたら切りがございません。事故、事件の起こったときには安全対策が声高に叫ばれるわけですが、時がたてば忘れられていくというのも、一方の現実であります。

そこで、子ども達の安全のために常に気を配っておられる各学校、園及び子ども達、児童生徒の安全対策について伺います。

まず、各学校、園ではどのような防災計画を立てるよう指導されているか伺います。

最初に、各学校・園の防災計画は、どのような災害を想定して計画されていますか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員にお答えします。

各学校・園では、火災や地震、暴風雨時を想定して、各学校、園ごとに作成を行っております。
以上でございます。

○2番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきたいのですが、地震に対する備えということで、小山町内の学校では東南海地震などに対する意識がされているようですが、本町では、一方で相模トラフによる地震が大きな被害をもたらすことも言っておられます。

この相模トラフへの地震に対する情報収集、対策、必要性はどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 地震に際しましては、あらゆる地震を想定いたしまして、近くのもの、遠くのもの、いろんな形で起きてきます。ですから、直下型などいろいろ勉強しまして、それに対応するようにしております。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

次の質問に移ります。各学校・園での避難訓練は、年間で何回、あるいはどのような災害を想定して行われていますか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員にお答えします。

保育園、こども園では、年間で地震避難訓練を8回、火災避難訓練を4回、幼稚園では、年間で、地震避難訓練を8回、火災避難訓練を3回実施しています。

小中学校におきましては、地震、火災、不審者及びJアラートに対応した避難訓練を、合わせて年間6回程度実施しております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

次の質問に移ります。避難訓練の際、子ども達はどのような行動をとるように指導されておられるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 子ども達には、例えば、「おさない」、「かけない」——要するに走らないということですね。「しゃべらない」を、「おかし」などの合言葉にして、避難するルールを覚えて実施しております。

また、地震避難訓練のときは、机の下に潜り体を守るようにしています。

火災避難訓練のときには、口にハンカチを当て体を低くして行動するなど、防災計画で定めら

れている行動基準をもとに、それぞれの災害に対応した行動をとるように指導しております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 次の質問に移ります。

子ども達の保護者への引き渡しは、どのように行われているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 保護者への引き渡しですが、これは「引き渡しカード」というのを年度はじめに必ず作成しております、それに基づいて、担任等が保護者かどうか確認をしてから、直接保護者に児童生徒の引き渡しをするように行っております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 保護者ではなくて、知り合いに渡すようなことはありますか。

それから、もう一つ、引き渡さないで通学間の指導教師等が引率して下校するようなことも、あわせて伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） その場に応じてとのことだと思いますが、基本的には引き渡しカードで保護者に渡すことを原則としております。引き渡しカードの練習と、また訓練等において保護者が行けない場合には、そのことを必ず担任に連絡することになっております。

また、保護者が来ない場合におきましては、保護者が迎えにくるまで学校で預かることもあります。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

続きまして、今年の夏のように高温に関する情報が出された場合について、どのような対策が計画されているのでしょうか。

特に校外学習や校舎外活動への対策はどのように指導されているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 場に応じて適度な水分補給をすること、園では塩分チャージなどのあめを持たせたり、場合によっては活動時間の短縮などの対応を行っております。

また、小中学校におきましては、熱中症指数（WBGT）を計測する機械がありまして、その機器を使って指数を計測しており、その指数によって、活動実施の可否を決定したり、内容を検討するなど行っております。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） ただいまのお答えの中で、熱中症指数（WBGT）を計測する機器とあり

ましたが、この機器は全小中学校に配備されているのでしょうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 各学校で平成23年度ぐらいから購入していただきまして、全小中学校に置いてあります。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

次に、大きな2番目の質問に移りたいと思います。

不審者、侵入者への対策について伺いますが、まず、学校や園に侵入者があった場合、在校中の子どもの安全はどのように確保していますか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 在校中の子どもの安全につきまして、各学校では警察署と連携して、防犯の練習をしております。サスマタを使っての不審者対応訓練なども実施しております。また、不審者情報につきましては、一斉メール発信を保護者に向けて行っております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

次の質問に移ります。子ども達の登下校中の安全はどのように指導されているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

小中学校では、通学班ごとに話し合いの機会を設けています。それぞれの通学路について、危険箇所の確認や安全な登下校の仕方等について指導する時間を設け、通学路に応じた指導をしております。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 話し合いで子ども達の気づいた危険箇所、これに対応する場合にはどのように対応されているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 各地区では防犯連絡協議会などの組織があり、防犯、見守りに取り組んでいただいています。

P T Aや学校では、かけこみ110番のお宅をふやすなど、地域全体でも児童生徒の安全に努めていただいております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） ただいまの「かけこみ110番の家」との言葉が出たわけです。これは既に

20年ほど前にこの制度がつくられたと思いますが、この110番の家の継続依頼というようなものはどのようにされているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 「かけこみ110番の家」につきましては、していただけるお宅に必ずシールを貼るようになっていきます。年度はじめに必ず通学路確認を行いますので、そのときに確認を各班ごとに行っていると思います。

以上です。

○2番（佐藤省三君） 再々質問ということになりますか、かけこみ110番の家を依頼する場合には、常にそのお宅に人がいるということが前提になると思います。そういうお宅におられる方は、かなり高齢の方が多いのではないかとと思うわけですが、なかなか継続して依頼することが難しいのではないかとと思うのですが、そういう家族構成の変化に対応ということは考えておられますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） それらにつきましては、必ず年度はじめは確認を行います。

やはり返上される方もあったり、新しく申し込んでくださる方もありまして、意外と小山町では子ども会を通じて申請があるときがございます。

以上です。

○2番（佐藤省三君） それでは、続きまして、3番目の質問に移ります。

不審者や侵入者に対する防犯訓練はどのようにされているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

各学校において警察署等と連携して安全対策の年間計画を立て、不審者侵入時の訓練などを行っています。訓練では、警察署や地域の安全委員の方などの協力を得て、不審者が侵入してきた場合にどう対応するのか、その場合を想定して、実技を通して、教員、児童及び生徒が警察の方から指導を受けております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

三つ目の質問に移ります。学校や園等の施設設備の安全対策について伺います。

まず、遊具や校舎等の施設設備の点検はどのようにされておるのでしょうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

園では、遊具、消防用設備、機械警備の点検及び保守を業務委託し、遊具及び消防用設備は年2回、機械警備は適宜、業者が点検しております。加えて、遊具については、月2回程度、安全

点検表を使い、職員による安全確認も行っております。

小中学校でも設備等の保守点検等は園と同様に実施しており、遊具は6月から9月の間に保守点検及び検査を専門業者に委託して実施しています。加えて、建築基準法の規定に基づく建築物・建築設備・防火設備について、県の提出期限に合わせ、点検・報告をしております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 鉄棒やサッカー、ハンドボールなどのゴールなど、体育用具の点検はどのようにされているのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

外にあるゴール等も遊具と同じように、同じ頻度で点検を行っております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

それでは、最後の質問に移ります。

学校等にある遊具の今後の更新計画がもしあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

現在、更新計画は特にありません。今の遊具において不良箇所等が出た場合に緊急修繕や撤去するなど、現存の遊具を基本にして対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 特にありません。

このほか、本日は取り上げておりませんが、登下校中・帰宅後の交通事故、あるいは運動会での組み体操、理科の実験、技術・家庭等の実習等、危険が考えられることがかなりあります。学校や園などで子ども達の安全確保は大きな課題になろうかと思っております。

今後ともよろしく御指導をお願いして、質問を終了いたします。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 藪田豊造君。

○5番（藪田豊造君） 今日は、わさび平優良田園住宅について質問させていただきます。

現在、わさび平優良田園住宅の販売状況は順調であると伺っております。

まずは、職員各位の御努力の賜物だと評価したいと思います。

さて、わさび平優良田園住宅は、潤いのある豊かな生活を営むため良好な居住環境、立地環境を主たる販売理由としています。土地面積も1区画当たり300平米。町では、以下の理由を掲げて販売のキャッチフレーズとしています。

一つには、自然豊かな環境の中での山里暮らし。二つ目は、都会からのUターン、Jターン、Iターンなどに応えられる住宅。3番目は、老後の生活を送るために適した環境。4番目には、都市部への通勤可能な場所などを売りに、町の人口施策などを踏まえ造成販売に至っております。

この事業のために土地購入に1億6,400万円余、また造成費などに対して1億6,100万円、合計3億2,500万円余が小山町から支出されています。この全てが起債であります。

しかしながら、このたび私の得た情報によると、このうち、4,600万円余の償還がなされていると伺っております。これらを踏まえて、以下、一問一答方式で御質問させていただきます。

では、質問に入ります。

まず、販売状況についてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 菌田議員の質問にお答えします。

わさび平優良田園住宅の販売状況についてですが、平成30年8月21日現在で、売却件数6件、契約件数8件、申し込み件数15件の計29件となっており、販売区画数36区画に対し、進捗率は80.5%となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（菌田豊造君） 販売の成約件数が少なく、予約が圧倒的に多くなっています。この理由についてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 菌田議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、成約件数は6件であります。この成約件数というのは、全て所有権移転がなされたものです。

契約件数は8件となっております、これから目的が売買による、法務局での所有権移転登記を行うものです。

先ほどの答弁のとおり、申し込み件数につきましては15件で、契約の締結に向けて事務局で進めております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○5番（菌田豊造君） 今の申し込みが15件について今後どのくらいの時間がかかるのか。

それから、これはどこでもそうなんだけれども、予約してから幾日以内とかいろいろあります。小山町では、成約に至るまでに、どのような期間を設けているのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 藺田議員の再々質問にお答えします。

まず、申し込みから契約の期限は特に設けておりませんが、申込者には契約までの間に建築会社の設定、方針及び建築費用の算出を経て土地代金を含めた住宅ローンの手続が必要となります。

その後、ローン審査まで含めると3カ月から半年程度は期間を要するものと考えられるため、予約をいただいた方には、契約に向けた手続の進捗状況を定期的に確認し、早期の契約の締結に努めております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） よろしいですか。

○5番（藺田豊造君） 予約金などはいただいているのでしょうかね。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 特にいただいております。

○5番（藺田豊造君） では、2番目の質問に移ります。

この土地の購入者、成約した方々、あるいは申し込んで成約に至る方々、これらの方の年齢層についてお伺いします。

また、販売により人口の増加を見込んでいます。居住人口の想定はどのようにされているのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） この分譲地を購入する年齢層であります。これまで申し込みのあった計29世帯の内訳としましては、20代が3世帯、30代が17世帯、40代が3世帯、50代が4世帯、70代が2世帯となっております。

また、居住人口の想定についてであります。1世帯当たり4人、全体で144人を見込んでおります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） ここの人口ばかりでなく、小山町の人口をふやすには他地区からの居住が私は好ましいものだと思っております。

こうした人口増につながるような施策、あるいは努力はどのようにされているのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 藺田議員の再質問にお答えします。

現在、29区画の申し込み等がありました。これらの他地区からの移住促進こそ人口増につながるものであると考えております。

おやまで暮らそう課では、県内近隣市町及び神奈川県南足柄市、山北町などへの広告及びポスティング等を実施するとともに、おやまで暮らそう課情報サイト「ASUO」にも掲載し、他地区からの移住促進に努めております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） では、今まで29件の申し込みがありましたけれども、それらの他地区からの内訳、そういうものはありますでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 藺田議員の再質問にお答えします。

まず、6区画につきましては、小山町が2名、御殿場市が3名、裾野市が1名となっております。

契約済みの8区画ですが、小山町が2名、御殿場市が4名、裾野市が1名、東京都が1名となっております。

申し込みの15区画につきましては、小山町が1名、御殿場市が10名、裾野市が1名、伊豆の国市が1名、静岡市が1名、東京都が1名の15名となっております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） はい、結構です。

では、3番目の質問に移ります。

小山町では、人口増につなげる多額の助成金があります。それらの施策について伺います。

小山町民などからは、どのようなものが活用されているのかということも合わせて伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 助成金の活用につきましては、平成30年度当初予算では、一般会計の歳出、2款7項3目定住・移住促進事業費の定住促進事業費、約1,200万円を計上しております。

内容としましては、居住用の土地や住宅の購入、並びに住宅の賃貸をする場合にその仲介手数料相当額の2分の1を助成するもので、町外からの転入者に対しては、購入の場合で上限50万円、賃貸の場合で上限5万円を交付するものであります。

また、北駿材使用住宅建築に対しても上限50万円の助成を併用することができる制度としております。

平成30年度の現在までの助成実績であります。住宅の賃貸が19件、土地購入が8件、住宅購入が1件、北駿材使用住宅が2件の合計30件、計300万円を支出しており、このうち、町外からの転入者の利用は3分の2に当たる20件となっており、町内人口拡大への効果が出ているものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。（「議長、質問が違うよ。通告にないよ」と呼ぶ者あり）

菌田議員、当初「どのような施策をとっているのか」という質問なんです、「助成金等の施策はありますか」という質問ですが、これは通告と合致しない、当初の質問事項にはないものですので、その確認をいたします。

○5番（菌田豊造君） 朝、事務局と相談しまして、この質問もよしとされていますから、私は今しているんです。

悪いですけども、今しっかりと答弁してくれています。それで、今、小山町民は安心してこの課長に任せられるというような印象まで受けています。しっかり答弁させてください。私は、朝、そういうふうなことでもって……。〔通告の期限は終わっていますよ。今日じゃありませんから。〕と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 菌田議員、当初の通告は、「人口増につながるためにどのような施策をとっているか、また町民などからどのように活用されているか」との質問ですので、それについて、今、当局は説明しているわけです。

しかしながら、助成金等の施策というのは、この通告に入っておりませんので、この辺は御容赦願いたい。

以上。

○5番（菌田豊造君） 誰に向かって言ってんだ。

○議長（米山千晴君） 次の質問をどうぞ。

○5番（菌田豊造君） では、4番目の質問に移ります。

4番目の質問は、近年販売した分譲地と比べて、居住している方々には、このわさび平にどのような条件が課せられているのかお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 菌田議員の御質問にお答えします。

通常、市街化調整区域の建築では、建ぺい率60%以下、容積率200%以下とされておりますが、優良田園住宅では、優良田園住宅の建設の促進に関する法律及び平成28年4月に本町が策定いたしました優良田園住宅基本方針の規定により、敷地面積300平方メートル以上、建ぺい率30%以下、容積率50%以下、階層は3階以下としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（菌田豊造君） この分譲地は他のものと異なるものがあると聞いております。それは、どのような条件のことでありましょか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 菌田議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、市街化調整区域では、建ぺい率が60%以下、そして容積率は200%以下としておりますが、この優良田園住宅は、緑自然豊かな立地の中で、建ぺい率30%以下、容積率50%以下、階層は3階以下というところが、市街化調整区域の部分と変わっています。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○5番（菌田豊造君） 今度は5番目の質問に入ります。

4番目の質問のときにお答えを願ったんですけども、5番目でもって、この問題について正してみます。

5番目の質問というのは、株式会社わさび平と町とは、どのような契約がなされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 菌田議員の質問にお答えします。

株式会社わさび平と本町とは、平成28年9月13日付で、優良田園住宅建設工事施工協定書を締結しております。本協定書は、町が分譲販売を行う期間中、共益費については無償としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（菌田豊造君） この協定書の内容について、このほかに私はあるように思っています。もっと詳しいことを教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 菌田議員の再質問にお答えします。

まず、町と株式会社わさび平との契約についてですが、水道管及び下水道管の管理協定を平成30年4月11日に締結しております。また、購入者と小山町との契約、こちらにつきましては、販売により用地取得をしていただければ、当然のことながら、土地売買契約の締結となります。

この用地取得のほか、わさび平の水道料金、汚水処理の基本料金、使用料、共益費が発生しますので、詳細等については購入者に説明をさせていただき、小山町と株式会社わさび平、購入者との三者協定による管理協定の締結をしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（菌田豊造君） 要するに、水道管あるいは下水管については、わさび平のものを使うという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 菌田議員の再質問にお答えします。

まず、この水道管及び汚水管の維持管理協定ですが、小山町が整備し、そして株式会社わさび平が簡易水道業者として所有する給水施設より優良田園住宅地内に上水を供給するものとし、優良田園住宅から排出される汚水をわさび平が所有する汚水本管に接続を承諾するとともに、浄化槽に基づき適正な処理を株式会社わさび平が行うものとしております。

当然のことながら、優良田園住宅に住んでいただく方に対して、この機能を妨げるような行為があっては生活に支障が生じるために、株式会社わさび平と締結しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） 私は、これは小山町の町有地だと、町有地として購入したと考えています。それは、誰もが小山町のお金で買ったものだから、小山町が当然にして管理・運営をすべきだと思っておりますけれども、今の答弁ですと、水道料金、下水道料金については、わさび平に支払うと聞こえるのですけれども、いかがでしょうか。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 藺田議員の質問にお答えします。

小山町は土地購入者と契約をさせていただき中で、先ほどの答弁のとおり、そこに住んでいただくためにいろんな諸条件がございます。その内容を説明させていただき、わさび平に基本料金、使用料等を納めていただくということに間違いございません。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） そこから引かなくても、道路を隔てて向こうに行けば、水道の本管が通っている。わざわざ、わさび平のものを使ったという理由についてお答えください。

○議長（米山千晴君） 藺田議員、質問の要旨ですが、通告にありません。通告の範囲を超えていますので、ここで注意をいたします。

○5番（藺田豊造君） 悪いけれどもね、ちょっと済みません。私はその契約についての内容を聞いているんです。その内容について、疑義があるから、私は質問しているんですよ。

○議長（米山千晴君） 通告の範囲を超えております。ですから、ここで注意をいたします。

○5番（藺田豊造君） 町では何か隠さなきゃならないことでもあるんですか、これは。そういうふうには受け取られますよ。

○議長（米山千晴君） 発言に注意してください。

次の質問に移ってください。

○5番（藺田豊造君） では、最後の質問に移ります。

購入時から比べて、だいぶ環境が変わりました。

今後これらの変貌について、どのような環境が失われていくのか、どのように変貌していくのか、お答えできるものをお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 藺田議員の質問にお答えさせていただきます。

新東名高速道路の建設に当たっては、静岡県が平成6年3月に環境影響評価を実施しており、その結果を踏まえた事業計画により、現在、中日本高速道路株式会社により整備が行われています。

わさび平優良田園住宅は、潤いのある豊かな生活を営むために良好な居住環境、立地環境を主たるセールスポイントとしており、今後、交通アクセスのよさを活かし、美しい環境を保全しながらお住まいいただけるものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問ではありませんけれども、現在、小山町では2020オリンピックに向けて、これを世界に発信しようとしています。

この取り組みに対して、小山町の全体が世界中に映される。

わさび平に住む人達が、私達と同じ居住空間を保ち、楽しいまちづくりができるような町に1日も早くしていただきたいと祈念しまして、今日の質問を終わりにします。

○議長（米山千晴君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月21日金曜日 午前10時開議

議案第81号から議案第96号までの議案27件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに議員の派遣について採決を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時46分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

署 名 議 員 池 谷 洋 子

平成30年第6回小山町議会9月定例会会議録

平成30年9月21日(第5日)

召集の場所	小山町役場議場			
開議	午前10時00分 宣告			
出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	菌田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	込山 恒広君	11番	池谷 洋子君
	12番	米山 千晴君		
欠席議員	なし			
説明のために出席した者				
町長	込山 正秀君	副町長	室伏 博行君	
副町長	杉本 昌一君	教育長	天野 文子君	
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君	
経済建設部長	野木 雄次君	未来創造部長	遠藤 正樹君	
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	
町長戦略課長	後藤 喜昭君	シティプロモーション推進課長	勝又 徳之君	
総務課長	大庭 和広君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君	
介護長寿課長	山本 智春君	建設課長	山口 幸治君	
商工観光課長	湯山 浩二君	未来拠点課長	清水 良久君	
おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君	都市整備課長	高村 良文君	
危機管理監兼防災課長	岩田 和夫君	代表監査委員	池谷 浩君	
総務課副参事	米山 仁君			
職務のために出席した者				
議会事務局長	岩田 芳和君	議会事務局書記	小野 利幸君	
会議録署名議員	8番	渡辺 悦郎君	11番	池谷 洋子君
閉会	午後0時16分			

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第81号 土地の取得について
- 日程第2 議案第82号 小山町認可地縁団体印鑑登録条例の制定について
- 日程第3 議案第83号 小山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第84号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第85号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第86号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第87号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第88号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第89号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第90号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第91号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第92号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第93号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第94号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第95号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第17 認定第2号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第3号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第4号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第5号 平成29年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第6号 平成29年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第7号 平成29年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第8号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第9号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第10号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第27 議案第96号 平成29年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第28 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第97号 工事請負契約の締結について

追加日程第3 議案第98号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第5号）

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。阿部 司君の表決の方法は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告いたします。

農林課長 前田 修君は、本日の会議を欠席しておりますので、御報告いたします。

-
- 日程第1 議案第81号 土地の取得について
 - 日程第2 議案第82号 小山町認可地縁団体印鑑登録条例の制定について
 - 日程第3 議案第83号 小山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第4 議案第84号 町道路線の認定について
 - 日程第5 議案第85号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第6 議案第86号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第7 議案第87号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第8 議案第88号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第9 議案第89号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第10 議案第90号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第11 議案第91号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第12 議案第92号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第13 議案第93号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第14 議案第94号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第15 議案第95号 平成30年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第81号から日程第15 議案第95号までの議案15件を一括議題とします。

それでは、8月29日に各常任委員会に付託しました議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） ただいまから、8月29日、総務建設委員会に付託された11議案について、審議の経過と結果を御報告します。

9月11日午前10時から、会議室において、当局から室伏・杉本副町長、関係部局長、関係課長

及び副参事、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、順次、議案番号に沿って報告いたします。

はじめに、議案第81号 土地の取得について報告します。

委員から、広域行政組合から小山町が買うが、この資金はどこから出すのか。との質疑に。

財源については、町の一般財源を予定しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第81号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号 小山町認可地縁団体印鑑登録条例の制定について、議案第83号 小山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第84号 町道路線の認定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第4号）について報告します。

委員から、都市計画道路整備事業債が1億5,100万円減額補正になっているが、どの場所を計画していたのか。との質疑に。

都市計画道路大胡田用沢線の整備に対する国費の内示に基づいて、歳入の交付金と事業債を減額しました。との答弁がありました。

委員から、都市計画道路整備事業費が大きな減額になっているが、最終的に実施するのか。また、国からの交付金が受けられないから実施できないのか、または用地交渉が難航してできないのか。との質疑に。

都市計画道路整備事業費減額の主な理由は、国費である社会資本整備総合交付金の内示額が大幅な減額となったためです。都市計画道路は町の骨格道路であるため、随時、整備を行う計画に変更はありません。また、今年度分の用地補償は進めております。との答弁がありました。

委員から、昨年度の進捗状況は。との質疑に。

土地開発公社を利用して、6人の方の用地買収と補償を行っています。との答弁がありました。

委員から、公民館建設費補助金3,000万円の財源は自治振興費寄附金である。この補助金によって新柴の公民館が建てられるが、どのような内容か。との質疑に。

民間事業者から、新柴区の地域振興の目的で3,000万円の寄附をいただきました。その目的に沿って、3,000万円を新柴区の公民館建設に補助金として支出するものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第85号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）について報告します。

委員から、土地の取得について瑕疵担保責任はつけているのか。との質疑に。

この会計の補正予算では土地の取得はありません。との答弁がありました。

委員から、全体的に事業を実施する際には、瑕疵担保責任をつけているのか。との質疑に。

この会計で取得する土地については、土地開発基金で購入するのが基本となります。土地開発基金で買う土地については、小山町土地買収事務処理要領に基づいて契約書を作成して購入しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第90号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

委員から、土地の取得は、町の規則に従って行っているか。との質疑に。

現在、町は売る側になっています。特別事業については、起債で事業を実施しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第92号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）について報告します。

委員から、この会計での土地の取得は、町の規則に従って行っているのか。との質疑に。

適正な手順に従って用地買収を進めています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について報告します。

委員から、今回の補正は、地質調査のためであるが、文化財保護の目的で実施するものか。との質疑に。

文化財の試掘調査ではありません。全体の測量調査を実施していく上で、立木の状況や土地の現況等によって改変されている可能性がある箇所を事前に地質調査するものです。との答弁がありました。

委員から、ここから何かが出てくるからとの臆測で実施するのではないのか。との質疑に。

あくまでも試掘であり、物が埋まっているから行う調査ではありません。との答弁がありました。

委員から、このような地質調査を行うときには、物が埋まっていると思って調査するのが普通だと思う。ここでしっかりやらないと前回のようにいろいろな問題が生じないか。との質疑に。

そのようなことがないよう事前に土地を把握するための試掘調査です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）につ

いて報告します。

委員から、土地売払金5,000万円は何平方メートルを予定しているのか。との質疑に。

小山パーキングエリア周辺地区において、区域外への移転を示している事業者に対して、土地を先行取得します。従前の敷地面積が約1万平方メートルありますので、同等の面積を取得することを考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された、11議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、今議会に提案されている町道路線の認定箇所4路線の現地確認と視察を実施しましたことも、あわせて御報告します。

以上で、総務建設委員長の報告といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 池谷 弘君。

○文教厚生委員長（池谷 弘君） ただいまから、8月29日、文教厚生委員会に付託された5議案について、審議の経過と結果について御報告します。

9月13日午前10時から、当局から副町長、教育長、教育次長、関係部課長、危機管理監、専門監及び副参事等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、順次、議案番号順に報告します。

まず、議案第85号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第4号）について報告します。

委員から、小中学校のトイレ改修の補助採択が見送られたため、地方債の廃止がされるが、なぜ見送りになったのか。との質疑に。

この補助の中には、耐震補強やトイレ改修、エアコンの設置などが対象の事業になっています。耐震化事業が優先的に採択されるとの話もあることから、トイレ改修事業については優先度が低いため補助採択がされなかったと考えています。との答弁がありました。

委員から、成美小学校などではトイレの改修が思うように進んでいないとの声もある。地方債の廃止を受けて、地方債に代わり基金を活用して事業を進めるとのことだが、改修の規模やスケジュールに変更があるのか。との質疑に。

改修の規模について変更は生じません。スケジュールについては、当初、夏休みの期間を含めて実施していく計画でしたが、補正予算成立後に入札などを進めていくこととなります。できる限り年度内の完成を目指していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、すばしり保育園の耐震診断だが、将来的には須走幼稚園を増築して、こども園化の構想がある中、なぜ耐震診断を行うのか。すばしり保育園の園舎をほかに利用する計画があるのか。との質疑に。

すばしり保育園は、昭和53年に防衛補助金を受けて建築しています。すばしり保育園の建物は鉄筋コンクリート造で、財産処分の制限期間が47年になっていることから、まだ7年間の制限期

間が残っています。南関東防衛局から財産処分をするのか、または取り壊しをするのか、現在の状況を立証するために耐震診断が必要との助言を受けましたので、診断を実施するものです。との答弁がありました。

委員から、保育所等ICT化推進事業補助金について、どのようなICT化なのか。との質疑に。

保育に関する事務処理のICT化を行うため、民間保育所に対してシステム導入費用の一部を補助するもので、町内にある認定こども園が、タブレットやICカードなどの事務処理システム導入を行うためのものです。との答弁がありました。

委員から、静岡茶愛飲推進事業費補助金の事業の内容は。との質疑に。

各小学後にスティックタイプの粉末茶を作り、水筒などにお茶を入れて飲んでもらうことを考えています。北郷中学校は、茶葉からお茶を飲んでいるモデル校であるため茶葉を購入します。小山中学校と須走中学校は、小学校と同様にスティックタイプの粉末茶を作り、飲んでもらうことを考えています。各校に約1カ月分の粉末茶を作り、その期間飲んでもらいます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第85号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第87号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)、議案第88号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第91号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された、5議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長(米山千晴君) 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第81号 土地の取得について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第82号 小山町認可地縁団体印鑑登録条例の制定について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第83号 小山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第84号 町道路線の認定について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第85号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第4号)について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第86号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第7 議案第87号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第88号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第89号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第90号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第91号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第92号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第93号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第2号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第94号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第95号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第17 認定第2号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第18 認定第3号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第19 認定第4号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第20 認定第5号 平成29年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第21 認定第6号 平成29年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第22 認定第7号 平成29年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第23 認定第8号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第24 認定第9号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第25 認定第10号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第26 認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算

日程第27 議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長(米山千晴君) 日程第16 認定第1号から日程第26 認定第11号までの平成29年度決算11件と、日程第27 議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計12件を一括議題とします。

それでは、9月4日に各常任委員会に付託しました認定等につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） 9月4日、総務建設委員会に付託された、平成29年度決算関係の委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会は、先ほど報告しました、議案の審査に引き続き決算関係8件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算についてを報告いたします。

委員から、総務使用料、その他使用料20万321円の詳細を伺う。との質疑に。

主なものは、本庁に設置している自動販売機の使用料です。との答弁がありました。

委員から、小山フィルムファクトリー使用料156万円は、10カ月間の間に何回使用されたのか。との質疑に。

小山フィルムファクトリー使用料は、4月から1月までの指定管理に移行する10カ月間の使用料であり、26社から合計36件、延べ52日の使用がありました。との答弁がありました。

委員から、開発行為許可等申請手数料の許可件数は何件だったのか。との質疑に。

都市計画法第29条「開発行為の許可」が3件、第43条「市街化調整区域における建築許可」が17件です。との答弁がありました。

委員から、残存財産補償料207万2,964円はどのような内容か。との質疑に。

演習場エリア外にあり、立入制限がされている町有地の補償料です。との答弁がありました。

委員から、太陽光発電事業敷地貸付料について、当初予算では283万5,000円を計上していたが、決算額では204万5,936円になった。見込み額が違った理由は。との質疑に。

当初、4月から太陽光発電所が稼働する予定であったため、1年間分を計上していましたが、発電所が9月から稼働したことに伴い、4月から8月までの貸付料について、正規の額の3分の1としたため、減額となりました。との答弁がありました。

委員から、フィルムコミッション協力費はどのような内容か。との質疑に。

旧町立体育館などを利用した3件分の協力費です。との答弁がありました。

委員から、その他雑入460万2,789円の主なものは。との質疑に。

主なものとしては、本庁や支所のコピー代になります。また、事業としては、「町イチ！村イチ！」の助成金や芸術文化振興基金の助成金などです。との答弁がありました。

委員から、東名足柄バスストップ駐車場利用料18万円について、利用台数と協定内容に基づく利用料の内訳は。との質疑に。

指定管理に移行した昨年10月から今年3月までの合計件数になりますが、利用台数は6,621台でした。町が収入する利用料は、月3万円で年間36万円になります。平成29年度は、6カ月分の18万円を収入しています。との答弁がありました。

委員から、あしがら温泉の利用者数、道の駅「ふじおやま」の利用者数、道の駅「すばしり」の利用者数は。との質疑に。

平成29年度のあしがら温泉の入場者数は16万3,780人で、道の駅「ふじおやま」の利用者数は63

万6,908人でした。道の駅「すばしり」は、玄関にカウンターを設置していないため、レジの通過人数で把握しています。レジの通過人数は、40万2,222人ですが、通過人数の3倍を来場者数として捉えています。との答弁がありました。

委員から、道の駅「ふじおやま」の売上額は。との質疑に。

平成29年度の道の駅「ふじおやま」の売上額は、5億4,081万40円です。との答弁がありました。

委員から、臨時財政対策費4億1,900万円について、当初予算額を7,000万円ほど超えているが、臨時財政対策債がふえることは、どのようなことを意味するのか。との質疑に。

臨時財政対策債は、普通交付税の一部で、基準財政需要額が基準財政収入額を超える財源不足がふえると、臨時財政対策債も増額になります。ただし、償還金は全額普通交付税で措置されることになっております。との答弁がありました。

委員から、過年度町税過誤納金還付金の内容は。との質疑に。

過年度町税過誤納金還付金の件数は、154件でした。内訳は、固定資産税15件、個人町民税102件、法人町民税37件です。との答弁がありました。

委員から、町道維持管理費の除雪は、何日間実施したのか。との質疑に。

1月から3月にかけて延べ10日間実施しました。との答弁がありました。

委員から、ラウンドアバウト普及促進協議会負担金について、県内の市町が対象か。また、協議会に加盟している市町村数は。との質疑に。

ラウンドアバウト普及促進協議会は、全国の市町村で組織しています。現在、協議会に加盟している自治体数は16自治体です。との答弁がありました。

委員から、スタジオタウン小山構築事業費の目的と成果は。また、指定管理料150万円の詳細について伺う。との質疑に。

指定管理料の内訳は、施設維持管理費、電気使用料、人件費などが主なものになります。成果としては、今すぐに成果があらわれるものではありませんが、小山町で撮影をした方々が、映画監督になった際に、再び小山町で撮影をしていただき、町をPRしていただくことが一番の狙いです。今後も事業を継続していく中で、実行委員会組織を立ち上げ、精査・検証しながら企画・立案をしていきます。との答弁がありました。

委員から、都市計画道路費について、大胡田用沢線の用地買収の進捗状況、物件補償の件数、面積は。との質疑に。

6人の用地買収を実施し、面積は合計で1,081平方メートルになります。また、今年度内には用地買収は完了する見込みです。物件補償は、8人に立木、ビニールハウス、工作物、営業補償を含めて支出しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成29年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、他会計繰入金9,800万円余について、一般会計から繰り入れがされている。この原因は。との質疑に。

下水道事業は、須走地区だけが下水道区域になっています。利用料で会計内全てが賄えればよいのですが、地区が限られた中での事業となるため、使用料だけでは予算が賄えず、繰入金が必要となっています。との答弁がありました。

委員から、下水道の加入率は。との質疑に。

下水道の加入率は95.9%です。との答弁がありました。

委員から、事業債1,900万円の用途について伺う。との質疑に。

現在、須走浄化センターの長寿命化事業を、社会資本整備総合交付金を活用して実施していますが、補助残について、起債をして事業を行っております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成29年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算、認定第8号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算、認定第9号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算、認定第10号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算、認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、特に質疑もなく、採決の結果、議案第96号は、全員賛成で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された、平成29年度決算関係8件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 池谷 弘君。

○文教厚生委員長（池谷 弘君） ただいまから、9月4日、文教厚生委員会に付託された、平成29年度決算関係の委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

委員会は、先ほど報告した、議案の審査に引き続き決算5件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、児童福祉費使用料において収入未済額があるが、未納者の人数は、また、今後の徴収方法を伺う。との質疑に。

滞納繰越分は、平成20年度から平成27年度までの未納であり、人数は18人です。徴収方法は、現年度分については、納付相談により児童手当から充当してもらうなど、未納者にはできる限り接触をして、納付計画を立てながら滞納しないよう指導しています。滞納繰越分については、給与の差し押さえなどの強制処分も含めて納付をしていただいています。との答弁がありました。

委員から、児童発達支援事業費が予算額から大幅な減額となった理由と放課後児童通所支援事業費が大幅にふえた理由は。との質疑に。

児童発達支援事業費は、対象人数が減ったことにより、減額となりました。放課後児童通所支援事業費は、対象人数がふえています。理由としては、町内に「わかば」と「そら」の2カ所の福祉事業者ができ、放課後デイサービスのニーズがふえていることによるものと考えています。との答弁がありました。

委員から、保健事業について、がん検診の受診率と受診率向上の施策はあるのか。との質疑に。

平成29年度の肺がん検診の受診率は33.3%、胃がん検診は23.8%、大腸がん検診は42.6%、子宮がん検診は34.8%、乳がん検診は34.9%です。6月をがん検診の受診強化月間と定め、会議や催しなどで啓発を行っています。また、電話や郵送物でも受診勧奨を行い、受診率の向上を図っています。との答弁がありました。

委員から、ふるさとおやま同窓会応援事業補助金について、現在40歳未満が補助対象となっているが、年齢を引き上げる考えは。との質疑に。

過去に他市町で年齢を引き上げたために、目的であるUターン施策が崩れてしまい、補助金を廃止せざるを得なくなった自治体もあります。このようなことから、本町では当面の間、40歳を上限に事業を進めてまいります。との答弁がありました。

委員から、現在、町内における、老老世帯、あるいは独居高齢者世帯などのように、今後、支援が必要になりそうな世帯を把握しているのか。との質疑に。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年頃には、現況数よりも2割から3割程度増加していくことが推計されています。との答弁がありました。

委員から、きんたろうひろばが今年3月に開所して、多くの子どもと母親でにぎわっている。きんたろうひろばとぺんぎんランドでの育児または子育ての相談は何件あったのか。そして、どのような内容であったのか。との質疑に。

きんたろうひろばの3月分ですが、子育て支援相談員が受けた相談件数は32件です。ぺんぎんランドで受けた件数は、すがぬま保育園8件、すばしり保育園8件、きたごうこども園19件で、3園合わせて年間35件になります。相談内容は、子どもの発達に関することや保護者が子どもとどのように関わっていったらいいのかとの相談が主なものであります。との答弁がありました。

委員から、こども相談員が受けた対象者は。また、相談内容と回数は。との質疑に。

こども相談員を小学校と中学校に1人ずつ配置しています。対象者は、保護者、教職員、子ども自身等です。こども相談員は、各校を巡回してもらい、特別支援対象児童生徒の指導についての助言やケース会議での助言、不登校児童生徒の家庭訪問や保護者対応等を行いました。昨年度は、小学校の相談員が学校訪問を110回行っています。中学校の相談員は118回行っており、不登校生徒の家庭訪問や保護者からの相談等の対応に当たっています。学校訪問以外では、ケース会議の出席について、小学校の相談員が16回、中学校の相談員が9回出席して助言等を行いました。との答弁がありました。

委員から、自主文化事業の年次比較について、年間公演回数も入場者数もふえているが、事業

収入は減り事業支出はふえ、差し引き差額のマイナスは増加している。この結果をどう捉えているのか。との質疑に。

昨年度は、前進座による「怒る富士」やNHKのど自慢など無料の公演が多かったことや、平成27年、平成28年は入場者数が少なかったことから、平成29年度は入場者数をふやす取り組みを行い、多くの町民に観覧をしていただくよう入場料を低く設定したことにより収入が減少しています。入場料を低く設定したことにより、入場者数の増加の成果はあったと考えています。との答弁がありました。

委員から、町内五つの放課後児童クラブへの配分は児童数に応じて配分しているのか。また、何期かに分けて支払っているのか。との質疑に。

配分については、児童数に10万円を掛けた額と施設ごとに30万円を基本に支払いをしています。支払回数は3期に分けています。との答弁がありました。

委員から、小学校管理運営費と中学校管理運営費の町単独講師賃金が支払われているが、小学校、中学校それぞれ何人の講師を雇い、どのような働き方や指導をいただいているのか。との質疑に。

小学校については3人を雇い、週5日間勤務しました。中学校については1人を2校で任用し、小山中学校に2日間、北郷中学校に3日間、2契約に分けて勤務しています。業務内容は、チームティーチング、校内掲示物の作成や掲示、教材準備、学校内の環境整備などを行っています。との答弁がありました。

委員から、地域包括支援センター事業について、相談内容の主なものは。また、その対応方法は。との質疑に。

地域包括支援センター事業については、平成の杜に委託しています。家族からの認知症相談や介護認定の相談など、介護の入り口の段階での相談を多く受けています。また、要支援者を中心に支援を行っています。個々のケースについても本人や家族からの相談を受けて、サービスの計画プランを作成するなどの対応をしています。との答弁がありました。

委員から、一時的保育事業と延長保育事業は更にふえていくと考えるが、これらの対応は万全であるか。課題などはないか。との質疑に。

現在、特に課題はないと考えています。保護者から事前に利用したい場合には、各園に申し込みをしていただき、一時保育や延長保育を利用していただいています。との答弁がありました。

委員から、文化会館等管理運営費の備品購入費のインターカムとはどのようなものなのか。との質疑に。

インターカムは、総合文化会館金太郎ホールに設置しているシステムで、照明係や舞台係などが無線等で連絡を取り合う通信機器です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告します。
委員から、黒字決算であったことを考えると、基金へ積み立てすべきだったのではないかと
の質疑に。

平成30年度から県が財政運営の責任主体となったことから、町が支払う療養給付費等について、
同額が県から交付されるようになりました。このため、基金については、今までほど多額に持つ
必要がなくなっております。また、制度改正に伴いまして、県補助金の交付額や時期など不確定
な要素があります。それらを踏まえまして、平成30年度への繰越金は、基金積立をせずに即座に
対応可能な予備費に充てて対応しています。との答弁がありました。

委員から、特定健康診査事業の受診率は年々上がってきており、県内でも上位ではあるが、受
診率を50%にするためには、これまでとは異なった啓発も必要と思う。御殿場市内の病院でも特
定健康診査を受診できるようにしてはどうか。との質疑に。

特定健診のみならず、地域医療の考え方においても小山町の医療体制をどう確保していくのか
との問題があります。それらを総合的に判断しまして、御殿場市医師会との協議の結果、今は現
状のまま小山町内で受けてもらうこととしています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきもの
と決しました。

次に、認定第3号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成
29年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、
全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成29年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

委員から、要支援・要介護の段階ごとの人数は。との質疑に。

要支援1が63人、要支援2が106人、要介護1が201人、要介護2が156人、要介護3が161人、
要介護4が123人、要介護5が100人です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第7号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきもの
と決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された、平成29年度決算5件の審査の経過と結果についての委
員長報告とします。

なお、委員会終了後、災害対策本部映像装置の現地視察を実施したことについて、あわせて御
報告します。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第16 認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） ただいま議題となりました、認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

日本経済は緩やかな回復傾向にあるとはいっても、諸外国の経済の不確実性や金融資本の変動による影響など、決して手放しで楽観視できない状況にあります。地方経済の回復も思うようにはいかず、庶民の生活は実質収入の減少が止まらず、庶民にとっては景気回復の実感はありません。

そんな中での平成29年度決算ですが、一般会計の歳入歳出差し引き額から翌年度繰越財源と前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は、1億2,115万円の黒字でした。しかし、これは今まさに問題になっている、27億円を超えるふるさと寄附金による歳入10億5,768万円の増額が主な要因です。

決算の中身については幾つか指摘しなければなりません。もちろん、既に執行された事業について全てを否定するものではありません。大きな成果を残した事業もあり、高く評価したい取り組みも当然ありますが、今後の行政に活かす意味からも意見を述べさせていただきます。

反対理由の一つ目ですが、歳入歳出の側面から見ると、歳入では、昨年度と比較して自主財源の柱となる町税が決算額で2億313万円の増加でしたが、自主財源全体の18億7,696万円の増加は、寄附金の10億5,768万円の増加によるものが主だったことは数字の上でも明らかです。

一方、依存財源の詳細を見ると、国庫支出金2億5,334万円の増加が依存財源全体の2億6,300万円の増加にそのままつながっています。

結局、ふるさと寄附金と国の補助金頼みの財政状況が浮き彫りになっています。

また、経常的収入が臨時的収入を6億1,123万円下回り、比率で47.8対52.2となり、ここ数年ではじめて経常的収入が臨時的収入を下回りました。経常比率が高いほど財政の弾力化があるとされているわけで、本町の財政の硬直化がこんな数字からも明らかです。

一方、性質別歳出状況を見ると、普通建設事業費が27億4,599万円で前年度比10億318万円の大幅増となり、比率の上でも突出した伸びを示しています。また、節ごとの比較でも、委託料が前年度より2億9,778万円増で、一昨年（平成27年度）と比べると、5億9,650万円の大幅増になっ

ています。

昨年も指摘しましたが、委託する事業内容を精査し、安易に委託する方向は避けるという点で、ふえ続ける傾向に警鐘を鳴らしたいと考えます。さらに、工事請負費が前年度比10億3,450万円の増で、開発工事中心の傾向が顕著です。

また、積立金の7億5,404万円の増も、ふるさと寄附金様様であることは明らかです。

反対理由の二つ目ですが、財政運営状況についてであります。

財政力指数（単年度）は、0.004ポイント減少しました。また、経常収支比率は1.9ポイント下降し若干持ち直しました。町の実質的な借金依存度を示す実質公債費比率も、昨年度より改善したというものの、わずか0.1ポイントの減少で9.0ポイントです。これは、県内自治体の中でびりから7位です。

また、将来負担する可能性のある実質的な負債が標準的な年間収入額の何倍あるかを示す将来負担比率は、68.2ポイントで、昨年より9.1ポイント減少しました。その結果、県下最下位は脱したものの、びりから3番目です。

この点でも、町の長期計画に記された改善の方向にはほど遠い数値です。この二つの指標で明らかなのは、一昨年、昨年から緩やかな改善はあったものの、抜本的な改善までには至っていないということです。

さらに、町の借金に当たる町債残高は、総計で109億1,989万円となり、前年比2億1,420万円の増。町民1人当たりの負担は、8月1日現在で約58万3,400円となり、年々ふえ続けています。さらに、将来負担となる債務負担行為高は、平成30年度以降の支出予定額が10億1,619万円で、前年度比で2億8,440万円増加しました。

これら実質公債費比率、将来負担比率、町債残高、債務負担行為高の数値は、町民に大きな不安を抱かせるもので、決して軽視できません。

反対理由の三つ目ですが、決算の執行内容についてです。

予算は議会の議決をもって執行されることを基本としますが、予備費の充用や予算の流用による対応が毎年連続して増加傾向である点は監査委員もはっきり指摘しているところです。さらに、様々な分野での不用額、次年度繰越金の多さも問題です。翌年度に持ち越す事業が多ければ、当然繰越金もふえます。しかし、単年度で予算設計の見通し不足や円滑な事業推進の甘さを指摘されても仕方ない部分もあるでしょう。

また、一般会計の不納欠損額、収入未済額は改善されたようですが、必要以上の取り立てはなかったのか心配です。

さらに、歳出の中身を細かく見ると、工事請負費は前年度比10億3,450万円の突出した伸びです。商工労働費の大きな伸びも、未来拠点事業費1億4,816万円の伸びが主なものです。あれだけ大規模な開発をしていれば当然の結果ですが、これらの数字は他の歳出と比べて突出した伸びで、ほかの歳出とのバランスを欠いています。

最後に挙げたいのが、町が進める様々な取り組みで、町民と十分なコンセンサスが得られていないまま、一方的に事業を推進する印象が多く見られた点です。

華々しい大型開発行為に対して、今を生きる町民を取り巻く環境改善は昨年度も不十分なまま経過しました。昔から小山町に住んでいる町民にとって、住みにくさは依然として続き、特に高齢者にとっては深刻さが増すばかりです。

人口増加・定住移住増加策、そのための開発もいいですが、以前からこの町に住む町民にもっと光を当てた施策こそが求められています。

「大型開発がいくら進んでも、自分達の身近な生活はよくなる」と言い切る人も少なくありません。

開発行為を全部否定するつもりはありませんが、これらの開発と、今住んでいる人々の身近な生活環境改善のバランスが問題です。開発行為ばかり脚光を浴び、今ある町民の生活環境改善が置き去りにされたら何の意味もありません。その懸念がやはり残った決算であったとは言えないでしょうか。

最終決着はできたようですが、落合区での開発、いまだに隣接の事業者と和解に至っていないわさび平の優良田園住宅開発、本決算とは直接関係ないですが、都市計画税条例の町民への丁寧な説明など、町民と十分なコンセンサスを得られたかという点でも問題があったように思います。

以上、るる反対理由を述べましたが、冒頭に述べたとおり、公園の整備、子育て支援センターや放課後児童クラブ施設建設、パークゴルフ場休憩所建設、体育館アリーナ床改修等、歓迎される確かな実績を上げた事業も多くある点は評価しますし、何よりも職員の皆さんの日頃の努力には敬意を表したい点をつけ加えて、私の反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、認定第1号 平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算につきまして、認定すべき立場から賛成討論をさせていただきます。

平成29年度は、金太郎大作戦の種からつぼみとなり、花を咲かせる準備となってきたと思われまます。

まず、平成29年度一般会計の決算収支の状況において、歳入総額136億5,498万6,000円、前年度対比18.6%の増で、歳出総額127億1,414万8,000円、前年度対比17.14%増で、歳入歳出差し引き額は9億4,083万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4億4,735万3,000円を差し引いた実質収支額は、4億9,348万5,000円となり、昨年の実質収支額を差し引いても1億2,115万2,000円の黒字となっております。

そして、実質的な健全依存度を示す実質公債費比率は、9.0%と、昨年度よりわずかですが0.1ポイント下げ改善されております。

さらに、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は、68.2%で、昨年度より9.1

ポイントも下げています。全体的に見ますと、平成29年度において、財政の健全度はおおむね改善されていると、私は見ております。

しかし、昨今、ゲリラ豪雨や各地の台風被害、そして、北海道地震など予想できない未曾有の被害が、日本の経済にも大打撃を与えており、これからも予断が許せない世の中です。小山町にとっても他人事ではありません。

まず、平成29年度の決算における施策の成果を見ますと、小山町の歳入の根幹である町税が39億6,124万5,000円と、2億313万2,000円、5.3%も増額となり、また、ふるさと納税を含む寄附金が10億5,768万7,000円ほど大幅な増となっております。

自主財源全体でも93億3,000万5,000円で、前年度より18億7,696万2,000円増加しており、財政力はアップしてきている様子が見受けられます。

歳出の施策の成果において、特に、内陸のフロンティアを拓く取組である湯船原地区約300ヘクタールでは、六つのエリアでそれぞれ事業が進捗され、職・住の展開にもスピード感あり、目に見える形になってきたと評価できます。

定住・移住施策においても、わさび平優良田園住宅の宅地造成を行い、36区画が分譲されていると聞いております。

その他、藤曲地区や須走地区なども宅地分譲されています。また、小山町へ移住すると受けられる手厚い子育てと住宅に関する支援サポートを用意するなど、すばらしい事業展開であると私は思います。

さらに、移住体験ツアーや若者移住促進の交流セミナー、子育て世帯の移住促進の自然体験イベントなどを行っていることは、私は大変評価いたします。

健康福祉関係では、特にお達者度向上プロジェクト事業において、職員は、お達者度向上に向けて様々な事業展開をし、苦勞している様子は目に見えて分かります。

お達者測定会、高齢者自主運動教室支援、体力測定会やおやま健康マイレージにより町民の健康の大切さへの認知度アップ支援もされているところであります。

また、高齢者福祉への手厚い助成やサービスの事業展開もされております。

子育て支援関係においては、保護者の就労などに対応するために全保育園の延長保育の実施をし、子育て支援センター「きんたろうひろば」も建設され、子育て環境も充実してきたと感じています。

また、昨年度に引き続き、保育所、幼稚園の使用料助成事業も評価したいと思います。

教育関係において、北郷小や須走小のトイレ改修工事を行い、学校環境整備を行うなど、そのほか、小中学校への生きた英語を話し、聞く英語教育を行い、さらに、実用英語技能検定の受験助成をし、英語力の向上に努めました。将来への期待を抱かせるものであります。

さらに、観光交流において、各種イベント開催、特に自転車のイベント事業として、台湾のサイクリストを招き、ふじあざみラインを使ったヒルクライムを行うなどをし、2020東京オリンピ

ック・パラリンピック自転車競技の会場に小山町が決定し、2020年に向けての観光誘致及び交流促進を図られたことは、大いに意義のあることと私は思います。

その他、各種事業においても、積極的に取り組んでおり、施策の成果に芽が出て花が咲き始めていると私は感じています。

今後は、町民に施策を理解していただくように努力されることと、監査意見書にもありますように、今後数年間は厳しい財政運営となることが予想されると言われていますので、収入財源の確保とともに、10年、20年先まで見据えた持続可能な財政の健全化を図る取り組みをするように望み、平成29年度小山町一般会計歳入歳出決算を認定すべく、私の賛成討論とします。議員の皆様判断をよろしくお願いします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 先に皆様方が、その成果についても述べられました。私は、ミクロ的な問題について、反対の立場から指摘していきたいと思います。

では、はじめからいきます。

私は、認定第1号 平成29年度一般会計歳入歳出決算を、以下の理由をもって反対します。

まず、第1が、人件費の18億1,676万2,000円のうち、道の駅「ふじおやま」、観光協会、静東森林経営協同組合の研修派遣に、手当、給与でもって支出された2,174万2,000円についてであります。地方公務員法の第35条には、職務専念の義務があります。専ら民間の職務に専念することは、この法に抵触すると考えざるを得ません。

根拠となるものには、八王子市の住民訴訟があります。観光協会へ市の職員を給与つきで派遣したことは違法とされ、市側は全面敗訴となっています。このような事例から、これを私は認めるわけにはいきません。

次に、歳出、2款8項1目スタジオタウン小山構築事業費5,243万4,000円であります。昨年度より旧労働金庫研修所跡地において、NPO法人小山町フィルムコミッションが指定管理者となっております。この事業展開が全く分かりません。地方創生拠点整備交付金事業のうちスタジオタウン小山映像文化拠点整備事業費6,987万6,000円を加えると、1億2,230万円にもなります。しかし、フィルムコミッションからは、10カ月分といえ、それらの事業から入ってくる金は156万円です。

町内へは別の意味でお金を生むことがあると思います。例えばフィルムコミッションで、撮影が何かで来たときに、弁当をとったとか、あるいは旅館に泊まったとか、そういう経済効果はあると思いますけども、これらについての費用対効果をしっかりと調べるべきであります。さらに、今後、年割にすると、約900万円の債務負担行為も議決されております。これらをしっかりと見据えて、我々は本当の費用対効果を求めていかなければ、ただの無駄な支出となりかねません。

第3に、ふるさと納税の寄附金であります。寄附総額は、29億1,418万6,000円で、歳入の21.3%

を占めています。ふるさと納税だけでも27億9,733万円です。これは20.4%になります。こうした収入は、町にとってもありがたいことかもしれません。しかし、小山町が総務省や報道で返礼品について見直しが強く指摘されている現状では、手放しで喜べる状況ではありません。返礼品の見直しを余儀なくされることは必至であります。本来の地場産業の振興、強い地場産業の製品を作り出すこと、そういうことにもっと力を入れるべきではないでしょうか。この制度がいつまで続くか分かりません。常に警戒してかかるべき事案だと思います。

また、後年度負担にかかる起債がふえ続けています。入りを広げ、出づるを制するのは当然のことです。しっかりとした行財政改革に取り組み続けることが大事であります。皆様からその費用対効果について多くの批判を呼んでいるコミュニティバスの運行は、6,000万円が支払われています。こういったことを思い切って見直すべきときが来ているのではないのでしょうか。

以上をもって、私の反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

お諮りします。日程第17 認定第2号から日程第26 認定第11号までの、平成29年度特別会計決算10件及び日程第27 議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件、合計11件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第96号までを一括質疑といたします。

それでは、認定第2号から議案第96号までについて、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17 認定第2号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

日程第18 認定第3号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第19 認定第4号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第20 認定第5号 平成29年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第21 認定第6号 平成29年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第22 認定第7号 平成29年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第23 認定第8号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。

日程第24 認定第9号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

日程第25 認定第10号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、認定第10号は、認定することに決定しました。

日程第26 認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

5番 藺田豊造君。

○5番(藺田豊造君) 認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算につき、以下の理由をもって反対します。

まず、私はこの事業そのものが、当局の予想どおりに継続可能なものか否かについて、疑問に感じているところです。現在でも予定していた電力料金に大幅な見直しをされることは必至であります。さらに、原材料の木とて有限な資源であります。ペレットの安定供給にも疑問が残ります。

この問題の本題に入ります。

決算書の3款繰入金50万円は、一般会計からであります。利息は支払われないのでとの理由でした。しかし、この中で支払われたのが、17万8,076円であります。32万1,924円が不用でした。

このように、2.8倍もある予算計上には、私は不適切と言わざるを得ません。さらに、今日に至るまで運営先が決まっていません。誰がどのようにして町に利益を与えるのか、それはいつからか、余りにも疑問に感じている事業でございます。

この運営が利益相反にならないようにしっかり決められることを希望し、以上をもって私の反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 私は、認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について、賛成討論をさせていただきます。

湯船原地区の木質バイオマス発電事業につきましては、これまでも過年度における議会定例会、また特別委員会におきまして、発電事業の全体構想及び熱電併給方式採用に至るまでの経緯や事業収支計画、また完成した施設の管理・運用方針等について、その都度、当局から具体的かつ丁寧な説明を受けてまいりました。

私は、町内8地区で事業を展開している内陸フロンティア推進区域の中で、再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域として位置づけられている湯船原地区において、林業エリアに整備した木質バイオマスを活用した森の金太郎発電所は、持続可能な地域循環型林業を構築するための拠点として、必要不可欠な核となる施設であると強く認識をしております。

その意味でも、平成29年度木質バイオマス発電事業特別会計においては、小山町が事業主体となり、県の補助金と起債を活用したことにより、施設整備工事に着手したことは、大きな前進と考えています。

森の金太郎発電所は、本年9月から発電を開始することとなりましたが、今後は売熱事業、さらに地域新電力事業と、段階的に事業を拡大・継続していくためにも、発電所施設整備事業は必要不可欠なものであります。

以上のことから、認定第11号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算に対する私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、認定第11号は、認定することに決定しました。

日程第27 議案第96号 平成29年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第96号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第28 議員の派遣について

○議長(米山千晴君) 日程第28 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、9月27日に富士宮市ほかで行う県内行政視察に全議員を、10月5日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会役員会に副議長を、10月15日に静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会総会、正副議長研修会に副議長を、11月7日に静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会広報研修会に議長が指名する議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定しました議員派遣について変更を要するときには、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときには、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第97号 工事請負契約の締結について、議案第98号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第5号)の合計2件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第97号、議案第98号の2議案、2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1

町長提案説明

○議長（米山千晴君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第97号、議案第98号の2議案について、提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 今回、追加提案いたしましたのは、工事請負契約の締結1件、一般会計補正予算1件の、合計2件であります。

はじめに、議案第97号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、町道2181号線向田橋橋梁補修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第98号 小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、予算の総額を126億8,006万円とするものであります。

先ほど、一般会計補正予算（第4号）を御承認いただいたばかりであります。小中学校及び幼稚園のエアコン整備を来年、夏までに完了する計画のため、追加提案するものであります。

なお、各議案の審議に際し、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第97号 工事請負契約の締結について

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 議案第97号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長（野木雄次君） 議案第97号 工事請負契約の締結についてであります。

資料は1ページからとなります。

本案は、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金事業町道2181号線向田橋橋梁補修工事の請負契約の締結案件であります。

工事概要は、竹之下向田地区の2級河川鮎沢川をまたぐ道路橋である町道2181号線向田橋において、小山町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁補修工事を実施するものであります。

対象橋梁の向田橋は、昭和48年に架設され、現在45年が経過しており、橋梁点検の結果から、橋面や鋼製部材等の劣化損傷部の補修を実施し、橋梁の健全性を回復させ、長寿命化を図るものであります。

主な工種は、ひび割れ補修工及び断面修復工一式、橋面防水工及び橋面舗装工300平方メートル、塗替塗装工474平方メートル、支承部補修工、伸縮装置取替工各一式であります。

工事入札は、9月19日に町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、東静建設株式会社が6,120万円で落札決定し、消費税相当額489万6,000円を加え、6,609万6,000円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、平成31年3月27日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（藺田豊造君） 1件だけ質問させていただきます。

この補修工事によって、何トンの車がここを通過可能なのか。それについてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

走行可能なトン数についてですが、通常的大型車であれば通行に一切問題はないと考えておりますので、重量にしましては、20トン程度までの走行には一切支障がないと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第97号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第98号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（米山千晴君） 追加日程第3 議案第98号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第98号 小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、予算の総額を126億8,006万円とするものであります。

それでは、補正予算書の5ページを御覧ください。

19款2項6目教育振興基金繰入金を420万円増額し、今回の補正の財源といたします。

なお、この教育振興基金は、ふるさと納税寄附のうち「生きる力を育む教育の充実」という使い道を指定した寄附金を財源として積み立てをしているものであります。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

6 ページを御覧ください。

9 款 2 項 1 目学校管理費のうち説明欄（5）小学校施設整備費を420万円増額いたしますのは、町内の小中学校と幼稚園、こども園にエアコンを整備するための調査計画費を計上するものであります。

この調査を速やかに行い、来年夏までに全ての小学校、中学校、幼稚園、こども園の普通教室等のエアコンを整備する予定であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2 番（佐藤省三君） 調査の対象となる教室は、いわゆる余裕教室も含むかどうかということと、それから、既存のストーブ等の暖房施設、これの扱いを今後どうするか。

3 点目として、エアコンの運用方法。暑いところから急に涼しいところに入るとなかなか大変だと思いますので、そのようなことも調査の対象になっているかどうかということ伺います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、教室についてですが、今回全ての教室を対象として調査いたします。

2 点目の空調設備、ストーブ等の関連についてですが、これらも調査の中で検討いたしまして、基本的には涼しくするためのエアコンの利用を考えておりますけれども、それらも含めて検討、協議をしていきたいと考えております。

次に、3 点目のエアコンの運用方法についてですが、今後どのように運用していくのか等々を含めて検討いたしますが、これらについては委託費の中に含まれていませんので、調査を踏まえた上で、教育委員会等で検討、協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第98号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成30年第6回小山町議会9月定例会を閉会いたします。

午後0時16分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

署 名 議 員 池 谷 洋 子